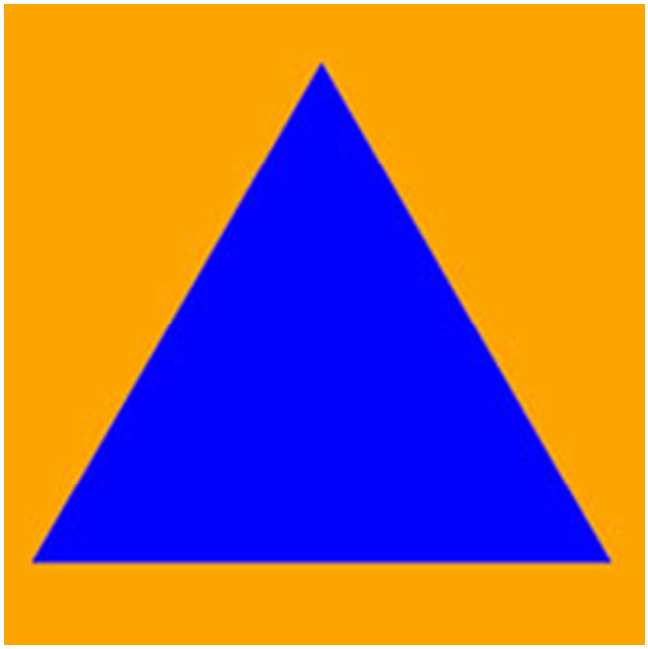
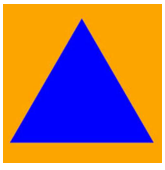
令和８年 11 月２日
庁　議　資　料

狛江市国民保護計画



狛　江　市

（組織改正反映案）



※　表紙のマークは、国民保護措置を行う団体とその要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するために使用するものです。ジュネーブ諸条約・追加議定書Ⅰ（1949 年）で定められている国際的な標識です。

前　文

昭和57年、狛江市議会では「われわれ狛江市民は『日本国憲法』の前文と世界の恒久平和を達成するという精神および第９条に記された『戦争の放棄、交戦権の否認』を、狛江市および狛江市民の行動原理として高く掲げたい」と、平和都市宣言を行った。

以来、狛江市ではその精神にのっとり、平和で自由な社会をめざし、市民生活の安全を図ってきた。もとよりその実現のためには、国が、アジアをはじめ世界各国との友好に努め、平和の維持に向けた一層の外交努力を推進することが不可欠であり、そうした行動を強く要請するものである。そして狛江市においても平和宣言都市として、平和のメッセージを発信し、たゆみない平和への働きかけを継続的に進めていく決意を表明する。

本計画は、こうした外交や平和への努力が実らず、不幸にして武力攻撃や緊急対処事態等が発生したとき、狛江市民の生命、身体および財産を最大限守っていくため、国や東京都及び関係諸機関と連携し、市民保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的として策定する。その具体化に当たっては、市民の思想・信条の自由など人権の擁護に充分留意し、また狛江市の実態にあった実効ある計画とするよう、最善の努力を払うものである。

目　　次

第１章　　総　　論..... 1
第１節　狛江市の責務、計画の位置づけ、構成等..... 1
１　狛江市の責務及び狛江市国民保護計画の位置づけ..... 1
２　計画の見直し、変更手続..... 2
第２節　国民保護措置に関する基本方針..... 3
第３節　狛江市及び関係機関の事務又は業務の大綱等..... 5
１　業務の全体像..... 5
２　事務又は業務の大綱..... 5
第４節　狛江市の地理的、社会的特徴..... 9
第２章　想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態..... 13
第１節　想定する事態類型及び事態例..... 13
１　武力攻撃事態..... 13
２　緊急対処事態 15
３　ＮＢＣを使用した攻撃..... 17
４　本計画における留意点 17
第２節　緊急対処事態に関する読替え..... 18
第３章　武力攻撃事態等への対処..... 19
第１節　初動連絡態勢の迅速な確立及び初動措置..... 19
１　事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置..... 19
２　武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 20
第２節　国民保護本部の設置等..... 21
１　国民保護本部の組織及び運営..... 21
２　国民保護本部の設置及び体制の確立..... 26
３　通信の確保 28
４　特殊標章等の交付及び管理 29
第３節　関係機関相互の連携..... 30
１　国・都の対策本部との連携 30
２　都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等..... 30
３　自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 31
４　他の区市町村長等に対する応援の要請、事務の委託..... 31
５　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請..... 32
６　狛江市が行う応援等..... 32
７　自主防災組織等に対する支援等..... 32
８　住民への協力要請..... 33
第４節　国民の権利・利益の救済に係る手続..... 34
第５節　警報及び避難の指示等..... 35
第１　警報の伝達等..... 35
１　警報の内容の伝達・通知 35
２　警報の内容の伝達方法 35
３　緊急通報の伝達及び通知 36
４　住民の取るべき行動　..... 36
第２　避難住民の誘導等..... 37
１　狛江市及び関係機関等の役割分担、住民の行動..... 37
２　避難の指示の伝達..... 38
３　避難実施要領の策定..... 38
４　避難住民の誘導..... 40
５　想定される避難の形態と狛江市による誘導..... 43
第６節　救援..... 50

１　救援の実施 50
２　関係機関との連携 50
３　救援の程度及び方法の基準 50
４　救援の内容 51
５　住民の協力 54
第７節　安否情報の収集・提供 55
１　安否情報の収集 55
２　都に対する報告 55
３　安否情報の照会に対する回答 56
４　日本赤十字社に対する協力 57
第８節　武力攻撃災害への対処 58
第１　武力攻撃災害への対処 58
１　武力攻撃災害への対処の基本的考え方 58
２　狛江市及び関係機関等の役割分担、住民の協力 58
３　武力攻撃災害の兆候の通報 59
第２　応急措置等 60
１　退避の指示 60
２　警戒区域の設定 63
３　応急公用負担等 63
４　消防に関する措置等 64
第３　生活関連等施設における災害への対処等 66
１　生活関連等施設の安全確保 66
２　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 66
第４　保健衛生の確保その他の措置 67
１　保健衛生の確保 67
２　廃棄物の処理 67
第５　ＮＢＣ攻撃による災害への対処等 69
第９節　被災情報の収集及び報告 72
第 10 節　国民生活の安定に関する措置 73
１　生活関連物資等の価格安定 73
２　避難住民等の生活安定等 73
３　生活基盤等の確保 73
第 11 節　他区市町村からの避難住民の受入れ 74
１　基本的考え方 74
２　受入態勢の整備 74
３　避難誘導への協力 74
４　救援 74
５　安否情報の収集・提供 74
６　避難や救援等における備え 75
第４章　復旧等 76
第１節　応急の復旧 76
１　基本的考え方 76
２　公共的施設の応急の復旧 76
第２節　武力攻撃災害等の復旧 77
１　国における所要の法制の整備等 77
２　狛江市が管理する施設及び設備の復旧 77
３　市、関係機関の役割分担 77
第３節　国民保護措置に要した費用の支弁等 78
１　国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 78
２　損失補償及び損害補償 78
３　総合調整及び指示に係る損失の補填 78

第５章　大規模テロ等（緊急対処事態）への対処.....79
第１節　緊急対処事態とは.....79
第２節　発生時の対処.....81
１　緊急対処本部の設置指定が行われている場合.....81
２　緊急対処本部の設置指定が行われる前にテロ等が派生した場合.....81
３　狛江市災害対策本部等による対応.....81
４　緊急対処本部への移行.....83
第３節　大規模テロ等の事態例ごとの対応の留意点.....84
１　攻撃対象施設等による分類.....84
２　攻撃手段による分類.....85
第６章　平素からの備え.....89
第１節　組織・体制の整備等.....89
第１　狛江市における組織・体制の整備.....89
１　狛江市の各部における平素の業務.....89
２　平時における危機情報の収集等.....89
３　初動体制の構築.....89
４　消防の初動態勢の把握等.....92
第２　通信の確保.....93
１　基本的考え方.....93
２　通信連絡体制の整備.....93
３　通信連絡訓練.....93
第３　住民等への警報・避難の指示等の伝達の仕組みの整備.....94
１　基本的考え方.....94
２　警報等の伝達体制の整備.....94
３　大規模集客施設等への伝達体制の確保.....95
４　多様なメディアの活用.....95
５　放送事業者との協力.....95
第４　情報収集・報告・提供体制の整備.....96
１　基本的考え方.....96
２　被災情報の収集・報告・提供に必要な体制の整備.....96
３　安否情報の収集、提供に必要な体制の整備.....97
第５　研修及び訓練.....99
１　基本的考え方.....99
２　研修.....99
３　訓練.....99
第６　関係機関との連携体制の整備.....102
１　基本的考え方.....102
２　都との連携.....102
３　近接区市町村との連携.....103
４　指定公共機関等との連携.....103
５　自主防災組織、ボランティア団体等との連携.....104
第７　特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備.....106
第２節　避難に関する備え.....108
１　避難に関する基本的事項.....108
２　避難施設の指定への協力.....109
３　避難実施要領のパターンの作成.....110
４　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等.....110
第３節　救援に関する備え.....112
１　救援に関する基本的事項.....112
２　備蓄・整備する物資・資材.....112
第４節　武力攻撃災害の最小化に関する備え.....113

1　武力攻撃災害の最小化に関する基本的事項……113
2　武力攻撃災害の最小化に関する基礎的情報の収集・管理……113
3　狛江市が管理する施設及び設備の安全確保……113
4　事態類型及び事態例に応じた留意事項……114
第５節　国民保護に関する啓発……115
1　国民保護措置に関する啓発……115
2　住民がとるべき行動等に関する啓発……115
3　学校における教育……116
4　赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発……116

第１章　　総　　論

第１節　狛江市の責務、計画の位置づけ、構成等

狛江市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、狛江市の責務を明らかにするとともに、狛江市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

１　狛江市の責務及び狛江市国民保護計画の位置づけ

⑴　狛江市の責務

○　狛江市（狛江市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年３月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、狛江市の国民の保護に関する計画（以下「狛江市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

【参考資料１】武力攻撃事態等への対処に関する法制
【参考資料２】災害の累計と関連法制

⑵　狛江市国民保護計画の位置づけ

○　狛江市は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、狛江市国民保護計画を作成する。

⑶　狛江市国民保護計画に定める事項

○　狛江市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、狛江市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第２項各号に掲げる事項について定める。

【参考資料３】狛江市国民保護計画の構成

⑷　国民保護措置の実施

○　武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に至ったとき、政府は、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）を定め、内閣総理大臣を本部長とする事態対策本部を設置し、国民保護措置を総合的に推進することとしている。

○　都道府県及び区市町村は、閣議決定による設置指定に基づき、それぞれの首長を本部長とする国民保護対策本部（以下、「国民保護本部」という。）を設置し、それぞれの国民保護計画で定めるところにより、国民保護措置を実施する。

【参考資料４】国民保護措置の実施

⑸　対処基本方針が定められる前の段階における対処

○　本計画では、突発的な事態発生にも適切に対応するため、政府において対処基本方針が定められる（武力攻撃事態等の認定が行われる）前の段階における対処についても取り上げる（緊急対処事態についても同じ。）。

⑹　災害対策を最大限に考慮

○　本計画は、武力攻撃事態等に迅速かつ円滑に対処するため、「東京都地域防災計画」（以下「都防災計画」という。）等により構築された災害対策の仕組みを最大限に活用している。

○　狛江市は、国民保護措置を実施するための組織・体制の整備、救援物資等の備蓄、訓練の実施等に当たり、災害対策との有機的な連携に配慮する。

２　計画の見直し、変更手続

⑴　狛江市国民保護計画の見直し

○　「基本指針」は、今後とも政府における国民保護措置の検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。本計画は、このような「基本指針」の変更や都国民保護計画の見直し、今後の国際情勢の変化、国民保護措置に係る新たなシステムの構築、訓練の成果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

○　狛江市国民保護計画の見直しに当たっては、狛江市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

⑵　狛江市国民保護計画の変更手続

○　狛江市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第３項の規定に基づき、狛江市国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「都知事」という。）に協議し、狛江市議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、狛江市国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要しない。）。

第２節　国民保護措置に関する基本方針

狛江市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、以下のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

⑴　基本的人権の尊重

○　狛江市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。

また、国民の自由と権利に制限を加えるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

⑵　国民の権利・利益の迅速な救済

○　狛江市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努める。

⑶　住民に対する情報提供

○　狛江市は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

○　狛江市は、いわゆるデマ情報の拡散による被害拡大の防止に努めるとともに、デマ情報への注意喚起を併せて実施する。

⑷　関係機関相互の連携協力の確保

○　狛江市は、国、都、近隣区市町村、他県の近隣市（川崎市）並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

⑸　住民の協力

○　狛江市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

○　狛江市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

⑹　指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

○　狛江市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

○　狛江市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に鑑み、その自主性を尊重する。

また、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保

護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

○　狛江市は、放送事業者や電気通信事業者等に都が実施する国民保護措置に係る協力等を依頼する場合は、強制その他の干渉にわたることがないように十分に配慮する。

⑺　高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

○　狛江市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

○　狛江市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

⑻　国民保護措置に従事する者等の安全の確保

○　狛江市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

○　狛江市は、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対して、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

⑼　外国人への国民保護措置の適用

○　狛江市は、市内に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第３節　狛江市及び関係機関の事務又は業務の大綱等

狛江市は、国民保護措置の実施にあたり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における狛江市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

１　業務の全体像

○　狛江市は、国民保護法その他の法令、基本指針及び本計画に基づき、国、都、その他関係機関と連携・協力して、迅速・適格に国民保護措置を実施する。

【別紙１】国民保護に関する業務の全体像

２　事務又は業務の大綱

○　狛江市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
狛江市	１　国民保護計画の作成 ２　国民保護協議会の設置、運営 ３　狛江市国民保護本部及び狛江市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処本部」という。）の設置、運営 ４　組織・体制の整備、訓練 ５　警報の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 ６　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 ７　退避の指示、警戒区域の設定、消防（消防団・消防水利事務に限る。）、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ８　生活基盤等の確保、その他の市民生活の安定に関する措置の実施 ９　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○　都の事務（都国民保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	1　国民保護計画の作成 2　国民保護協議会の設置、運営 3　国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4　組織・体制の整備、訓練 5　警報の通知 6　住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8　武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9　生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10　交通規制の実施 11　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 【警視庁】 1　警報伝達の協力及び退避の指示 2　避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3　救援の実施（被災者の捜索及び救出） 4　生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 5　警戒区域の設定等及び退避の指示 6　緊急交通路を確保するための交通規制の実施 【東京消防庁】 1　消火、救助・救急活動 2　避難住民の誘導 3　危険物等の措置 4　警報伝達の協力 5　生活関連等施設の安全確保に対する協力

○　指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	1　電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2　電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3　非常事態における重要通信の確保 4　非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1　地方公共団体に対する災害融資 2　金融機関に対する緊急措置の指示 3　普通財産の無償貸付 4　被災施設の復旧事業費の査定の立会い

東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	1　武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2　農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1　救援物資の円滑な供給の確保 2　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3　被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1　危険物等の保全 2　鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	1　被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2　港湾施設の使用に関する連絡調整 3　港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1　運送事業者への連絡調整 2　運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1　飛行場使用に関する連絡調整 2　航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区気象台	気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	1　船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2　海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3　生活関連等施設の安全確保に係る立入り制限区域の指定等 4　海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5　海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	1　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
北関東防衛局	1　所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2　米軍施設内通行等に関する連絡調整

○　自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 東部方面総監部	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）
海上自衛隊 横須賀地方総監部	
航空自衛隊 作戦システム運用隊	

○　指定公共機関・指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1　避難住民の運送及び緊急物資の運送 2　旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1　避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2　通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵便株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1　医療救護 2　外国人の安否調査 3　災害救援物資の備蓄及び配分 4　輸血用血液製剤の確保及び供給 5　その他の救護業務に関すること。
日本銀行	1　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2　資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3　金融機関の業務運営の確保に係る措置 4　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5　各種措置に係る広報 6　海外中央銀行等との連絡・調整

第４節　狛江市の地理的、社会的特徴

狛江市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、以下の狛江市の地理的、社会的特徴などについて、その措置の実施にあたり考慮するものとする。

⑴　地形

○　狛江市は、新宿から電車（小田急線）で南西へ約20分の位置にあり、市役所（東経139度34分43秒、北緯35度38分06秒、世界測地系による。）を中心に、東は世田谷区、西及び北は調布市、南は多摩川をはさんで神奈川県川崎市に接している。

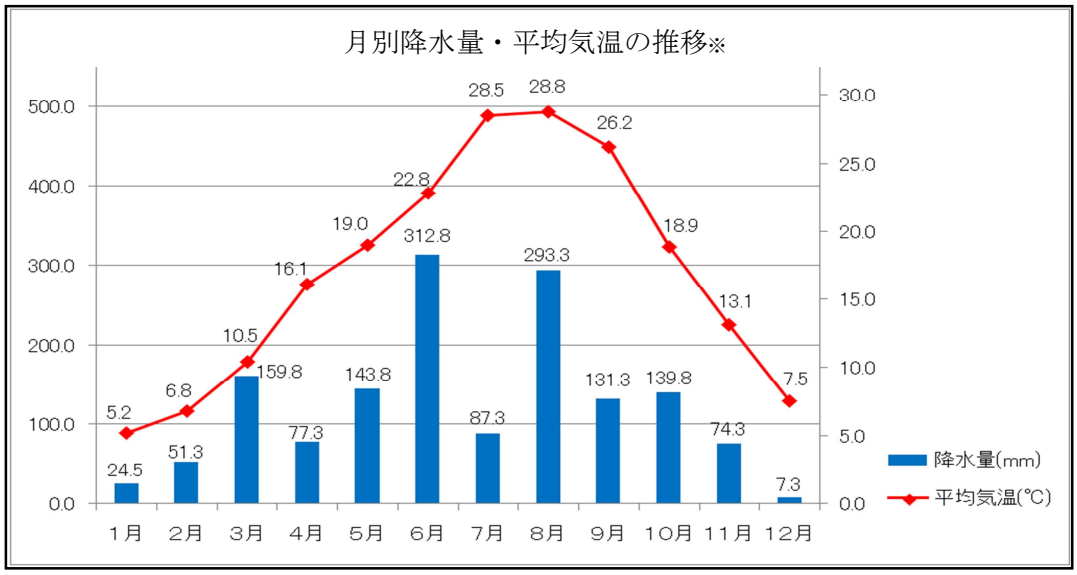
○　総面積6.39㎢、東西2,940ｍ、南北3,660ｍであり、狛江市の標高が約20ｍの平坦な地形である。

○　地質は洪積層及び多摩川・野川沿いに広がる沖積層からなり、地味豊かで果菜等の栽培に適している。

⑵　気候

○　狛江市（観測地：府中）においては、四季を通じて気候の変化に富んでいる。過去２年間（令和５年度及び令和６年度）の平均気温は、最も高い８月で28.8℃、最も低い１月で5.2℃となっている。

また、降水量は、最も多い６月で312.8mm、最も少ない12月で7.3mmとなっている。



（出典）気象庁　　※　府中観測地の過去２年間（令和５年及び令和６年）の平均気温

⑶　人口分布

○　人口は、狛江市の北西部（和泉本町１・３・４丁目、中和泉１・３・５丁目、東野川１・３・４丁目、西野川４丁目）及び南東部（東和泉１丁目、猪方３丁目、岩戸南１～３丁目、岩戸北２・３丁目）において、それぞれ2,000人以上が居住している。

令和7年1月1日 現在

町丁名	人口			
	世帯	総数	男	女
和泉本町　一丁目	3,080	6,230	2,895	3,335
和泉本町　二丁目	755	1,595	768	827
和泉本町　三丁目	1,226	2,665	1,304	1,361
和泉本町　四丁目	2,068	3,179	1,389	1,790
＊＊　小計　＊＊	7,129	13,669	6,356	7,313
中和泉　一丁目	1,159	2,040	982	1,058
中和泉　二丁目	977	1,918	972	946
中和泉　三丁目	1,519	2,917	1,442	1,475
中和泉　四丁目	708	1,522	749	773
中和泉　五丁目	1,980	3,870	1,913	1,957
＊＊　小計　＊＊	6,343	12,267	6,058	6,209
西和泉　一丁目	778	1,052	544	508
西和泉　二丁目	9	14	10	4
＊＊　小計　＊＊	787	1,066	554	512
元和泉　一丁目	756	1,195	547	648
元和泉　二丁目	783	1,439	672	767
元和泉　三丁目	535	825	397	428
＊＊　小計　＊＊	2,074	3,459	1,616	1,843
東和泉　一丁目	2,103	3,247	1,474	1,773
東和泉　二丁目	901	1,453	649	804
東和泉　三丁目	954	1,632	764	868
東和泉　四丁目	435	622	307	315
＊＊　小計　＊＊	4,393	6,954	3,194	3,760
猪方　一丁目	576	1,051	541	510
猪方　二丁目	758	1,570	802	768
猪方　三丁目	1,455	2,703	1,333	1,370
猪方　四丁目	630	1,203	592	611
＊＊　小計　＊＊	3,419	6,527	3,268	3,259

町丁名	人口			
	世帯	総数	男	女
駒井町　一丁目	807	1,639	803	836
駒井町　二丁目	580	1,352	661	691
駒井町　三丁目	763	1,627	833	794
＊＊　小計　＊＊	2,150	4,618	2,297	2,321
岩戸南　一丁目	1,269	2,495	1,215	1,280
岩戸南　二丁目	1,248	2,294	1,121	1,173
岩戸南　三丁目	1,382	2,731	1,336	1,395
岩戸南　四丁目	831	1,880	933	947
＊＊　小計　＊＊	4,730	9,400	4,605	4,795
岩戸北　一丁目	985	1,941	928	1,013
岩戸北　二丁目	1,009	2,129	1,007	1,122
岩戸北　三丁目	1,766	2,952	1,383	1,569
岩戸北　四丁目	1,138	1,758	862	896
＊＊　小計　＊＊	4,898	8,780	4,180	4,600
東野川　一丁目	1,056	2,029	1,004	1,025
東野川　二丁目	706	1,630	807	823
東野川　三丁目	1,202	2,578	1,246	1,332
東野川　四丁目	934	2,000	1,005	995
＊＊　小計　＊＊	3,898	8,237	4,062	4,175
西野川　一丁目	937	1,861	892	969
西野川　二丁目	737	1,621	769	852
西野川　三丁目	365	786	366	420
西野川　四丁目	1,377	2,803	1,408	1,395
＊＊　小計　＊＊	3,416	7,071	3,435	3,636
＊＊全体合計＊＊	43,237	82,048	39,625	42,423

（出典）狛江市住民基本台帳登録人口

○　令和２年国勢調査に基づく自治体ごとの昼夜間人口比率では、狛江市の昼間人口は夜間人口に対して少なく、一方、周辺都市には多くの昼間人口が存在している。日中に武力攻撃事態等が発生した場合、市外に通勤・通学している住民の安否情報や、狛江市内に通勤・通学している人たちの安否情報の把握が困難になることが想定される。

【狛江市及び周辺自治体等の昼夜間人口】

区　分		昼間人口(A)	夜間人口(B)	(A)／(B)
東京都		16,315,279 人	14,047,594 人	116.1%
狛江市		62,979 人	84,772 人	74.3%
隣接自治体	世田谷区	854,838 人	943,664 人	90.6%
	調布市	215,825 人	242,614 人	89.0%
	川崎市	1,285,285 人	1,538,262 人	84.9%

（出典）総務省統計局「令和２年　国勢調査」をもとに作成

⑷　道路の位置等

○　市内を通る幹線道路としては、以下のとおり整備されている。

ア　都市間連携軸（道路）

- 調布都市計画道路３・４・２号線　水道道路線
- 調布都市計画道路３・４・３号線　喜多見登戸線
- 調布都市計画道路３・４・４号線　狛江国立線
- 調布都市計画道路３・４・17号線　狛江仙川線
- 調布都市計画道路３・４・18号線　国領狛江銀座線

イ　重要目的道路軸（防災性向上）

・　調布都市計画道路３・４・16号線　和泉多摩川藤塚線

ウ　主要幹線道路

・　調布都市計画道路３・４・５号線　狛江下布田線
・　調布都市計画道路３・４・16号線　和泉多摩川藤塚線
・　調布都市計画道路３・４・19号線　狛江駅南口線
・　調布都市計画道路３・４・20号線　狛江駅北口線
・　調布都市計画道路３・４・23号線　稲荷前線

⑸　鉄道の位置

○　鉄道は、市北東部から南西部にかけ小田急線が走っており、市内には狛江駅、和泉多摩川駅の２駅があり、世田谷区との境界に位置する喜多見駅がある。

⑹　消防

○　狛江市は、消防団事務及び消防水利事務を除く消防事務を東京消防庁に委託している。

⑺　その他

○　狛江市内には、一般財団法人電力中央研究所や東京慈恵会医科大学西部医療センター、小田急線狛江駅、和泉多摩川駅、その他多くの住民が集まる1,000㎡以上の店舗施設として、ユニディ狛江店、ニトリ狛江世田谷通り店、Ｏｄａｋｙｕ ＯＸ狛江店、小田急マルシェ狛江、いなげや狛江東野川店等が立地している。さらに周辺には、小田急線喜多見駅、調布市のイトーヨーカドー、調布飛行場、川崎市川崎区の東芝エネルギーシステムズ(株)原子力技術研究所が立地しているほか、世田谷区の二子玉川地域、三軒茶屋地域、下北沢地域などに多くの住民が集まる地域がある。

○　狛江市は全国で２番目に市域が小さく、避難場所（災害時集合場所）となる公共施設が少ないことから、隣接区市から市への避難を想定した場合、避難場所が不足することが懸念される。

○　全市避難が必要な状況下では、川崎市に避難する場合、多摩水道橋に避難住民が殺到し、円滑な避難を行うことができない可能性がある。

【市内の災害時集合場所】

1　多摩川左岸一帯
2　西河原公園
3　防衛省共済組合狛江スポーツセンター
4　都立狛江高等学校校庭
5　狛江第一小学校グランド
6　狛江第三小学校グランド
7　狛江第五小学校グランド

8　狛江第六小学校グランド
9　和泉小学校グランド
10　緑野小学校グランド
11　狛江第一中学校グランド
12　狛江第二中学校グランド
13　狛江第三中学校グランド
14　狛江第四中学校グランド
15　市民グランド
16　西和泉グランド
17　前原公園
18　都営団地（公園）
19　多摩川住宅（公園）
20　狛江こだま幼稚園
21　狛江みずほ幼稚園
22　子鹿幼稚園

第２章　想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態

第１節　想定する事態類型及び事態例

本計画においては、以下のとおり基本指針及び都国民保護計画で想定されている武力攻撃事態４類型及び緊急対処事態４事態例を対象とする。また、それぞれの類型において、ＮＢＣ兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

＊Ｎ：核（物質）Nuclear　Ｂ：生物剤Biological　Ｃ：化学剤Chemical

１　武力攻撃事態

○　武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

○　狛江市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、都国民保護計画で想定されている次の４類型を対象とする。

⑴　弾道ミサイル攻撃
⑵　ゲリラや特殊部隊による攻撃
⑶　航空攻撃
⑷　着上陸侵攻

○　武力攻撃事態

事態類型	特　　徴	狛江市が想定する事態の可能性
⑴　弾道ミサイル攻撃 弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃	①　攻撃目標となりやすい地域 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 ②　想定される主な被害 通常弾頭の場合にはＮＢＣ弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。 ③　被害の範囲・期間 弾頭の種類（通常弾頭又はＮＢＣ弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。 ④　事態の予測・察知 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。	有

⑵ ゲリラや特殊部隊による攻撃 比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃	① 攻撃目標となりやすい地域 都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 ② 想定される主な被害 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 ③ 被害の範囲・期間 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 ④ 事態の予測・察知 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。	有
⑶ 航空攻撃 爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃	① 攻撃目標となりやすい地域 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ② 想定される主な被害 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 ③ 被害の範囲・期間 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ④ 事態の予測・察知 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 近年ではドローン（無人機）による攻撃も生起していることから留意が必要である。	有
⑷ 着上陸侵攻 多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃	① 攻撃目標となりやすい地域 ア 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 イ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられ	無

	る。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ② 想定される主な被害 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 ③ 被害の範囲・期間 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 ④ 事態の予測・察知 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。	

※ 下線部で示した施設や地理的特性については、現状の狛江市には存在しない。

2 緊急対処事態

○ 緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

基本指針及び都国民保護計画では、次の４事態例が示されている。

⑴ 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

（事態例）

- 原子力事業所等の破壊
- 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- 危険物積載船への攻撃
- ダムの破壊

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

（事態例）

- 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- 列車等の爆破

⑵ 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

（事態例）

- ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- 炭そ菌等生物剤の航空機等による大量散布
- 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

・ 水源地に対する毒素等の混入

イ　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

（事態例）

・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

・ 弾道ミサイル等の飛来

○　緊急対処事態

事態例	特　　徴	狛江市が想定する事態の可能性
⑴　攻撃対象施設等による分類		
ア　危険物質を有する施設への攻撃	①　原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。 ②　石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ③　危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ④　ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害（水害）は多大なものとなる。	有
イ　大規模集客施設等への攻撃	大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など）や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。	有
⑵　攻撃手段による分類		
ウ　大量殺傷物質による攻撃	次項「３　ＮＢＣを使用した攻撃」と同様の被害を発生させる。	有
エ　交通機関を破壊手段としたテロ	①　航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ②　攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。 ③　爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。	有

※　下線部で示した施設や地理的特性については、現状の狛江市には存在しない。

３　ＮＢＣを使用した攻撃

○　武力攻撃事態、緊急対処事態の類型等において、ＮＢＣ攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われることも考慮する。

○　ＮＢＣを使用した攻撃

種　　別	特　　徴
⑴　核兵器等	①　核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ②　ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 ③　放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。 ④　原因となる放射性物質や放射線種の特定が困難である。
⑵　生物兵器等	①　人に知られることなく散布することが可能である。 ②　生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生するおそれがある。 ③　生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。
⑶　化学兵器等	①　急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。 ②　建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ③　地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をはうように広がる。 ④　特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ⑤　化学兵器としては、一般的に、サリン、ＶＸガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。

４　本計画における留意点

○　本計画では、最近の国際情勢及び東京の特性を踏まえ、特に、次の二つの事態に留意する。

⑴　弾道ミサイル攻撃（武力攻撃事態及び緊急対処事態）

ウクライナ危機において首都攻撃への対応の重要性が明らかになり、また、我が

国の近隣ではミサイル発射が繰り返される状況にある。
本計画では、ミサイルを現実的な脅威として、ハード・ソフト両面から備えを重視する。

⑵ 大規模テロ等（緊急対処事態）
世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や、首都東京でテロが起きた場合には、都民にも甚大な被害が想定されることから、大規模テロ等に迅速に対処すべく、本計画において実効性を確保する。

【参考資料５】想定されるリスク（参考）

○ サイバー攻撃については日常茶飯事に行われており、武力攻撃や大規模テロ等の際には、より高度なサイバー攻撃・テロも想定される。これらの攻撃は、ライフラインや医療機能等に多大な影響を及ぼし、都民生活や都市活動に大きな影響を与えるおそれもあることから、関係機関等と連携し、平時から動向に注視していくとともに、有事には適切に対応していく。

第２節　緊急対処事態に関する読替え

○ 本計画における「武力攻撃事態等」には、緊急対処事態を含む。「緊急対処事態」の場合は、次表のように読み替える。

武力攻撃事態の場合	緊急対処事態の場合
対処基本方針	緊急対処事態対処方針
国民保護措置	緊急対処保護措置
国民保護本部	緊急対処事態対策本部
市対策本部長	緊急対処事態対策本部長

○ なお、次の規定については、緊急対処事態においては準用されない。
- 事態対策本部長の総合調整の権限に関する規定
- 内閣総理大臣の指示・代執行権に関する規定
- 国際人道法に関する規定
- 赤十字標章等、特殊標章等に関する規定
- 生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定

第３章　武力攻撃事態等への対処

第１節　初動連絡態勢の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、狛江市では、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の区市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応態勢を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動態勢を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、狛江市の初動態勢について、以下のとおり定める。

１　事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

⑴　緊急事態連絡室等の設置

○　狛江市長は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合においては、速やかに、都、警察及び消防に連絡を行うとともに、狛江市として的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。

【別紙２】狛江市緊急事態連絡室の構成等

○　「緊急事態連絡室」は、警視庁（調布警察署）、東京消防庁（狛江消防署）、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、都に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

○　狛江市は、国民保護本部の設置指定前にあっては、原因不明の事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、狛江市災害対策本部を設置し、国民保護に準じた措置を行う。

⑵　初動措置の確保

○　狛江市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により、狛江市災害対策本部を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を

行う。
　また、狛江市長は、国、都等から入手した情報を各機関等へ提供する。

○　狛江市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等や、消防法に基づき、消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

○　政府による事態認定がなされ、狛江市に対し、国民保護本部の設置の指定がない場合においては、狛江市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、国民保護本部設置の要請などの措置等を行う。

⑶　関係機関への支援の要請

○　狛江市は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の区市町村等に対し支援を要請する。

⑷　対策本部への移行に要する調整

○　「緊急事態連絡室」等を設置した後に政府において事態認定が行われ、狛江市に対し、国民保護本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに国民保護本部を設置して新たな態勢に移行するとともに、「緊急事態連絡室」等は廃止する。
　その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

２　武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

○　狛江市は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが狛江市に関して国民保護本部を設置すべき指定がなかった場合等において、狛江市長が不測の事態に備えた即応態勢を強化すべきと判断した場合には、緊急事態連絡室を設置して、即応態勢の強化を図る。

○　この場合において、狛江市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、狛江市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第２節　国民保護本部の設置等

狛江市は、国民保護本部の設置指定があった場合、国民保護本部を迅速に設置し、区域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、国民保護本部の組織、機能等や国民保護本部を設置する場合の手順について、以下のとおり定める。

１　国民保護本部の組織及び運営

○　国民保護本部の組織及び運営は、「国民保護法」、「狛江市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（以下、「国民保護条例」という。）」（平成18年条例第11号）に基づき行う。

⑴　役割

○　国民保護本部は、狛江市が実施する狛江市の区域に係る国民保護措置を総合的に推進する。

⑵　組織及び構成

○　国民保護本部に、本部長室を置く。

なお、本部長室は国民保護対策本部長（以下、「市対策本部長」という。）、国民保護対策副本部長（以下、「市対策副本部長」という。）、国民保護対策本部員（以下「市対策本部員」という。）で構成する。

○　市対策本部長は、必要と認めるときは、国民保護本部に部を置く。

○　部に属すべき市対策本部員は、市対策本部長が指名する。

また、部には部長を置き、市対策本部長の指名する市対策本部員がこれに当たる。

○　国民保護本部には、市対策本部長、市対策副本部長、市対策本部員のほか、狛江市の職員のうちから必要な職員を置くことができる。

また、当該職員は統括班、対策班、情報通信班、広報班、庶務班の任務に当たり、市対策本部長を補佐する。

【別紙３】国民保護本部の組織構成等

⑶　国民保護本部の所掌事務

機関の名称 （通常の行政組織名）	武力攻撃事態等発生時の業務
ア　本部長室	(ｱ)　国民保護措置の対処方針に関すること (ｲ)　国民保護本部設置の指定、解除に関すること (ｳ)　現地対策本部の設置に関すること (ｴ)　都及び他の区市町村への応援に関すること

	(ｵ)　自衛隊派遣要請に関すること (ｶ)　避難実施要領に関すること (ｷ)　他区市町村の避難住民の受入れに関すること (ｸ)　退避の指示、警戒区域の設定に関すること (ｹ)　応急公用負担に関すること
イ　国民保護企画財政部(企画財政部)	(ｱ)　被災に関する広報及び広聴に関すること (ｲ)　報道機関との連絡に関すること (ｳ)　国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること (ｴ)　国民保護対策に必要な現金及び有価証券の出納保管に関すること (ｵ)　国民保護対策に必要な収支命令の審査、執行及び現金の支払いに関すること (ｶ)　国民保護対策に必要な用品及び物品の出納保管に関すること (ｷ)　義援金品の受領及び配分に関すること (ｸ)　国民保護措置に伴う損失及び損害の補償に関すること (ｹ)　電子計算機システム維持に関すること
ウ　国民保護総務部（総務部）	(ｱ)　所管施設の被災情報の把握、施設利用者の安全確保、施設の保全に関すること (ｲ)　被災情報の収集・報告に関すること (ｳ)　住民への警報、避難の指示及び緊急通報の内容等の伝達に関すること (ｴ)　住民がとるべき行動等に関すること (ｵ)　要配慮者の総合調整に関すること (ｶ)　特殊標章等の交付に関すること (ｷ)　国又は他の地方公共団体からの派遣職員に関すること (ｸ)　本部職員の動員、服務及び給与等に関すること (ｹ)　本部職員の給食に関すること (ｺ)　国民保護対策に必要な物資及び資材に関すること (ｻ)　車両の管理及び本部職員の輸送に関すること (ｼ)　電話回線に関すること (ｽ)　避難場所等との連絡に関すること (ｾ)　庁舎等公共施設の応急復旧及び修繕に関すること (ｿ)　水防に関すること (ﾀ)　水防団体及び水防機関に関すること
エ　国民保護市民生活部（市民部）	(ｱ)　所管施設の被災情報の把握、施設利用者の安全確保、施設の保全に関すること (ｲ)　安否情報の収集に関すること
オ　国民保護地域文化スポーツ部（地域文化スポーツ部）	(ｱ)　所管施設の被災情報の把握、施設利用者の安全確保、施設の保全に関すること (ｲ)　安否情報の収集に関すること (ｳ)　中小企業の相談・支援等に関すること
カ　国民保護福祉保健部(福祉保健	(ｱ)　所管施設の被災情報の把握、施設利用者の安全確保、施設の保

部）	全に関すること (ｲ)　日本赤十字社及び社会福祉団体との連携及び協力に関すること (ｳ)　ボランティアとの連携及び協力に関すること (ｴ)　遺体収容所の開設及び管理運営に関すること (ｵ)　医師会等医療防疫機関との連携調整に関すること (ｶ)　医療救護班及び助産救護班等に関すること (ｷ)　避難行動要支援者に関する情報の収集に関すること (ｸ)　避難行動要支援者に対する支援に関すること (ｹ)　防疫に関すること (ｺ)　被災地等の伝染病予防、消毒に関すること (ｻ)　環境衛生及び食品衛生に関すること (ｼ)　動物の保護等に関すること (ｽ)　医療に関すること (ｾ)　救護所の開設及び管理運営に関すること (ｿ)　医療救護、乳幼児救護、保健指導及び栄養指導に関すること (ﾀ)　災害弔慰金の支給、援護資金等の貸付に関すること
キ　国民保護子ども家庭部（子ども家庭部）	所管施設の被災情報の把握、施設利用者の安全確保、施設の保全に関すること
ク　国民保護環境部（環境部）	(ｱ)　所管施設の被災情報の把握、施設利用者の安全確保、施設の保全に関すること (ｲ)　危険物等特殊災害における関係機関との連携に関すること (ｳ)　がれきの処理に関すること (ｴ)　廃棄物及びし尿の処理に関すること (ｵ)　下水道に関すること (ｶ)　環境衛生に関すること（他の部局に属するものを除く）
ケ　国民保護都市建設部（都市建設部）	(ｱ)　所管施設の被災情報の把握、施設利用者の安全確保、施設の保全に関すること (ｲ)　土木及び建築に関する資材及び労力の確保に関すること (ｳ)　応急仮設住宅等用地の選定及び同住宅の設営に関すること (ｴ)　本部職員等の輸送の応援に関すること (ｵ)　遺体の収容及び搬送に関すること (ｶ)　道路、河川、橋りょう、排水機場等の被害状況調査及び災害復旧に関すること (ｷ)　障害物の除去に関すること (ｸ)　建築物の被災予防及び補強工事に関すること (ｹ)　住宅建設の相談に関すること (ｺ)　建築物、工作物、がけ等の災害予防及び応急復旧に関すること (ｻ)　市施設の応急危険度判定に関すること

	(ｼ)　避難所等の応急整備・復旧現場の危害防止に関すること (ｽ)　応急仮設住宅等の入居及び管理に関すること (ｾ)　応急住宅措置及び応急復旧に関すること
コ　国民保護教育部（教育部）	(ｱ)　所管施設の被災情報の把握、施設利用者の安全確保、施設の保全に関すること (ｲ)　都、教育委員会及び教育機関との連絡調整に関すること (ｳ)　児童・生徒の被災状況に関すること (ｴ)　被災児童・生徒の生活指導に関すること (ｵ)　学校の教育経営に関すること (ｶ)　教職員の動員、服務管理等に関すること (ｷ)　被災児童・生徒の心のケアに関すること (ｸ)　被災児童・生徒の学用品の支給に関すること (ｹ)　被災学校の保健衛生及び給食に関すること (ｺ)　学校施設の応急補修等に関すること (ｻ)　文化財に関すること (ｼ)　避難所の運営に関すること
サ　国民保護議会事務局（議会事務局）	市議会との連絡その他渉外事務に関すること

⑷　市対策本部長の補佐機能の編成例

班　名	機　　能
ア　統括班	(ｱ)　国民保護本部会議の運営に関する事項 (ｲ)　情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 (ｳ)　市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
イ　対策班	(ｱ)　狛江市が行う国民保護措置に関する調整 (ｲ)　他の区市町村に対する応援の求め等広域応援に関する事項 (ｳ)　都を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
ウ　情報通信班	(ｱ)　以下の情報に関する国、都、他の区市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 被災情報、避難や救援の実施状況、災害への対応状況、安否情報、その他統括班等から収集を依頼された情報 (ｲ)　国民保護本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 (ｳ)　通信回線や通信機器の確保
エ　広報班	被災状況や国民保護本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動

オ　庶務班	(ｱ)　国民保護本部員や国民保護本部職員のローテーション管理 (ｲ)　国民保護本部員の食料の調達等庶務に関する事項

⑸　狛江市現地対策本部の設置

○　狛江市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、都等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、国民保護本部の事務の一部を行うため、狛江市現地対策本部を設置する。

○　狛江市現地対策本部長や狛江市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

⑹　現地連絡調整所の設置

○　狛江市は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。

○　狛江市は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地連絡調整所の参加機関（例）及び実施内容】

①　参加機関の例

都、狛江市、警視庁（調布警察署）、東京消防庁（狛江消防署）、第三管区海上保安本部等、保健所、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

②　実施内容

ア　被災状況や各機関の活動状況の把握

イ　各機関が有する情報の共有

ウ　現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整　　等

⑺　市対策部長の権限

○　市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア　狛江市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

○　市対策本部長は、狛江市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ　東京都国民保護対策本部長（以下「都対策本部長」という。）に対する総合調整の要請

○　市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。(*)

○　また、市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ　情報の提供の求め

○　市対策本部長は、都対策本部長に対し、狛江市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ　国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

○　市対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、狛江市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ　狛江市教育委員会に対する措置の実施の求め

○　市対策本部長は、狛江市教育委員会に対し、狛江市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

2　国民保護本部の設置及び体制の確立

⑴　国民保護本部の設置の手順

○　国民保護本部の設置は、次の手順により行う。

ア　国民保護本部を設置すべき市の指定の通知

狛江市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて国民保護本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ　狛江市長による国民保護本部の設置

指定の通知を受けた狛江市長は、直ちに国民保護本部を設置する（※事前に緊急事態連絡室等を設置していた場合は、国民保護本部に切り替える。）

ウ　本部員及び国民保護本部職員の参集

国民保護本部担当者（総務部安心安全課職員）は、本部員、国民保護本部職員等に対し、緊急連絡網を活用し、国民保護本部に参集するよう連絡する。

(*)　運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の区市町村から避難住民の運送の求めがなされた場合等

エ　国民保護本部の開設

国民保護本部担当者は、狛江市防災センターに国民保護本部を開設するとともに、国民保護本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、ＦＡＸ、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

なお、狛江市長は、国民保護本部を設置したときは、狛江市議会に国民保護本部を設置した旨を連絡する。

オ　交代要員等の確保

狛江市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ　本部の代替機能の確保

狛江市は、国民保護本部が被災した場合等国民保護本部を防災センター又は庁舎内に設置できない場合は、国民保護本部を下記の予備施設に設置する。

また、狛江市外への避難が必要で、狛江市内に国民保護本部を設置することができない場合には、都と国民保護本部の設置場所について協議を行う。

【国民保護本部の予備施設】

施設名	所在
狛江市民ホール（エコルマホール）	狛江市元和泉１－２－１
狛江駅北口地下駐車場	狛江市元和泉１－２－１
中央公民館（こまえみらいテラス）	狛江市和泉本町１－１－５

⑵　国民保護本部を設置すべき市の指定の要請等

○　狛江市長は、狛江市に対して国民保護本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、狛江市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、国民保護本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

⑶　国民保護本部会議の開催

○　市対策本部長は、国民保護本部設置後、直ちに国民保護本部会議を開催し、武力攻撃事態等の状況認識を共有するとともに、国の対処基本方針、東京都国民保護措置方針、庁内及び関係機関等からの情報等を踏まえて、市における対応方針を定める。

⑷　国民保護本部における広報体制

○　狛江市は、武力攻撃事態等において住民に適時・的確に情報提供を行うため、広報は国民保護本部で一元的に行う「広報責任者」を設置する。

○　広報は、防災行政無線、市ホームページ、こまえ安心安全情報メール、各種ＳＮ

Ｓ、コミュニティＦＭ、記者会見、問い合わせ窓口の開設等のほか多様な手段を活用して行う。

なお、情報の発信に当たっては、媒体によってタイムラグや内容のギャップが発生しないよう一斉配信システムを利用する。

○　広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。また、デマ情報への注意喚起を併せて実施し、住民の冷静かつ安全な行動を促す。

○　狛江市は、「警報、避難の指示、緊急通報」以外に、退避の指示、警戒区域の設定など、緊急に住民に伝達する必要があると認めるときは、平素における協議を尊重し、放送事業者に対して放送の依頼を行う。

放送の依頼に当たっては、放送依頼の理由、放送事項、その他必要な事項を明らかにするものとする。

なお、放送の有無、放送の形式、内容等については、各放送事業者の自主的な判断によるものとし、報道の自由を侵すものであってはならない。

○　国民保護本部において重要な方針を決定した場合など、その重要性等に応じて、直ちに、狛江市長自ら記者会見を行う。

○　狛江市は、国民保護本部を設置したときは、常設の窓口とは別に臨時相談所を設置し、被災者の生活などに関する相談、要望、苦情等の早期解決に努める。

○　広報の実施や相談窓口の設置に当たっては、都及び関係機関と連携した広報体制の構築に留意する。

⑻　国民保護本部の廃止

○　狛江市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を経由して国民保護本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、国民保護本部を廃止する。

⑼　突発的な事態発生

○　国による事態認定前(*)に武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合は、災害対策基本法など既存の法制を活用し、柔軟に対応する。

○　具体的な対処は、第５章第２節「発生時の対処」（82 ページ）による。

３　通信の確保

⑴　情報通信手段の確保

○　狛江市は、平時に使用する通信に加えて、国民保護本部と各箇所の通信を以下の手段により確保する。

(*) この時点では、狛江市は国民保護法に基づく措置を行うことができない。

	東京都・防災機関等との通信	狛江市現地対策本部等の職員等との通信
音声通信	○ 東京都防災行政無線 （無線専用電話） ○ 衛星携帯電話（インサルマット） ○ 衛星通信（スターリンク） ○ 災害時優先電話（発信用）	○ 市防災行政無線（移動系） ○ ＦＭＣ内線スマートフォン ○ タブレット端末
データ通信等	○ 東京都防災行政無線 （ＤＩＳ、画像伝送システム、ＦＡＸ） ○ Ｊアラート（受信のみ） ○ 緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ－Ｎｅｔ）（ＬＧＷＡＮ利用） ○ 衛星通信（スターリンク）	○ ＳＩＭ端末（ＬＧＷＡＮ利用） ○ ＦＭＣ内線スマートフォン ○ タブレット端末

⑵ 情報通信手段の機能確認

○ 狛江市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

⑶ 通信輻輳により生じる混信等の対策

○ 狛江市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

4 特殊標章等の交付及び管理

○ 狛江市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年８月２日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

【交付対象者】

- 狛江市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- 消防団長及び消防団員
- 狛江市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 狛江市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第３節　関係機関相互の連携

狛江市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

１　国・都の対策本部との連携

⑴　国・都の対策本部との連携

○　狛江市は、都の対策本部及び、都を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

○　都の対策本部長から都対策本部本部派遣員として狛江市職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

⑵　国・都の現地対策本部との連携

○　狛江市は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

○　国・都の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会(*)を開催する場合には、市対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

２　都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

⑴　都知事等への措置要請

○　狛江市は、狛江市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都知事その他都の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、狛江市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

⑵　都知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

○　狛江市は、狛江市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

⑶　指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

○　狛江市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保

(*) 国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。

護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、狛江市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3　自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

○　狛江市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて東京地方協力本部長を又は市国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。

○　狛江市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（*）により出動した部隊とも、国民保護本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。

4　他の区市町村長等に対する応援の要請、事務の委託

⑴　他の区市町村長等への応援の要請

○　狛江市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の区市町村長等に対して応援を求める。

○　応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

⑵　都への応援の要請

○　狛江市は、必要があると認めるときは、都知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

⑶　事務の一部の委託

○　狛江市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

【委託の際に明らかにする事項】

- 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

○　他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、狛江市は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、狛江市長はその内容を速やかに議会に報告する。

（*）内閣総理大臣の命令に基づく治安出動（自衛隊法第 78 条）及び都知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第 81 条）

５　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

○　狛江市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

○　狛江市は、前項の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、前項の職員の派遣について、あっせんを求める。

６　狛江市が行う応援等

⑴　他の区市町村に対して行う応援等

○　狛江市は、他の区市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

○　他の区市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、狛江市長は、所定の事項を議会に報告し、また、狛江市は公示を行い、都に届け出る。

⑵　指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

○　狛江市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

７　自主防災組織等に対する支援等

⑴　自主防災組織等に対する支援

○　狛江市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町会・自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

⑵　ボランティア活動への支援等

○　狛江市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

○　狛江市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動

状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入態勢の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

⑶　民間からの救援物資の受入れ

○　狛江市は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の態勢の整備等を図る。

８　住民への協力要請

○　狛江市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

【協力要請事項】

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第４節　国民の権利・利益の救済に係る手続

⑴　国民の権利利益の迅速な救済

○　狛江市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、損害補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、住民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 （法第159条第１項）	特定物資の収用に関すること（法第81条第２項）
	特定物資の保管命令に関すること（法第81条第３項）
	土地等の使用に関すること（法第82条）
	応急公用負担に関すること（法第113条第１・５項）
損害補償 （法第160条）	国民への協力要請によるもの（法第70条第１・３項、第80条第１項、第115条第１項、第123条第１項）
不服申立てに関すること（法第６条、第175条）	
訴訟に関すること（法第６条、第175条）	

※　表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

⑵　国民の権利利益に関する文書の保存

○　狛江市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、狛江市文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

○　狛江市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第５節　警報及び避難の指示等

第１　警報の伝達等

狛江市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　警報の内容の伝達・通知

⑴　警報の内容の伝達等

○　狛江市は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、町会・自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

○　狛江市は、都と協力して、区域内の大規模集客施設について、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報の内容を伝達する。

⑵　警報の内容の通知

○　狛江市は、狛江市のその他の執行機関及びその他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。

○　狛江市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、狛江市のホームページ、こまえ安心安全情報メール、各種ＳＮＳ等により警報の内容を掲載する。

【別紙４】警報の内容の伝達・通知の概要及び各機関等

２　警報の内容の伝達方法

○　警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ－Ｎｅｔ）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）等を活用し、地方公共団体に伝達される。狛江市長は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

①　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に狛江市が含まれる場合

・　原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

②　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に狛江市が含まれない場合

・　原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
・　狛江市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

○　情報の伝達に当たっては、広報車の使用、自主防災組織による各世帯等への伝達、町会自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。
○　狛江市は、警報の内容の伝達にあたり、東京消防庁（狛江消防署）の協力が得られるよう、その消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。この場合、狛江市消防団は、東京消防庁（消防総監又は狛江消防署長）の所轄の下に行動するものとする。
　また、狛江市は、交番、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁（調布警察署）と緊密な連携を図る。
○　警報の内容の伝達においては、特に、要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、関係部署の連携の下で要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
○　警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。

３　緊急通報の伝達及び通知

○　都知事が発令する緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

【別紙５】緊急通報の発令の概要

４　住民の取るべき行動

○　落ち着いて情報収集に努める（防災行政無線、テレビ、ラジオ等）。
○　警報の内容に応じ、直ちに身を守る行動をとる。

第２　避難住民の誘導等

狛江市は、都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。狛江市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

１　狛江市及び関係機関等の役割分担、住民の行動

⑴　狛江市及び関係機関等の役割分担（都国民保護計画に基づき作成）

機 関 名	主 な 役 割
狛江市	○　避難の指示の周知 ○　避難実施要領の策定及び伝達 ○　避難住民の誘導
国 〔対策本部・指定行政機関・ 指定地方行政機関〕	○　避難措置の指示、内容の通知 ○　避難住民の誘導に係る支援
都	○　避難の指示、指示内容の通知 ○　狛江市による避難誘導を支援
警視庁	○　狛江市と協力して避難の指示を周知 ○　狛江市と協力して避難住民の誘導 ○　交通規制、放置車両の撤去
東京消防庁	○　狛江市と協力して避難の指示を周知 ○　狛江市と協力して避難住民の誘導
第三管区海上保安本部	○　狛江市と協力して避難住民の誘導
自衛隊	○　派遣された部隊による避難住民の誘導
指定公共機関・ 指定地方公共機関	○　避難の指示の放送（放送事業者） ○　避難住民の運送（運送事業者）

⑵　住民の行動

ア　住民のとるべき行動

○　状況に応じて適切な避難行動をとる。

○　行政機関から避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。

イ　住民の協力

○　避難住民その他の者は、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

※　協力は住民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

２　避難の指示の伝達

○　狛江市長は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。

○　狛江市長は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【別紙６】避難の指示の概要

３　避難実施要領の策定

⑴　避難実施要領の策定

○　狛江市長は、避難の指示を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、警視庁（調布警察署）、東京消防庁（狛江消防署）、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

【別紙７】避難実施要領のパターン（弾道ミサイル着弾前及び着弾後）

○　避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

ア　避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
イ　避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
ウ　その他避難の実施に関し必要な事項

⑵　避難実施要領に記載する項目

○　狛江市長は、上記法定事項、都国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

【避難実施要領に記載する項目】

ア　要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
イ　避難先
ウ　避難場所及び集合方法
エ　集合時間
オ　集合に当たっての留意事項
カ　避難の手段及び避難の経路
キ　狛江市職員の配置等
ク　高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
ケ　要避難地域における残留者の確認
コ　避難誘導中の食料等の支援
サ　避難住民の携行品、服装
シ　避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

⑶　避難実施要領の策定の際における考慮事項

○　避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

ア　避難の指示の内容の確認
（地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態）

イ　事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）

ウ　避難住民の概数把握

エ　誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

オ　輸送手段の確保の調整（※　輸送手段が必要な場合）
（都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時的な避難場所の選定）

カ　要配慮者の避難方法の決定（避難行動要支援者支援プランの活用、要配慮者対策班の設置）

キ　避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

ク　職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）

ケ　関係機関との調整（現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保）

コ　自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整（都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

⑷　国の対策本部長による利用指針の調整

○　狛江市長は、自衛隊等の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

○　この場合において、狛江市長は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第６条第３項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第６条第４項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、狛江市の意見や関連する情報をまとめる。

⑸　避難実施要領の内容の伝達等

○　狛江市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

○　狛江市長は、直ちに、その内容を狛江市の他の執行機関、狛江消防署長、調布警察署長、海上保安部長等及び自衛隊東京地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

○　狛江市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【別紙８】避難実施要領の内容の伝達系統図

４　避難住民の誘導

⑴　狛江市長による避難住民の誘導

○　狛江市長は、避難実施要領で定めるところにより、その職員を指揮し、消防総監（狛江消防署長）及び狛江市消防団長と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、町会自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りでない。

また、狛江市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

○　夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

⑵　東京消防庁（狛江消防署）との連携

○　狛江市長は、避難住民の誘導を行うに当たっては、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防総監（狛江消防署長）の協力を得て実施する。

なお、狛江市消防団は、消防総監又は狛江消防署長の所轄の下に行動するものとする。

⑶　避難誘導を行う関係機関との連携

○　狛江市長は、必要があると認めるときは、調布警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

○　狛江市長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

⑷　自主防災組織等に対する協力の要請

○　狛江市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町会自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

⑸　誘導時における食品の供給等の実施や情報の提供

○　狛江市長は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食品や飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

○　狛江市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

⑹　要配慮者への配慮

○　狛江市長は、要配慮者の避難を万全に行うため、要配慮者対策班を設置し、都の要配慮者対策統括部と連携しつつ、関係団体・機関や地域住民等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

　なお、避難行動要支援者の避難に関しては、狛江市は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。

⑺　残留者等への対応

○　避難住民の誘導にあたる狛江市職員は、警察、消防等とともに、避難の指示に従わずに要避難地域に留まる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

　また、残留者の確認に当たっては、自主防災組織による避難場所や避難施設への移動前、移動後の情報確認を行う。

⑻　避難場所の運営

○　狛江市は、原則、区域内に所在する避難場所を運営する。

⑼　避難所等における安全確保等

○　狛江市は、警視庁（調布警察署）が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに警視庁（調布警察署）と協力し、住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減に努める。

○　狛江市は、その管理する避難所において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するものとする。

⑽　動物の保護等に関する配慮

○　狛江市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年８月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

・　危険動物等の逸走対策

・　要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

⑾　通行禁止措置の周知

○　道路管理者たる狛江市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警視庁（調布警察署）と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

⑿　都に対する要請等

○　狛江市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、都による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

○　避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の区市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

○　狛江市長は、都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

○　狛江市長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行う際など、狛江市のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難誘導の補助を要請する。

⒀　避難住民の運送の求め等

○　狛江市長は、避難住民の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

○　狛江市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、都対策本部長に、その旨を通知する。

⑭　避難住民の復帰のための措置

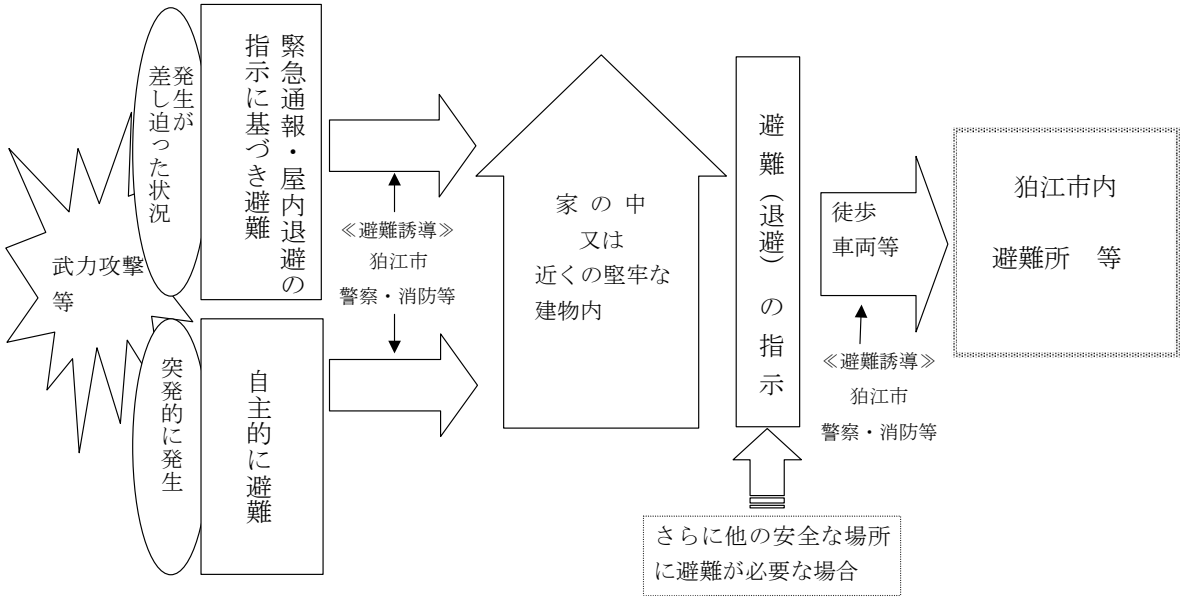
○　狛江市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

５　想定される避難の形態と狛江市による誘導

⑴　突発的かつ局地的な事態の場合（ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等）

①　屋外で突発的に発生

狛江市が、要避難地域となった場合、自主的にあるいは当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



≪該当する事態類型と避難上の留意点≫

ア　ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

○　ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本。ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応を行う。

○　状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠となる。

また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応する。

○　当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を箇条書きにするなど、

避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関、都、警視庁（調布警察署）、東京消防庁（狛江消防署）、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて活動調整に当たる。

イ　弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、ＢＣ弾頭）

○　直接攻撃目標となる地域ではないと考えられるが、発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要である。

○　当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅牢な施設や建築物の地階等の地下施設への避難の指示がなされる。

○　狛江市は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。

○　以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

国の対策本部長　警報の発令、避難措置の指示

（その他、記者会見等による国民への情報提供）

都　知　事　避難の指示

狛　江　市　長　避難実施要領の策定

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

【参考資料６】都からの避難の指示の内容例

ウ　航空攻撃（通常爆弾等）

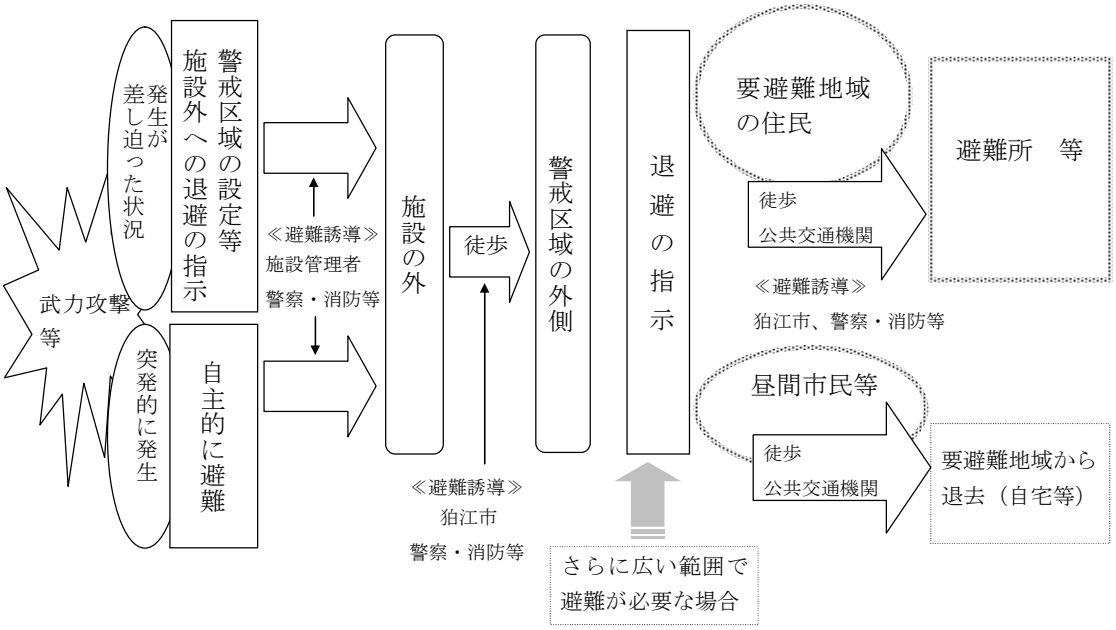
○　弾道ミサイル攻撃に準じる。

エ　緊急対処事態（大規模テロ等）

○　大規模テロ等（緊急対処事態）への対処で記述

②　大規模集客施設等内で突発的に発生

○　狛江市は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



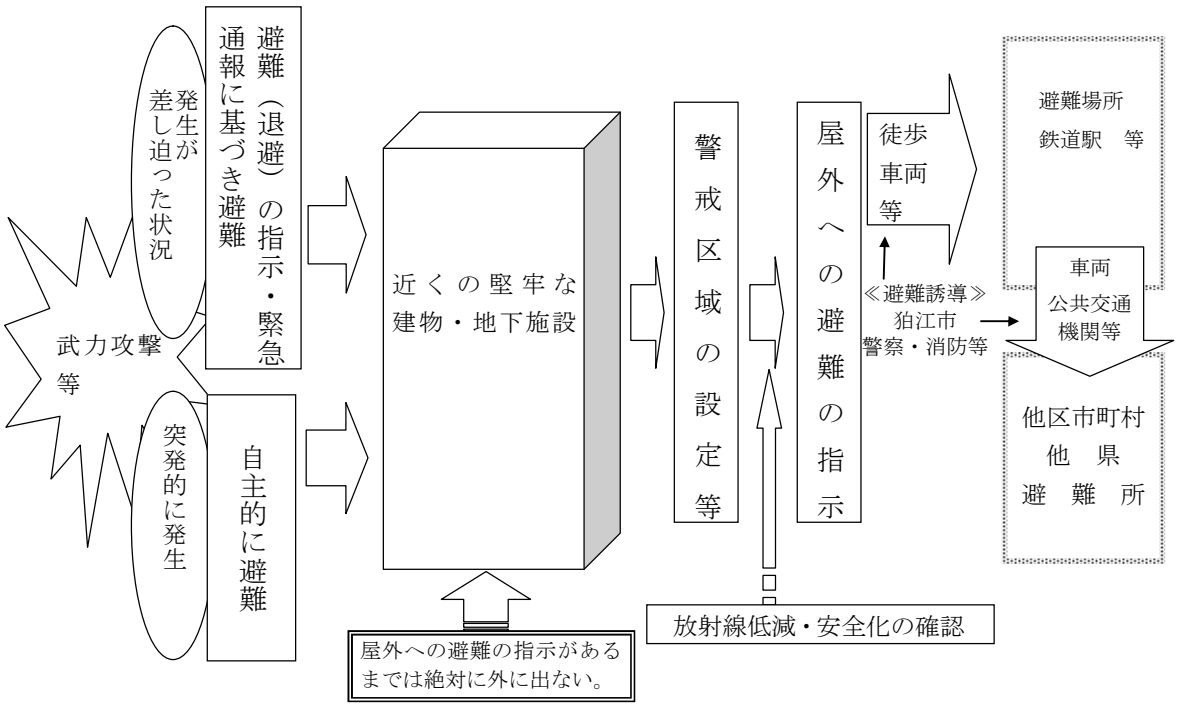
≪該当する事態類型と避難上の留意点≫

緊急対処事態（大規模テロ等（ＮＢＣ攻撃を伴う場合を含む。））

○　大規模テロ等（緊急対処事態）への対処で記述

⑵　突発的かつ広範囲な事態の場合

○　狛江市が要避難地域となった場合、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難場所等を経て、他区市町村（他県）の避難所まで誘導する。



≪該当する事態類型と避難上の留意点≫

ア　弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

○　直接攻撃目標となる地域ではないと考えられるが、攻撃当初は近くの堅牢な建物・地下施設等に避難する。

○　一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がなされる。

○　核爆発に伴う熱線・熱風及び爆風・放射線等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示（爆心地方向でなく風下でない方向）がなされる。

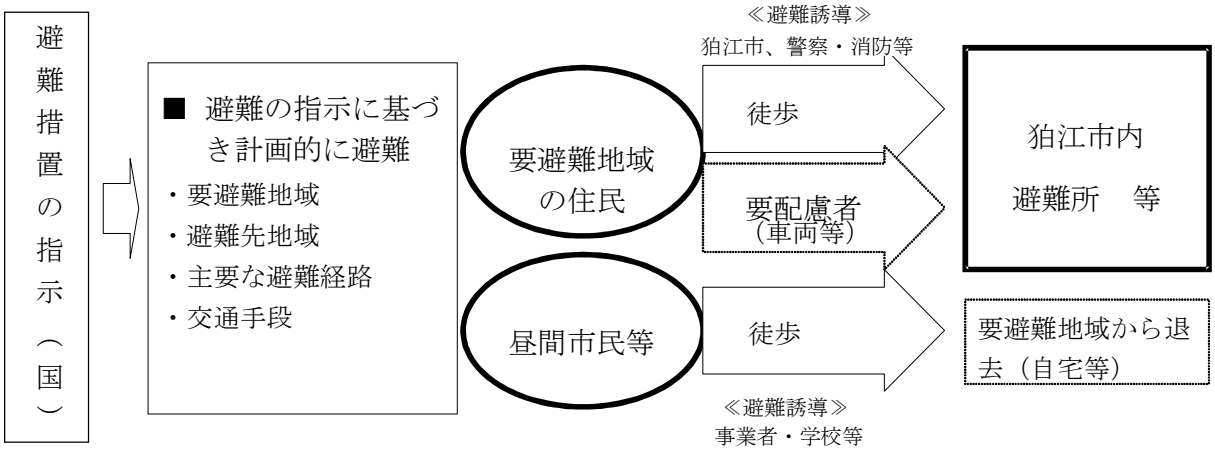
○　狛江市は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。

イ　航空攻撃（核弾頭）

○　弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる。

⑶　時間的余裕があり、かつ局地的な事態の場合

○　狛江市が、要避難地域となった場合は、避難の指示等に基づき、避難住民を市内の避難所等まで誘導する。



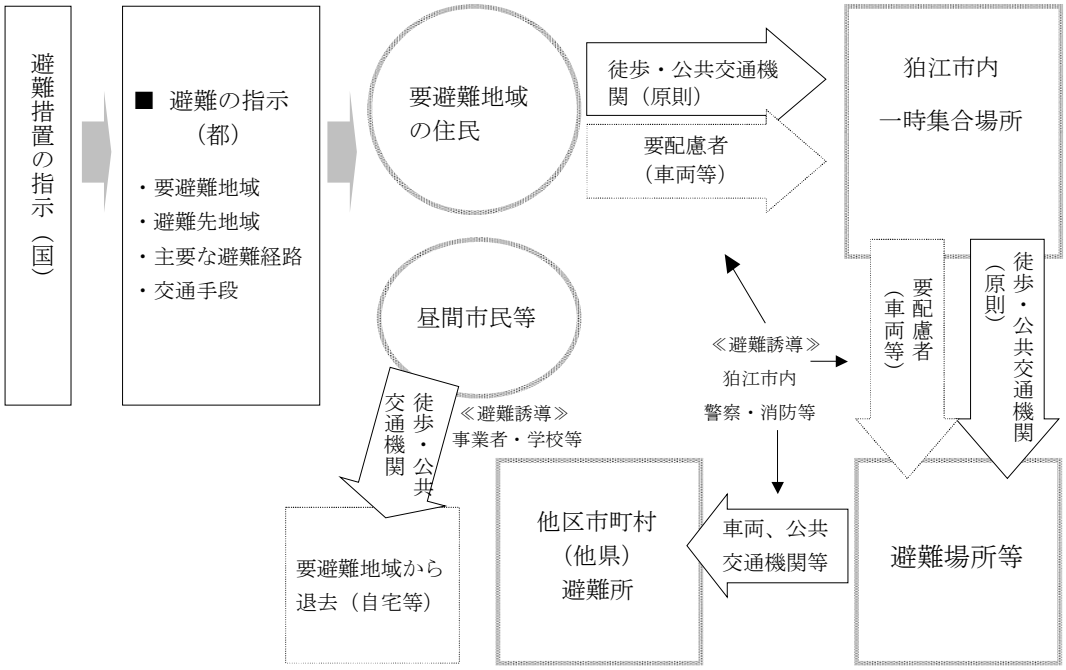
≪該当する事態類型と避難上の留意点≫

ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）

○　警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難

⑷　時間的余裕があり、かつ広範囲な事態の場合

○　狛江市が、避難地域となった場合、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所又は避難場所等を経て、他の区市町村（他県）まで誘導する。



≪該当する事態類型と避難上の留意点≫

着上陸侵攻

○　狛江市の地理的特性等に鑑みると、狛江市内において着上陸侵攻が発生することはないので、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めない。

なお、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく都知事による指示等に基づき避難を行うことを基本とする。

⑸　狛江市の特徴を踏まえた避難・誘導

○　想定される避難の形態に応じ、上記に基づく誘導を行うことを基本とするが、第１章第４節「狛江市の地理的、社会的特徴」で示したような、狛江市特有の地理的、社会的特徴に鑑み、必要に応じ、以下のような避難・誘導の実施も必要である。

なお、詳細については、避難実施要領に記述することとする。

ア　避難すべき空地、避難施設が不足する場合の対応

狛江市内には、避難すべき空地、避難施設が多く分布していないことから、武力攻撃事態等において、避難すべき空地、避難施設が不足する場合が想定される。

こうした場合、被害の拡大の可能性や事態の推移を踏まえ、状況により、自宅での屋内退避を指示することもあり得る。その際、破壊攻撃が想定される場合

は、自宅等の屋内で比較的構造強度の高い場所への移動や、ＮＢＣ攻撃が想定される場合は、屋内においては、窓閉め、目張りによる室内の密閉や窓の少ない屋内中央部への移動などが被害の最小化につながる。

このため、こうした住民がとるべき行動に関する周知及び啓発を平素から実施することとする。

イ　神奈川県に避難する場合の対応

上記で示したような広範囲に及ぶ武力攻撃事態等が発生した場合、最終的には、避難住民を他の区市町村（他県）に誘導することとなっている。

しかし、神奈川県に避難する場合、現状では多摩水道橋が唯一の避難路となっていることから、武力攻撃事態等においては、多摩水道橋に避難住民が殺到することが想定される。

こうした点に鑑み、神奈川県への避難に当たっては、徒歩での移動を原則とし、自家用車の車両の通行制限を行うこととする。

第６節　救援

１　救援の実施

⑴　救援の実施

○　狛江市長は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

⑵　救援の補助

○　狛江市長は、都知事が実施する救援措置の補助を行う。

２　関係機関との連携

⑴　都への要請等

○　狛江市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して国及び他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

⑵　他の区市町村との連携

○　狛江市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対し、都内の他の区市町村との調整を行うよう要請する。

⑶　日本赤十字社との連携

○　狛江市長は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

⑷　緊急物資の運送の求め

○　狛江市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

３　救援の程度及び方法の基準

○　狛江市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

○　狛江市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

4　救援の内容

⑴　収容施設の供与等

ア　避難所

㋐　避難所・福祉避難所の開設、運営

○　狛江市は、当該区域内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。その際には、女性や要配慮者等の視点に配慮した避難所運営に努める。

（都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設）

㋑　避難所・福祉避難所の管理

○　狛江市は、狛江市の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。

（都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。）

㋒　救援センターの設置

○　狛江市は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。

「救援センター」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行う。

- 避難住民に対する食料等の配給
- 医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- 避難住民の生活状況の把握
- 狛江市に対する物資・資材等の要請　　等

㋓　都対策本部（避難所支援本部(*)）への報告

○　狛江市は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部）へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請する。

【別紙９】避難所支援本部・救援センターの役割

㋔　避難途上の住民に対する支援

○　狛江市は、避難住民を誘導するときは、必要に応じて、食品や飲料水の供給などを行う。

(*)　都は、複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。

避難所支援本部は、区市町村等を通じて（都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区市町村による避難所運営を支援することとしている。

・救援物資（食品、飲料水、生活必需品等）の供給　　・応急医療の提供
・学用品の供給　　・避難所における保健衛生の確保　　等

イ　応急仮設住宅等の供与、運営

○　狛江市は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が供与する応急仮設住宅等に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

⑵　食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ア　食品及び生活必需品等の給与等

○　食品及び生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都及び狛江市における備蓄品を活用する。また、緊急時においては、狛江市における備蓄品（都の事前配置分を含む。）又は調達品をもって充てる。

イ　飲料水の給与

○　水道による飲料水の供給が不可能又は困難になった場合、狛江市は、都に対して応急給水を要請するとともに、都と連携して応急給水活動を実施する。

⑶　医療の提供

ア　医療に関する情報提供

○　狛江市は、都と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

イ　被災者への医療の提供

○　狛江市は、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供する。

また、必要に応じて、都に対し、医療の提供に関し次の支援を求める。

・　医薬品、医療資材の補充
・　都医師会等に対する都医療救護班等の派遣要請
・　その他広域的な応援要請

ウ　患者の搬送

○　狛江市は都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。

○　医療救護所から災害拠点病院等の医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。

なお、医療施設への搬送は、要請に対する余力を勘案し、状況に応じて次により行うものとする。

・　東京消防庁（狛江消防署）に対する搬送要請
・　狛江市や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
・　都が調達するヘリコプター等による搬送

【別紙10】東京都における医療救護活動の命令・要請及び情報連絡系統

⑷　被災者の捜索及び救出

○　狛江市は、警視庁（調布警察署）、東京消防庁（狛江消防署）が中心となって行う被災者の捜索、救出に必要な協力を行う。

≪ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合≫

ゲリラや特殊部隊が潜伏している可能性のある地域において、被災者の捜索及び救出を行う必要があると認められる場合は、警視庁又は自衛隊等に被災者の救出を要請する。この場合、狛江市は、被災者及び被災地等に関して保有する情報を提供するものとする。

⑸　行方不明者の捜索及び死体の取扱い

○　狛江市は、都が武力攻撃等により新たな被害を受けるおそれがないと判断した場合には、警視庁（調布警察署）、東京消防庁（狛江消防署）、第三管区海上保安本部等と連携・協力し、行方不明者の捜索を行う。

○　狛江市は、警視庁等関係機関と連携して、身体的特徴による身元確認、遺体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。

○　狛江市は、死体の処理の時期や場所、死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警視庁等と必要な調整を行う。

⑹　埋葬及び火葬

○　狛江市は、身元不明死体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。

○　狛江市は、必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

⑺　電話その他の通信設備の提供

○　狛江市は、避難所において災害時に使用する特設電話を設置し、被災者の利用に供し、管理する。

⑻　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

○　狛江市は、武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める実施要領案に基づき、募集、選定を行う。

⑼　学用品の給与

○　狛江市は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し都に報告する。

○　狛江市は、都が狛江市の報告に基づき一括して調達した学用品等を支給する。

⑽　住居又はその周辺の土石等の除去

○　狛江市は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、都と協力し〔*〕これらを除去する。

５　住民の協力

○　救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者は、救援に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

　なお、協力は住民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

(*) 都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区市町村と協力して土石、竹木等の除去を実施。

第７節　安否情報の収集・提供

狛江市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

１　安否情報の収集

⑴　安否情報の収集

○　狛江市は、避難住民や負傷あるいは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第１号及び第２号により収集する。ただし、やむを得ない場合は、狛江市長が適当と認める他の方法により収集する。

【収集の役割分担】

狛江市…狛江市指定の避難施設、狛江市の施設、狛江市内の大規模事業所、医療機関、諸学校、警察署、消防署

都……都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）、警視庁、東京消防庁等

【別紙11】安否情報の収集・提供の概要

⑵　安否情報収集への協力要請

○　狛江市は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関並びに医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を行うよう要請する場合は、当該協力は、各機関の自主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われるものであることに留意する。

⑶　安否情報の整理

○　狛江市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

２　都に対する報告

○　狛江市は、都への報告に当たっては、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（以下「安否情報システム」という。）への入力で行い、

安否情報システムが利用できない場合には、省令様式第３号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メール等により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

３　安否情報の照会に対する回答

⑴　安否情報の照会の受付

○　狛江市は、安否情報の照会窓口や照会方法について、国民保護本部を設置すると同時に住民に周知する。

○　住民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第４号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者（以下「照会者」という。）が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

⑵　照会者の本人確認

○　狛江市は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の被保険者証等）を窓口において提出又は提示させる。

○　狛江市は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別（以下「４情報」という。）について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。

なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否省令第３条第３項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより４情報を照合し、本人確認を行う。

⑶　安否情報の回答

○　狛江市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、⑵により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、省令様式第５号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

○　狛江市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第５号により回答する。

○　狛江市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

⑷　個人の情報の保護への配慮

○　安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては、十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

○　安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否省令様式第１号又は第２号により収集した内容に十分配慮しながら、あらかじめ定めた安否情報回答責任者が判断する。

４　日本赤十字社に対する協力

○　狛江市は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

○　当該安否情報の提供に当たっても、３、(4)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第８節　武力攻撃災害への対処

第１　武力攻撃災害への対処

狛江市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

１　武力攻撃災害への対処の基本的考え方

⑴　武力攻撃災害への対処

○　狛江市は、国や都等の関係機関と協力して、狛江市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

⑵　都知事への措置要請

○　狛江市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、ＮＢＣ攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、狛江市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

⑶　対処に当たる職員の安全の確保

○　狛江市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

２　狛江市及び関係機関等の役割分担、住民の協力

⑴　狛江市及び関係機関等の役割分担（都国民保護計画に基づき作成）

機 関 名	主 な 役 割
狛江市	○　武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ○　生活関連等施設の安全確保 ○　危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止 ○　退避の指示、指示内容の通知 ○　警戒区域の設定
国 （対策本部 指定行政機関・ 指定地方行政機関）	○　武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ○　著しく大規模又は性質が特殊な武力攻撃災害への対処 ○　生活関連等施設の安全確保 ○　危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止
都	○　武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ○　緊急通報の発令、内容の通知 ○　生活関連等施設の安全確保

	○　危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止
警視庁	○　生活関連施設等の安全確保に係る立入制限区域の指定 ○　避難後の無人化した地域、避難所における警戒 ○　被災者の救助活動 ○　生活関連等施設の安全確保に対する協力 ○　交通規制（特に要避難地域、警戒区域等の周辺地域）
東京消防庁	○　消火、救助・救急活動 ○　生活関連等施設の安全確保に対する協力 ○　危険物質等（消防法による危険物）に係る武力攻撃災害の発生の防止
第三管区海上保安本部	○　生活関連施設等の安全確保に係る立入制限区域の指定 ○　生活関連等施設の安全確保に対する協力 ○　海上における被災者の救助活動
自衛隊	○　武力攻撃災害が発生した場合の対処等の実施
指定公共機関・ 指定地方公共機関	○　緊急通報の放送（放送事業者） ○　生活関連等施設の安全確保

⑵　住民の協力等

ア　発見者の通報義務等

○　武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を狛江市長又は消防吏員、警察官等に通報しなければならない。

イ　消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力

○　当該区域内の住民は、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

ウ　保健衛生の確保への協力

○　当該区域内の住民は、住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

※　イ及びウについて、協力は住民の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

3　武力攻撃災害の兆候の通報

○　狛江市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、東京消防庁職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

第２　応急措置等

狛江市長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　退避の指示

⑴　退避の指示

○　狛江市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。(*)

○　この場合において、必要により現地連絡調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【別紙12】退避の指示の概要

【退避の指示（例）】

「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、○○地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

ア　屋内への退避の指示

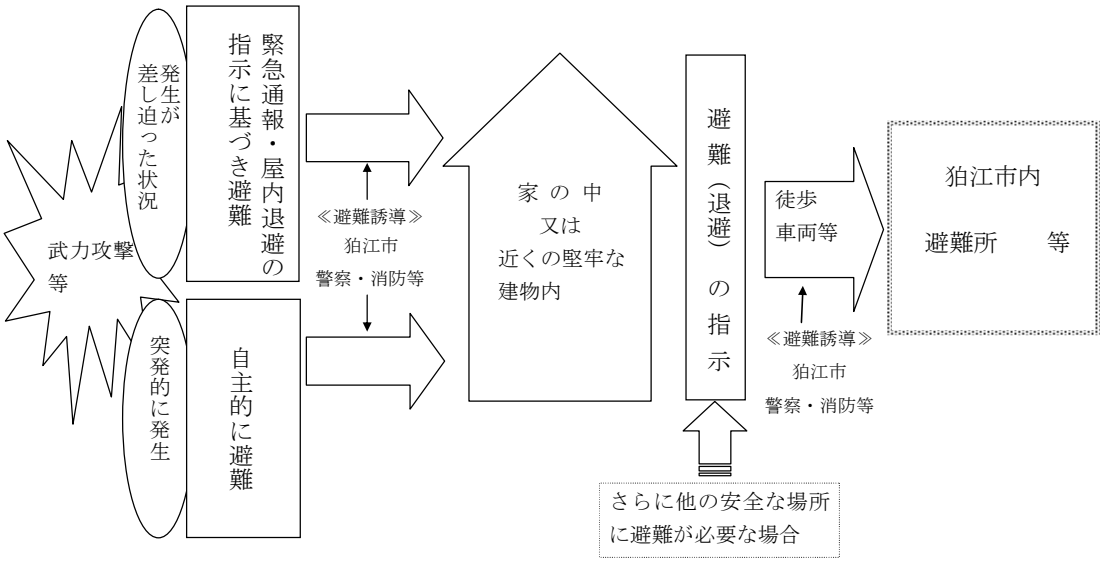
○　狛江市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

・　ＮＢＣ攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

・　敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(*) 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などには、住民に危険が及ぶことを防止するため、都知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、区市町村長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

≪屋内退避のイメージ≫



【屋内退避の指示（例）】

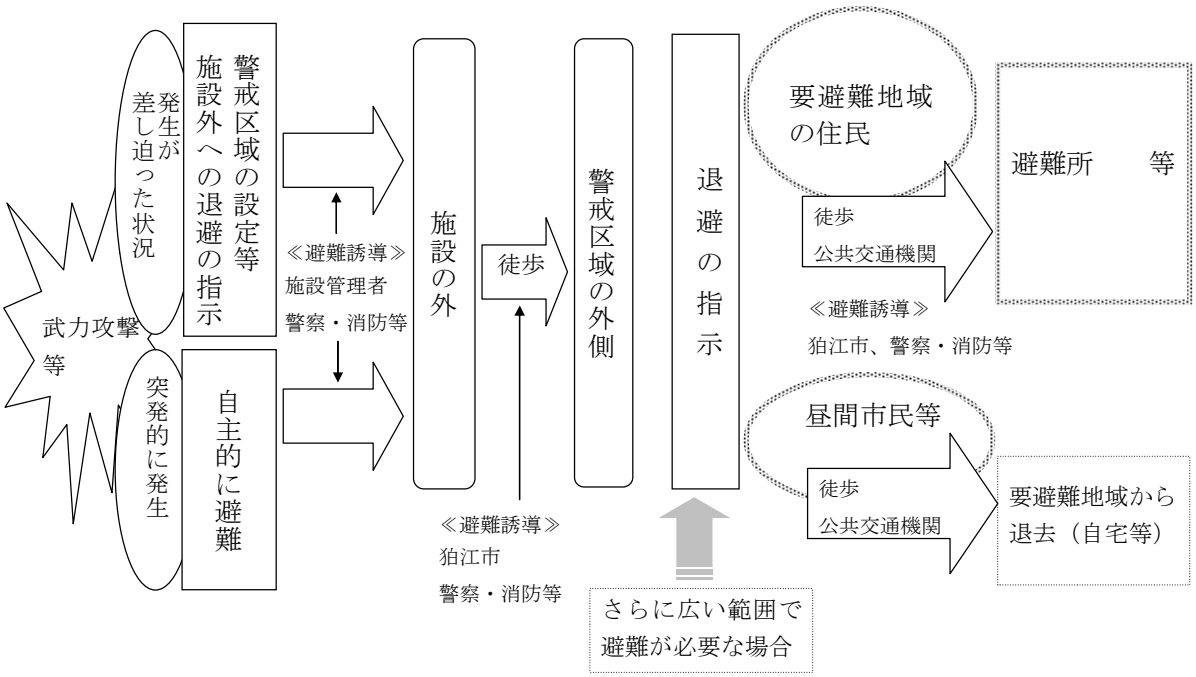
「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。

イ　屋外への退避の指示

○　狛江市長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような場合などに行うものとする。

・　駅や大規模集客施設などの施設の中で、ＮＢＣ攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき。

≪屋外退避のイメージ≫



【屋外退避の指示（例）】

○○駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

⑵　退避の指示に伴う措置等

○　狛江市長は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

○　狛江市長は、都知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

⑶　安全の確保等

○　狛江市長は、退避の指示を住民に伝達する狛江市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び都からの情報や狛江市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関、保健所、海上保安部等及び自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

○　狛江市の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、狛江市長は、必要に応じて警察、消防、海上保安部等及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

○　狛江市長は、退避の指示を行う狛江市の職員に対して、武力攻撃事態等において

は、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

２　警戒区域の設定

⑴　警戒区域の設定

○　狛江市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【別紙13】警戒区域の設定の概要

⑵　警戒区域の設定に伴う措置等

○　狛江市長は、警戒区域の設定に際しては、国民保護本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

　また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。ＮＢＣ攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

○　狛江市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

○　武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

○　警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察、消防、海上保安部等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

○　狛江市長は、都知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

⑶　安全の確保

○　狛江市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

３　応急公用負担等

⑴　狛江市長の事前措置

○　狛江市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

⑵　応急公用負担

○　狛江市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

・　他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

・　武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4　消防に関する措置等

⑴　狛江市が行う措置

○　狛江市長は、東京消防庁（狛江消防署）による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

⑵　東京消防庁（狛江消防署）の活動

○　東京消防庁（狛江消防署）は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する。

○　武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。

○　武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。

○　延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する。

○　武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。

なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。

○　東京消防庁（狛江消防署）は、消防職員及び消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。

なお、狛江市消防団は、消防総監又は狛江消防署長の所轄の下に行動する。

⑶　医療機関との連携

狛江市長は、都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

⑷　安全の確保

○　狛江市長は、国対策本部及び都対策本部からの情報を国民保護本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察、消防等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

○　その際、狛江市長は、必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、保健所、海上保安部等、自衛隊等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、国民保護本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

○　狛江市消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防総監又は狛江消防署長の所轄の下に、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

○　狛江市長は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第３　生活関連等施設における災害への対処等

狛江市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、都、その他の関係機関並びに狛江市と連携した区（市町村）の対処に関して、以下のとおり定める。
また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための取組みを促進する。

１　生活関連等施設の安全確保

⑴　生活関連等施設の状況の把握

○　狛江市は、国民保護本部を設置した場合においては、狛江市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

⑵　狛江市が管理する施設の安全の確保

○　狛江市長は、狛江市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、狛江市長は、必要に応じ警視庁（調布警察署）、東京消防庁（狛江消防署）、海上保安部長等、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の狛江市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

２　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

○　国民保護法施行令第29条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第２条第７項の危険物（市内に設置される消防法第２条第７項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市内の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うものに限る。）に係る下記②及び③の措置については、東京消防庁が行うこととなる。

【措置】

①　危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
②　危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
③　危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

※　消防法第２条第７項の危険物に係る①の措置については、同法に基づき東京消防庁が実施

第４　保健衛生の確保その他の措置

狛江市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　保健衛生の確保

○　狛江市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、狛江市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）に準じて、次に掲げる措置を実施する。

⑴　保健衛生対策

○　狛江市は、避難先地域において、巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣するものとし、その支援及び補完を都に要請する。

○　この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

⑵　防疫対策

○　狛江市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

⑶　食品衛生確保対策

○　狛江市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

⑷　飲料水衛生確保対策

○　狛江市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、都と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対する情報提供を実施する。

⑸　栄養指導対策

○　狛江市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を都と協力し実施する。

２　廃棄物の処理

⑴　廃棄物処理対策

○　狛江市は、市防災計画の定めに準じて、環境省が作成した「災害廃棄物対策指針

（改定版）」（平成30年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を確立する。

○　狛江市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、都に対して他の区市町村との応援等にかかる要請を行う。

　また、非常時には、隣接区市、地域ブロック等との相互支援により廃棄物の処理を図れるよう、平時より連携体制の構築に努める。

⑵　廃棄物処理の特例

○　狛江市は、生活環境の悪化を防止するため、環境大臣の廃棄物処理の特例地域の指定を受けて、武力災害等により発生した大量のがれき等の廃棄物の処理を促進する。

○　狛江市は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

○　狛江市は、上記により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

⑶　石綿含有建築物等の応急措置

○　武力攻撃災害等の状況に応じて、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（第３版・令和５年４月、環境省水・大気環境局大気環境課作成）に係る仕組みを活用して、被災建築物等からの石綿飛散防止のための応急措置等を行う。

第５　ＮＢＣ攻撃による災害への対処等

狛江市は、ＮＢＣ攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、ＮＢＣ攻撃による災害への対処にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

○　狛江市は、ＮＢＣ攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

⑴　応急措置の実施

○　狛江市長は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示をし、又は警戒区域を設定する。

○　狛江市は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、保有する装備・資器材等により対応可能な範囲内で警視庁（調布警察署）及び東京消防庁（狛江消防署）等の関係機関とともに、原因物質の特定に資する情報収集や被災者の救助等の活動を行う。

⑵　国の方針に基づく措置の実施

○　狛江市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

⑶　関係機関との連携

○　狛江市長は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合は、国民保護本部において、警視庁、東京消防庁、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

○　その際、必要により現地連絡調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、狛江市長は、現地連絡調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

⑷　汚染原因に応じた対応

○　狛江市は、ＮＢＣ攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア　核攻撃等の場合

狛江市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲

の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。

また、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ　生物剤による攻撃の場合

○　狛江市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、警察等の関係機関及び保健所と連携して、消毒等の必要な措置を行う。

○　狛江市は、生物剤を用いた攻撃の特殊性(*)に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点に鑑み、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

ウ　化学剤による攻撃の場合

○　狛江市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

⑸　狛江市長の権限

○　狛江市長は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施にあたり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

ア　国民保護法第108条第１項に基づく措置

法第108条 第１項各号	対 象 物 件 等	措　　置
１号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・ 移動の制限 ・ 移動の禁止 ・ 廃棄
２号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・ 使用の制限又は禁止 ・ 給水の制限又は禁止
３号	死体	・ 移動の制限 ・ 移動の禁止
４号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・ 廃棄

(*)　【生物剤を用いた攻撃の特殊性】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性に鑑み、特に留意が必要である。

５号	建物	・ 立入りの制限 ・ 立入りの禁止 ・ 封鎖
６号	場所	・ 交通の制限 ・ 交通の遮断

○　狛江市長は、上記表中の第１号から第４号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

○　上記表中の第５号及び第６号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

イ　国民保護法施行令第31条に基づく通知事項

１	当該措置を講ずる旨
２	当該措置を講ずる理由
３	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
４	当該措置を講ずる時期
５	当該措置の内容

⑹　要員の安全の確保

○　狛江市長は、ＮＢＣ攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第９節　被災情報の収集及び報告

狛江市は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

○　狛江市は、電話、狛江市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

○　狛江市は、情報収集に当たっては警視庁（調布警察署）、東京消防庁（狛江消防署）等との連絡を密にする。

○　狛江市は、収集した被災情報の第一報を、都(*)に対して、電子メール、ＦＡＸ等により直ちに報告する。

ただし、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号消防庁長官通知）に基づく被災情報については東京消防庁（狛江消防署）から報告するものとし、狛江市が当該情報を収集した場合は、その内容を速やかに東京消防庁（狛江消防署）と共有する。

○　狛江市は、第一報を都に報告した後も被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について、電子メール、ＦＡＸ等により都が指定する時間に都に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、狛江市長が必要と判断した場合には、直ちに、都に報告する。

(*)　災害の状況により都（対策本部）に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

第 10 節　国民生活の安定に関する措置

狛江市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施すること、生活基盤等を確保すること等、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1　生活関連物資等の価格安定

○　狛江市は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（生活関連物資等）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。

2　避難住民等の生活安定等

⑴　公的徴収金の減免等

○　狛江市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

⑵　被災児童・生徒等に対する教育

○　狛江市教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

3　生活基盤等の確保

⑴　水の安定的な供給

○　狛江市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

⑵　公共的施設の適切な管理

○　狛江市は、道路等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

第 11 節　他区市町村からの避難住民の受入れ

武力攻撃事態等においては、狛江市の区域を超える住民の避難が想定される。
国の避難措置の指示を受けて、都知事により避難住民を受入れるべき地域として狛江市が決定された場合は、都等と協力し、避難住民を受入れ、救援を行う。

１　基本的考え方

○　狛江市は、他の区市町村（他道府県の市町村を含む。以下同じ。）からの避難住民を受入れたときから復帰するまで、都等と連携協力して、救援等の措置を行う。
○　狛江市は、都から避難住民の受入れに係る協議を受けたときは、正当な理由(*)がある場合を除き、避難住民を受入れる。
○　狛江市は、安否情報の収集を、都や関係機関等と連携協力して行う。

【別紙14】他区市町村からの避難住民の受入れの概要（都国民保護計画より）

２　受入態勢の整備

○　都知事が狛江市を受入地域として決定した場合は、狛江市は、都と協力して、避難住民を受入れる態勢を速やかに整えるとともに、住民への周知に努める。

３　避難誘導への協力

○　狛江市長は、要避難地域の区市町村が主体となって行う避難住民の誘導について、移動手段の確保など必要な協力を行う。

４　救援

○　狛江市は、避難住民を受入れた避難所等において、都や関係機関等と連携協力し、食品・飲料水の提供など必要な救援を行う。

５　安否情報の収集・提供

○　狛江市は、要避難地域の区市町村や都、関係機関等と連携協力し、安否情報の収集に努める。
○　この場合、関係する都道府県や区市町村が安否情報の提供ができるよう、安否情報の共有化に努める。

(*) 正当な理由：国の避難措置の指示後に、狛江市が予測されない攻撃を受け、避難住民の受入れができなくなっている場合等

６　避難や救援等における備え

○　狛江市は、避難住民の受入れを円滑に行うため、都との連携態勢の整備に努める。

　また、狛江市は、救援措置を円滑に行うため、要避難地域の区市町村との連携態勢のあり方について今後の検討課題とする。

○　狛江市は、要避難地域の区市町村との安否情報の収集・提供や共有のあり方等について検討していく。

第4章　復旧等

第１節　応急の復旧

狛江市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害及び大規模テロ等（緊急対処事態）（以下「武力攻撃災害等」という。）による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

１　基本的考え方

⑴　狛江市が管理する施設及び設備の緊急点検等

○　狛江市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

⑵　通信機器の応急の復旧

○　狛江市は、武力攻撃災害等の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

⑶　都に対する支援要請

○　狛江市は、応急の復旧のための措置を講ずるにあたり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

２　公共的施設の応急の復旧

○　狛江市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、狛江市が管理する施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

○　狛江市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第２節　武力攻撃災害等の復旧

狛江市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害等による被害が発生したときは、復旧を行うこととし、その復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

１　国における所要の法制の整備等

○　武力攻撃災害等が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害等が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、狛江市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって都と連携して実施する。

２　狛江市が管理する施設及び設備の復旧

○　狛江市は、武力攻撃災害等により狛江市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

３　市、関係機関の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
狛江市	○　道路等の公共施設の復旧 ○　都市、住宅、暮らし、産業等の復興 ○　国民保護に要した費用の支弁
国 （対策本部 指定行政機関・ 指定地方行政機関）	○　管理する施設及び設備の応急復旧 ○　都又は指定公共機関の応急復旧の支援 ○　武力攻撃災害からの復旧
都	○　ライフラインが被災した場合の応急復旧 ○　道路等の公共施設の復旧 ○　都のライフライン施設の復旧 ○　区市町村又は指定地方公共機関の応急復旧の支援 ○　都市、住宅、暮らし、産業等の復興 ○　国民保護に要した費用の支弁
警視庁	○　犯罪の予防、社会秩序の維持
東京消防庁	○　消防相談に関すること。 ○　火災予防に関すること。
自衛隊	○　施設等の応急復旧等に関する措置
指定公共機関・ 指定地方公共機関	○　管理する施設及び設備の応急復旧 ○　応急復旧の支援 ○　ライフライン施設等の復旧

第３節　国民保護措置に要した費用の支弁等

狛江市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

⑴　国に対する負担金の請求方法

○　狛江市は、国民保護措置の実施に要した費用で狛江市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

⑵　関係書類の保管

○　狛江市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

２　損失補償及び損害補償

⑴　損失補償

○　狛江市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

⑵　損害補償

○　狛江市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

３　総合調整及び指示に係る損失の補填

○　狛江市は、都の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の請求を行う。

第5章　大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

大規模テロ等（緊急対処事態）への対処については、緊急対処本部の設置は、武力攻撃事態における国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）の内容、手続き等に準じる。

本章では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、発生時の対処等について特に必要な事項を記載する。

第１節　緊急対処事態とは

⑴　緊急対処事態（第２章第１節２「緊急対処事態」（15 ページ）参照）

○　緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

⑵　想定される事態類型

事態例		事　例
⑴　攻撃対象施設等による分類		
	① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
	② 大規模集客施設等への攻撃	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破
⑵　攻撃手段による分類		
	③ 大量殺傷物質による攻撃	炭そ菌、サリン等の大量散布 ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散
	④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ

⑶　共通する特徴

①　非国家組織等による攻撃

②　突発的な事案発生

③　発生当初は事故との判別が困難

④　不特定多数の住民等が日常利用している場所（列車、劇場等）で発生する可能性が高い。

⑷　緊急対処本部設置指定前における事案発生への対処

○　突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定及び緊急対処本部の設置

指定が行われるまでは、狛江市は、緊急に住民等の安全等を確保するため、狛江市災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して、必要に応じ、避難の指示、警戒区域の設定及び緊急対処本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。（*）

（*） 国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。

第２節　発生時の対処

○　狛江市は、テロ等が発生した場合、国による緊急対処事態対策本部設置指定の有無にかかわらず、国、都、警察・消防等関係機関と緊密に連携協力し、被災者の救出・救助、住民等の避難等の初動対応に全力を挙げて取り組む。
○　国による都緊急対処事態対策本部設置等の指定がない段階では、都災害対策本部を設置して災害対策の仕組みを活用して対処するなどにより、緊急対処保護措置に準じた措置を実施する。

１　緊急対処本部の設置指定が行われている場合

○　狛江市は、政府による緊急対処事態の認定及び緊急対処本部の設置指定が行われている場合、緊急対処本部を設置し、緊急対処保護措置を行う。
○　狛江市は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速的確に行うため、必要に応じて狛江市緊急対処事態現地対策本部等を設置する。
○　また、国の現地対策本部が設置され、現地対策本部長が緊急対処事態合同対策協議会(*)を開催する場合には、市対策本部として当該協議会へ参加し、緊急対処保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

２　緊急対処本部の設置指定が行われる前にテロ等が派生した場合

○　狛江市は、災害対策のしくみを活用して情報収集態勢を確立し、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携協力の下、危機情報等を把握する。
○　狛江市は、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに都及び警察・消防・自衛隊等関係機関（必要に応じて狛江市に所在する大規模集客施設・医療機関等を含む。）に通報する。
○　狛江市は、事態認定前において原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、災害対策基本法に基づく狛江市災害対策本部を設置し、必要な措置を総合的に推進する。
　この場合、狛江市は、直ちに事案の発生や狛江市の対応状況について都に連絡する。

３　狛江市災害対策本部等による対応

⑴　危機情報の収集
○　狛江市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関を通じて危機情報を収集する。

⑵　現地連絡調整所の設置等

(*) 国の現地対策本部長は、緊急対処保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する緊急対処保護措置について相互協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の緊急対処事態対策本部等による緊急対処事態等合同対策協議会を開催するものとされている。

○　狛江市は、必要に応じて現地連絡調整所を設置（あるいは、都又は各機関が現地連絡調整所等を設置している場合、職員を派遣）し、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

≪狛江市が設置する場合の参加要請先≫
警視庁（調布警察署）、東京消防庁（狛江消防署）、第三管区海上保安本部、自衛隊、最寄の保健所・医療機関等、現地において活動している機関

○　狛江市が事態認定等の段階において、緊急事態連絡室を設置した場合、同連絡室と東京消防庁（狛江消防署）との連絡態勢を確立する。

⑶　応急措置

ア　被災者の救助、救援

○　狛江市は、都及び必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、現地において必要な支援を行う。

○　この際、被害状況に応じ、現地に派遣される職員・医師等に防護マスク、 防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器及び線量（率）計を携行又は装着させる等、二次災害防止に努める。

イ　被災者等の搬送

○　狛江市は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材　等の搬送に車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

ウ　避難の指示・誘導

○　狛江市長は、災害の規模・程度等から住民等の避難が必要と判断した場合、又は知事から避難の指示を行うよう要請があった場合、当該住民等（必要に応じて狛江市に所在する大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して避難の指示を行う。ただし、移動中に住民等に危害が及ぶおそれがある場合については、一時的に屋内（コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するよう、適切に指示するものとする。

○　狛江市は、避難経路・避難場所に速やかに職員を派遣し、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携の下、自治会・町内会・学校・事業所等を単位として住民等の避難誘導を行う。

○　この際、大規模テロ等の類型に応じて都及び自衛隊等関係機関が設置する除染所等において、避難住民等を把握するとともに、所要の支援を行う。

○　派遣する職員には、避難住民等から避難誘導への理解・協力が得られるよう、防災服・腕章・旗・夜間照明等を携行させる。

エ　警戒区域の設定・周知

○　狛江市長は、災害の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合、又は知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合、明瞭な道路・建物等を用いて警戒区域を設定する。

○　狛江市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、住民等（必要に応じて、狛江市に所在する大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して警戒区域の周知を図る。

オ　警戒対応の継続・強化

○　狛江市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると判断した場合、狛江市が管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の更なる強化を促す。

４　緊急対処本部への移行

○　政府による事態認定及び緊急対処本部の設置指定が行われた場合、狛江市は、直ちに新たな態勢に移行し、狛江市災害対策本部等を廃止する。

≪緊急対処事態における警報≫

狛江市長は、緊急対処事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に関係する機関等に対し警報を通知・伝達する。

なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

第３節　大規模テロ等の事態例ごとの対応の留意点

狛江市は、テロ等が発生した場合の初動対応に関して、大規模テロ等の事態例ごとに、特に次の事項に留意する。

１　攻撃対象施設等による分類

⑴　危険物質等を有する施設への攻撃

≪事態例≫　可燃ガス貯蔵施設等の爆破

ア　施設管理者に対する措置の要請

○　狛江市長は、テロ等の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。

イ　危険物質等に関する措置命令

○　狛江市長は、消防法や火薬類取締法等の法令に基づく規制措置のほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の措置について都と協議する。

・　危険物質等の取扱所の使用の一時停止又は制限
・　危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
・　危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

⑵　大規模集客施設等への攻撃

≪事態例≫　駅、列車、劇場等の爆破

ア　施設管理者に対する措置の要請

○　狛江市長は、テロ等の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、大規模集客施設の管理者に対して、施設内の人々の安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

○　また、突発的な災害発生に備えて、避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の確保を要請する。

イ　狛江市が管理する施設における措置

○　狛江市長は、狛江市が管理する施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合、狛江市長は、必要に応じて警視庁（調布警察署）、東京消防庁（狛江消防署）その他の行政機関に対し、支援を求める。

ウ　避難の指示

○　施設内で突発的に爆弾等によるテロ等が発生した場合、一次的には、施設管理者が、構内放送や職員を通じて、速やかに施設内の人々を施設外の安全な場所に避難誘導することとなる。

○　狛江市は、施設管理者や警察、消防等から、避難誘導等に関する情報を把握するとともに、施設内の住民の避難が円滑に行われるように、警察、消防、都等との連携を確保する。

○　また、現地連絡調整所に職員を派遣し、正確な情報把握に努め、事態の推移に合わせ、必要に応じて、新たな避難や警戒のための措置を行う。

エ　大規模集客施設におけるパニック防止

○　狛江市は、大規模集客施設の施設管理者との連絡体制を確保し、構内放送や避難誘導が適切に行われるように要請するとともに、警察官等による避難誘導や情報伝達が行われるよう調整するなど、パニックの防止に努める。

オ　鉄道の運行停止等の要請

○　狛江市長は、同時多発テロ等の発生の兆候があるなど緊急の場合は、施設管理者に対して鉄道の運行停止や施設の一時的閉鎖等の措置を要請する。

２　攻撃手段による分類

⑴　大量殺傷物質による攻撃

ア　大量殺傷物質による攻撃に共通する留意点

㈠　対処の基本

○　狛江市は、大量殺傷物質（ダーティボム、生物剤、化学剤）を用いたテロ（以下「ＮＢＣテロ」という。）による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、現場における初動的な応急措置の実施に重点を置き対処する。

○　この場合、各省庁が汚染拡大防止のために行う活動内容について、都を通じて総務省消防庁から必要な情報を入手する。

㈡　応急措置の実施

○　狛江市長は、ＮＢＣテロが行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。

　また、ＮＢＣテロによる汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

㈢　関係機関との連携

○　狛江市は、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、都、警視庁（調布警察署）、東京消防庁（狛江消防署）等からの情報などを集約して、都に対して必要な支援要請を行う。

○　狛江市は、放射性物質等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、都と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われることがないよう住民に注意を呼びかける。

イ　事態例

≪事態例≫　ダーティボムの爆発

⑺　初動対応

○　狛江市は、都内でダーティボム等によるテロが発生した場合、警戒区域外で住民の安全性の確保、住民不安への対応などを行う。

⑴　避難の指示

○　ダーティボムによる攻撃が行われた場所から直ちに離れ、風向きや風速等を考慮し、できるだけ風上の近くの地下施設やコンクリート建物に一次的に避難するよう指示する。

○　口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤を服用するなどの指示により内部被ばくの低減に努める。

○　警戒区域の範囲については、放射線測定の結果や風向・風速等の気象条件を考慮して決定する。

○　周辺住民等が過度に不安を抱くおそれがあるため、放射線測定の結果や放射線による身体への影響等について、速やかに情報提供する。

⑼　医療活動

○　狛江市は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する緊急被ばく医療活動を実施する。

　この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

⑽　汚染への対処

○　狛江市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

　この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

○　狛江市は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力するとともに、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。

≪事態例≫　生物剤（天然痘、炭そ等）の航空機等による大量散布

⑺　初動対応

○　狛江市は、都及び自衛隊等関係機関と連携し、サーベイランス（疾病監視）を実施する。

⑴　避難の指示

○　狛江市長は、生物剤によるテロ等が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、

外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示する。

なお、感染の危険のある区域の住民の避難は、区域外住民の避難と区別するなど感染拡大の防止を図る。

○　人や動物を媒体とする生物剤によるテロ等が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が困難であることから、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる。

㈦　医療活動

○　狛江市は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において感染者又はその疑いのある者に対する医療活動を実施する。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、調査監視を継続する。

○　医療活動に当たっては、生物剤によるものと考えられる感染者の集団発生を正確に把握し、サーベイランスを徹底する。

㈧　汚染への対処

○　狛江市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、感染のおそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等の感染のおそれのない区域への避難誘導を適切に行う。

○　狛江市は、感染症の被害拡大防止のため、都及び医療機関等と連携して次の措置を講じる。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

・　患者の移送
・　汚染範囲の把握等
・　消毒等
・　汚染施設への立入禁止等
・　患者の移動制限

㈨　天然痘テロの場合の二次感染防止

○　天然痘によるテロが行われた場合は、感染率が高い家族・同僚等の濃厚接触者に対しては優先してワクチン接種を行うとともに、接種後も十分な健康監視を行う。

また、状況により、濃厚接触者の行動制限や患者情報の公表を検討するなど、感染の拡大防止を図る。

㈩　原因不明の病気のまん延

○　狛江市は、原因不明の病気のまん延など、集団での異常発生時には、生物剤テロが行われた可能性を視野に入れて、早急に詳しい情報を収集するなど正確な状況把握に努める。

≪事態例≫　市街地等における化学剤の大量散布

㈠　初動対応

○　化学剤テロの発生時は、時間、場所、気象等により、二次災害の発生や被害の拡大に影響を与えかねないことから、防災機関と連携し、被害の拡大防止と原因物質の早期の特定に努める。

⑷　避難の指示

○　狛江市は、化学剤テロが行われた場合又はそのおそれがある場合は、テロが行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋など汚染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示する。

○　警戒区域の範囲については、汚染の測定結果、風向・風速等の気象条件や化学剤の特性等を考慮して決定する。

⑸　医療活動

○　狛江市は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。

　この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

⑹　汚染への対処

○　狛江市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

　この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

○　狛江市は、災害現場において現地活動を行う警察・消防・自衛隊等関係機関が実施する除染等に協力する。

○　化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことに留意する。

⑺　原因不明の事態への対処

○　狛江市は、原因不明の死傷者が集団で発生したような場合は、化学剤テロが行われた可能性を視野に入れて、早急に詳しい情報を収集するなど正確な状況把握に努める。

⑵　攻撃手段による分類

≪事態例≫　航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

ア　被害を最小限にするための対処

○　狛江市は、テロ発生後、火災や建物の倒壊等による被害の拡大を抑えるため、迅速に施設内の人々の避難誘導が行われるよう、施設管理者、警視庁（調布警察署）、東京消防庁（狛江消防署）、都等に対して、必要な協力を行う。

○　また、周辺地域への影響を最小限に抑えるため、警察等関係機関と連携し、周辺の住民や事業者等の避難、警戒区域の設定等、必要な措置を速やかに行う。

イ　都との連携

○　連続テロの可能性があること等を踏まえ、都と緊密に連携した対応を行う。

第6章　平素からの備え

第１節　組織・体制の整備等

第１　狛江市における組織・体制の整備

狛江市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり各部の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

１　狛江市の各部における平素の業務

○　狛江市の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、第３章第２節１、⑶「国民保護本部の所掌事務」に規定する各業務を迅速、円滑、確実に行えるよう平素からその準備を行っておく。

○　国民保護に関する業務の統括、各部間の調整、企画立案等については、総務部安心安全課が行う。

２　平時における危機情報の収集等

⑴　危機情報の収集及び共有

○　狛江市は、総務部安心安全課において、常に危機の兆候や情報を収集・分析し、必要な警戒対応を行う。

○　狛江市は、都及び警察・消防等と連携し、常にテロの兆候など危機情報の把握に努める。

また、海外におけるテロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集・分析し、警戒対応やテロへの対応力の強化に活かす。

○　狛江市は、テロ等の危機情報を把握した場合、速やかにその旨を狛江市長及び幹部職員等に伝達できるように情報連絡体制を確立する。

また、必要に応じて連絡会議を開催し、危機情報等を全庁的に共有する。

⑵　警戒対応

○　狛江市は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに狛江市が管理する施設における警戒対応を強化するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の強化を要請する。

○　狛江市は、危機情報の緊急性に応じて都が整備する警戒対応の基準（統一した警戒レベル）に準拠し、狛江市が管理する施設における同基準を整備する。

３　初動体制の構築

⑴　職員の迅速な参集体制の整備

○　狛江市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

⑵　24時間即応体制の確保

○　狛江市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、東京消防庁（狛江消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて当直等の強化を行うなど、速やかに狛江市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

⑶　狛江市の態勢及び職員の参集基準等

○　狛江市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の態勢を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、狛江市長の行う判断を常時補佐できる態勢の整備に努める。

①　事態の状況に応じた初動態勢の確立

<table>
<tr><th>事態の状況</th><th colspan="2">態勢の判断基準</th><th>態勢</th></tr>
<tr><td rowspan="3">事態認定無</td><td colspan="2">狛江市の全部での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td><td>ア　担当課態勢</td></tr>
<tr><td colspan="2">全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合</td><td>イ　緊急事態連絡室態勢</td></tr>
<tr><td colspan="2">原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害(*)に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合</td><td>ウ　狛江市災害対策本部態勢</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事態認定有</td><td rowspan="2">狛江市対策本部設置の通知がない場合</td><td>狛江市の全部での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td><td>ア　担当課態勢</td></tr>
<tr><td>全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合</td><td>イ　緊急事態連絡室態勢</td></tr>
<tr><td colspan="2">狛江市対策本部設置の通知を受けた場合</td><td>ウ　狛江市対策本部態勢</td></tr>
</table>

(*)　災害対策基本法第２条第１号後段「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」に該当

② 職員参集基準

態　勢	参　集　基　準
ア 担当課態勢	総務部安心安全課職員が参集
イ 緊急事態連絡室態勢	市防災計画（震災編）における第２特別非常配備態勢
ウ 狛江市対策本部態勢 エ 狛江市災害対策本部態勢	全ての狛江市職員が本庁又は所定の場所に参集

⑷ 幹部職員等への連絡手段の確保

○ 狛江市の幹部職員及び総務部安心安全課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

⑸ 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

○ 狛江市の幹部職員及び総務部安心安全課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の職務代行者については、以下のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の職務代行者】

名称	代行順位①	代行順位②	代行順位③
市対策本部長 （市長）	副市長	教育長	危機管理監
市対策副本部長 （副市長）	教育長	危機管理監	総務部長
市対策本部員	庶務担当課長	各部等であらかじめ指定しておく。	

⑹ 本部の代替機能の確保

狛江市は、狛江市対策本部が被災した場合等、狛江市対策本部を狛江市防災センター及び庁舎内に設置できない場合に備え、狛江市対策本部の予備施設を次のとおり指定する。

施設名	所　在
狛江市民ホール（エコルマホール）	狛江市元和泉１－２－１
狛江駅北口地下駐車場	狛江市元和泉１－２－１
中央公民館（こまえみらいテラス）	狛江市和泉本町１－１－５

⑺　職員の所掌事務

○　狛江市は、⑶、②、ア～エの態勢ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

⑻　交代要員等の確保

○　狛江市は、防災に関する体制を活用しつつ、狛江市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

・　交代要員の確保その他職員の配置
・　食料、燃料等の備蓄
・　自家発電設備の確保
・　仮眠設備等の確保　　等

4　消防の初動態勢の把握等

⑴　東京消防庁（狛江消防署）の初動態勢の把握

○　狛江市は、東京消防庁（狛江消防署）からの情報を受け、その初動態勢を把握する。

また、市防災計画における東京消防庁（狛江消防署）との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

⑵　消防団の充実・活性化の推進等

○　狛江市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、狛江市は、都と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、狛江市は、東京消防庁が特別区における消防団員の参集基準として定める基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第２　通信の確保

狛江市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり非常通信体制の整備等について定める。

１　基本的考え方

○　狛江市は、武力攻撃事態等における通信連絡のため、市防災計画で整備された通信連絡体制を活用する。

また、武力攻撃事態等における通信機能を確保する観点から、通信連絡手段の多様化や必要な機器の整備・充実を図る。

【別紙15】通信連絡系統図
【別紙16】通信連絡手段

２　通信連絡体制の整備

○　狛江市は、市防災計画に準じて通信連絡責任者を選任するとともに、夜間・休日を含めて、都及び関係機関と、常時、通信連絡が開始できる体制を整える。

○　狛江市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

○　狛江市は、武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備を定期的に保守・整備する。

３　通信連絡訓練

○　狛江市は、武力攻撃災害による通信輻輳及び途絶、非常用電源の利用などを想定した関係機関との情報連絡、地域住民への情報の伝達、避難先施設との通信の確保など、実践的な通信訓練を実施する。

○　狛江市は、訓練終了後にその実施結果について評価を行い、必要に応じて、通信連絡体制の改善を行う。

第３　住民等への警報・避難の指示等の伝達の仕組みの整備

狛江市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報・避難の指示等の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが重要であることから、これらの仕組みを整備するために必要な事項について、以下のとおり定める。

１　基本的考え方

○　防災行政無線や電話・ＦＡＸ、テレビ・ラジオにとどまらず、ホームページ、ＳＮＳ等をはじめ多様な手段を活用し、警報や避難の指示等を迅速・的確に伝達するための仕組みや協力関係を構築する。

２　警報等の伝達体制の整備

⑴　伝達先及び伝達方法等の整備

○　狛江市は、警報等の伝達先となる公私の団体（消防団、町会自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、病院、学校など）の連絡先、連絡方法等をあらかじめ把握し、速やかに伝達できるように管理する。

○　狛江市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

○　狛江市長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

○　警報の伝達に当たっては、広報車の使用、自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

⑵　防災行政無線の整備

○　狛江市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線を整備し、確実に伝達できる体制を構築する。

⑶　警察との連携

○　狛江市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。

⑷　国民保護に係るサイレンの住民への周知

○　国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年７月６日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

⑸　事業者の協力

○　狛江市は、事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携して、各種の取組みを推進する。

その際、事業者の先進的な取組みをＰＲすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

３　大規模集客施設等への伝達体制の確保

○　狛江市は、警報の内容の伝達を行うこととなる市域内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、都との役割分担も考慮して定める。

≪多数の者が利用又は居住する施設≫

ア　大規模集客施設等（駅、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設等）

イ　大規模オフィス

ウ　大規模な繁華街

エ　大規模（超高層）集合住宅　等

○　狛江市は、突発的な事態において、当該施設への迅速・正確な情報提供が極めて重要であることを考慮し、施設管理者を通じてこれらの人々に情報伝達するための体制を整備するとともに、連絡先（施設管理者等）を把握する。

また体制の整備に当たっては、都及び東京消防庁（狛江消防署）等の関係機関の協力を得て、情報提供要領（館内放送等）や避難誘導体制の整備等を指導・助言する。

○　狛江市は、都と協力し、大規模集客施設等を往来する人々への情報伝達を速やかに行えるように、防災行政無線や広報車両等の方法による情報伝達体制を強化する。

４　多様なメディアの活用

○　狛江市は、市内の多様な状況や条件にある人々に迅速・的確に情報を伝達するため、放送事業者や電気通信事業者に協力を依頼するなどして、インターネットをはじめ多様な手段を活用する。

○　活用に当たっては、国における整備の動向を踏まえるとともに、大規模自然災害における情報伝達の仕組みの拡充・強化と連動させるように留意する。

５　放送事業者との協力

○　狛江市は、テレビやラジオの情報伝達効果の大きさを踏まえ、法に基づく「警報、避難の指示、緊急通報」以外についても、住民への緊急の情報伝達に際して、放送事業者の協力が重要であることに鑑み、平素から狛江市からの情報の内容や提供方法等について放送事業者と協議し、意思疎通を図るなど、必要な備えを行う。

なお、協議に当たっては、報道の自由を侵すことがないように十分に配慮する。

第４　情報収集・報告・提供体制の整備

狛江市は、武力攻撃事態等において、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・報告・提供体制を整備するために必要な事項について、以下のとおり定める。

１　基本的考え方

○　狛江市は、武力攻撃事態等において、被災情報、安否情報等を収集・整理し、関係機関及び住民に迅速・的確に提供するための体制を整備する。

２　被災情報の収集・報告・提供に必要な体制の整備

○　体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

①　施設・設備面	ア　非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	イ　武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	ウ　都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	エ　武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
②　運用面	ア　夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	イ　武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに防災センター又は庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	ウ　通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	エ　無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

	オ　電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	カ　担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	キ　国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

○　情報の共有

狛江市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

○　狛江市は、被災情報（以下参照）の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

≪収集・報告すべき情報≫

①　武力攻撃災害の発生日時・場所
②　発生した武力攻撃災害の概要
③　人的・物的被害状況
　ア　死者、行方不明者、負傷者
　イ　住宅被害
　ウ　その他必要な事項
④　可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

○　狛江市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

3　安否情報の収集、提供に必要な体制の整備

⑴　安否情報収集のための体制整備

○　狛江市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

【別紙17】安否情報の収集・提供の概要

⑵　安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

○　狛江市は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

なお、住民等からの安否情報の照会に対しては、都、狛江市が回答する。

安否情報の収集は、住民に関する情報を有する狛江市が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応

① 狛江市…狛江市指定の避難施設
狛江市の施設
市域内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等

② 都……都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）
警視庁、東京消防庁等

⑶　住民等への周知

○　狛江市は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。

第５　研修及び訓練

狛江市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。
このため、狛江市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

１　基本的考え方

○　狛江市は、職員等が、国民保護措置の実施に必要な知識を習得できるように研修の実施及び参加に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。
○　狛江市は、訓練の結果を適正に評価し、計画・マニュアル等の充実・強化に資する。

２　研修

⑴　研修機関における研修の活用
○　狛江市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、東京都市町村職員研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

⑵　職員等の研修機会の確保
○　狛江市は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。
○　また、都と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、ｅーラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

⑶　外部有識者等による研修
○　狛江市は、職員等の研修の実施に当たっては、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁、海上保安庁等の職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

３　訓練

⑴　狛江市における訓練の実施
○　狛江市は、近隣区市町村（神奈川県の隣接市（川崎市）を含む。）、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。
○　訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、海上保安部等、自衛隊等

との連携を図る。

⑵　訓練の形態及び項目

○　訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練等を実施する。

【訓練項目】

- 狛江市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練、狛江市対策本部設置・運営に関する訓練
- 警報・避難の指示等の内容の伝達及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練に関する訓練
- 避難誘導及び救助に関する訓練（高齢者、障がい者にも留意）
- 弾道ミサイルを想定した訓練（全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）発出時の避難行動、初動体制の構築）
- テロ等の突発的な事態発生に伴う対処に関する訓練避難誘導

⑶　訓練に当たっての留意事項

○　訓練の実施に当たっては、ＮＢＣ災害訓練や弾道ミサイルを想定した訓練などを通じて得たノウハウを活用するとともに、自衛隊、警視庁及び東京消防庁等と連携・協力し、効果的な訓練を実施する。

また、都及び関係機関と共同した訓練の実施に努める。

⑷　住民や事業者等の訓練参加等

○　狛江市は、広く住民や事業者等に訓練への参加を呼びかけるとともに、訓練の開催時期、場所等について、住民や事業者等の参加が容易となるように配慮する。

○　狛江市は、都及び東京消防庁（狛江消防署）と協力し、大規模集客施設等の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達や避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。

○　訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等にあたり、町会自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

⑸　訓練時の通行制限

○　狛江市は、警視庁（調布警察署）と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

⑹　訓練結果の計画への反映

○　訓練の結果については、参加者等から意見を聴取するなど客観的な評価を行い、

教訓や課題を明らかにした上で、狛江市国民保護計画の見直しやマニュアル等の整備に反映させる。

第６　関係機関との連携体制の整備

狛江市は、国民保護措置を実施するにあたり、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

１　基本的考え方

⑴　防災のための連携体制の活用

○　狛江市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、市防災計画で整備された連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

○　また、武力攻撃事態等における通信機能を確保する観点から、通信連絡手段の多様化や必要な機器の整備・充実を図る。

【別紙15】通信連絡系統図

⑵　関係機関の計画との整合性の確保

○　狛江市は、国、都、他の区市町村（神奈川県の隣接市（川崎市）を含む。）、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

⑶　関係機関相互の意思疎通

○　狛江市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、狛江市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

２　都との連携

⑴　都の連絡先の把握等

○　狛江市は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署（担当局等名、所在地、電話（ＦＡＸ）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

⑵　都との情報共有

○　狛江市は、都との緊密な連携を図るため、平素から定期的な連絡調整の場を確保する。

○　避難の指示と避難誘導、物資の確保、避難所の運営、安否情報の収集・提供など、国民保護措置の実施に当たり特段の連携協力が求められる分野について、平素から十分な調整を行い、緊密な情報の共有を図る。

⑶　狛江市と都の役割分担

○　狛江市は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供など、狛江市と都が適切に役割分担することで的確・迅速な対応をなし得る措置については、市防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにするものとする。

【別紙17】都と区市町村間における役割分担（都国民保護計画より）

⑷　狛江市国民保護計画の都への協議

○　狛江市は、都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と狛江市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

⑸　警察との連携

○　狛江市は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察と必要な連携を図る。

⑹　消防との連携

○　狛江市は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、東京消防庁（狛江消防署）と緊密な連携を図る。

3　近接区市町村との連携

⑴　近接区市町村との連携

○　狛江市は、近接区市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接区市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている区市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接区市町村相互間の連携を図る。

○　また、神奈川県の隣接市（川崎市）と協議の場を設け、都県境を越えた避難や救援を行う場合の避難経路や運送手段等に関する情報共有について検討する。

⑵　事務の一部の委託のための準備

○　狛江市は、武力攻撃事態において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近接区市町村等と平素から意見交換を行う。

4　指定公共機関等との連携

⑴　指定公共機関等の連絡先の把握

○　狛江市は、市域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機

関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

⑵　医療機関との連携

○　狛江市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

○　また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう公益財団法人日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

⑶　関係機関との協定の締結等

○　狛江市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

⑷　事業所等との連携

○　狛江市は、都及び関係機関と協力し、市内の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、事業者の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

５　自主防災組織、ボランティア団体等との連携

⑴　自主防災組織等との連携

○　狛江市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団、狛江市等との間の連携が図られるよう配慮する。

○　また、都と連携し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

○　自主防災組織に対する指導、訓練を実施するに当たっては、東京消防庁（狛江消防署）の協力を得て火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

⑵　事業所に対する支援

○　狛江市は、都及び関係機関と協力し、市内の事業所等に対して、平素における警戒や事態発生時の避難誘導などの危機管理の強化について、指導・助言を行う。

○　狛江市は、東京消防庁（狛江消防署）が実施する、事業所の施設管理者及び事業者に対する火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考とした避難誘導のための計画等の作成などの指導について、必要に応じて協力する。

⑶　ボランティア団体等との連携

○　狛江市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その

他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第７　特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備（*）

狛江市は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付することとなる。このため、これら標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、以下のとおり定める。

⑴　特殊標章等

ア　特殊標章

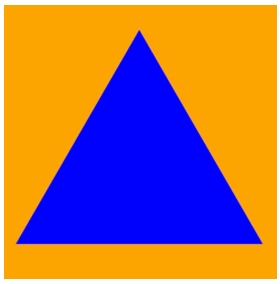
○　第一追加議定書第66条３に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

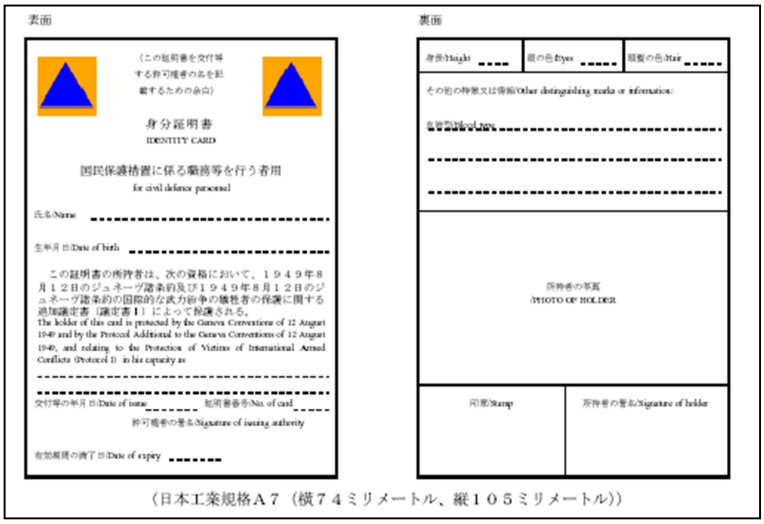
イ　身分証明書

○　第一追加議定書第66条３に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

ウ　識別対象

○　国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等





（日本工業規格Ａ７（横７４ミリメートル、縦１０５ミリメートル））

⑵　交付要綱の作成

○　狛江市は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成する。

（*）【特殊標章等の意義について】

1949 年８月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

⑶　特殊標章等の作成・管理

○　狛江市は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

第２節　避難に関する備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

１　避難に関する基本的事項

⑴　基礎的資料の収集

○　狛江市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

【狛江市において集約・整理すべき基礎的資料】

①　住宅地図
（※　人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
②　区域内の道路網の地図
（※　避難経路として想定される都道、市道等の道路の地図）
③　輸送力のリスト
（※　鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）
（※　鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
④　避難施設データベース
（※　避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
⑤　備蓄物資、調達可能物資のリスト
（※　備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な事業者のリスト）
⑥　生活関連等施設等のリスト
（※　避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
⑦　関係機関（国、都、事業者等）の連絡先一覧、協定
⑧　町会自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
（※　代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
⑨　消防機関のリスト
（※　東京消防庁、消防方面本部、消防署、消防団本部の所在地等の一覧）
⑩　避難行動要支援者支援に関する情報等

⑵　隣接する区市との連携の確保

○　狛江市は、狛江市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する区市と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

○　また、都県境を越える避難を行う場合に備えて、神奈川県の隣接市（川崎市）との平素からの連携について、都が近隣県と行う情報共有体制や九都県市における相互応援体制の整備動向を考慮し、検討する。

⑶　要配慮者への対応

○　狛江市は、要配慮者の避難誘導に当たっては、横断的な要配慮者対策班を迅速に設置し、都の要配慮者対策統括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。

○　安全な場所に避難する際に、避難行動要支援者名簿に登録されている者の避難については、支援を適切かつ円滑に実施するための避難支援対策を示した避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランを活用する。

○　また、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な避難等の行動がとれるように、東京消防庁（狛江消防署）が行っている高齢者及び障がい者の安全を確保するための地域協力体制づくりに連携する。

⑷　事業者の協力

○　狛江市は、避難住民の誘導時における地域の事業者の協力の重要性に鑑み、平素から都と連携し、これら事業者の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

○　特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

⑸　学校や事業所との連携

○　狛江市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

⑹　大規模集客施設との連携

○　狛江市は、平素から都及び東京消防庁（狛江消防署）と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、施設管理者に対して、武力攻撃事態等の観点を含めて、危機管理・自主防災（自衛消防活動）などの備えの見直し、強化を要請するとともに、必要に応じて指導・助言を行い、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

2　避難施設の指定への協力

○　狛江市は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。

≪避難施設の区分≫（都国民保護計画より）

施設区分		定義等
屋内避難施設		避難所及び緊急一時避難施設
	避難所	避難住民等を収容するもの 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅の設置が可能（賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げも可能）
	緊急一時避難施設	爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用するコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設
屋外避難施設		長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的とした避難施設

○　狛江市は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の名称、住所等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

3　避難実施要領のパターンの作成

○　狛江市は、都による支援を受け、関係機関（消防、警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

【別紙７】避難実施要領のパターン（弾道ミサイル着弾前及び着弾後）

4　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

○　狛江市は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

⑴　運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

○　狛江市は、都が保有する狛江市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

① 輸送力に関する情報
ア 保有車輌等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
イ 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
② 輸送施設に関する情報
ア 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
イ 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）

⑵ 運送経路の把握等

○ 狛江市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する狛江市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

⑶ 緊急物資等の運送体制の把握・整備

○ 狛江市は、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点をあらかじめ選定する。

また、各避難所等への運送など、緊急物資等の運送体制を把握し、整備する。

【狛江市の地域内輸送拠点】市民総合体育館（和泉本町三丁目25番１号）
【別紙18】緊急物資等の配送の概要

第３節　救援に関する備え

狛江市は、救援措置の実施に関し、必要な体制の確保や物資や資材等について、以下のとおり定める。

１　救援に関する基本的事項

○　狛江市は、救援措置に関して必要な情報を収集・管理するとともに、市防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

○　狛江市は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

○　狛江市は、狛江市が運営する避難所において避難住民の生活を支援するために「救援センター」設置する。

また、円滑な運営を目的として、都の指針に基づきマニュアルを整備する。

２　備蓄・整備する物資・資材

⑴　防災用備蓄の活用

○　国民保護のために必要な物資や資材については、原則として、防災のための備蓄と相互に兼ねるものとし、その備蓄を補完する場所において適切に管理する。

⑵　国民保護のために新たに備蓄又は調達する物資・資材

○　狛江市は、国民保護措置において新たに必要となる物資・資材（*）については、都及び関係機関の整備の状況等も踏まえながら新たに備蓄又は調達を検討する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】
安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、
放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具　　等

⑶　都及び他の区市町村との連携

○　狛江市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。

○　武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

（*）国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

第４節　武力攻撃災害の最小化に関する備え

狛江市は、武力攻撃事態等における安全を確保し、その被害を最小化するため、平素から整理すべき事項等について以下のとおり定める。

１　武力攻撃災害の最小化に関する基本的事項

○　狛江市は、武力攻撃事態等において、生活関連等施設の安全を確保するため、平素から必要な情報を収集・管理する。

○　狛江市は、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための取組を促進する。

２　武力攻撃災害の最小化に関する基礎的情報の収集・管理

○　狛江市は、武力攻撃事態等における安全を確保するため、市内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき、以下に掲げる項目について情報を収集するとともに、都との連絡体制を整備する。

・施設の種類	・名称	・所在地	・管理者名
・連絡先	・危険物質等の内容物		・施設の規模

【別紙19】生活関連等施設の種類及び所管省庁

○　狛江市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年８月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

○　狛江市は、都及び警視庁（調布警察署）、東京消防庁（狛江消防署）等に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

３　狛江市が管理する施設及び設備の安全確保

⑴　施設及び設備の整備・点検

○　狛江市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

⑵　ライフライン施設の機能の確保

○　狛江市は、その管理する下水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

⑶　復旧のための各種資料等の整備等

○　狛江市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

⑷　警戒対応

○　狛江市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察等との連携を図る。

4　事態類型及び事態例に応じた留意事項

○　狛江市は、ダーティボム等の爆発による放射能の拡散による災害が起きた場合は、周辺住民等が過度に不安を抱くおそれがあるため、事案発生時の各人の防護や被ばく線量、放射能による身体への影響等について、啓発資料等を活用し、分かりやすく情報提供できるよう、平素から情報を整理しておく。

○　サリン等、化学テロに使用される可能性が高いと考えられる物質について、発見等に関する情報を入手したときは、警察官、海上保安官、消防吏員等に通報するとともに、必要な警戒対応を検討する。

○　生物剤による攻撃にあっては、被害が極めて広範囲に及ぶおそれがあるため、近隣区市との間で情報を共有するための連絡体制を整備する。

また、使用される可能性の高い病原体について、感染症や感染予防に関する知識の普及・啓発を図る。

第５節　国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

１　国民保護措置に関する啓発

⑴　普及・啓発の方法

○　狛江市は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用するとともに、講習会、研修会等様々な機会を通じて、国民保護措置の重要性や内容、協力の趣旨等について継続的に普及・啓発を行う。

○　その場合、住民等が避難の具体的なイメージを持てるように、避難方法のモデルを示すなど効果的な方法を用いるものとする。

○　高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど対象者の実情に応じた方法により普及・啓発を行う。

○　狛江市は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入れなどの協力について、事業所の理解を得るよう努める。

○　狛江市は、防災に関する普及・啓発とも連携し、地域住民への普及・啓発を行う。

○　狛江市は、東京消防庁（狛江消防署）、狛江市消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織等と連携し、地域住民へ応急救護、避難等の普及・啓発を行う。

２　住民がとるべき行動等に関する啓発

⑴　住民・事業者等用パンフレット・動画の活用等

○　武力攻撃事態や大規模テロ等（緊急対処事態）に遭遇した場合にとるべき行動について、住民や事業者の皆様に日頃から知っていただくことが重要であることから、狛江市は、都と連携してパンフレットや動画を活用し、住民や事業者、学校等の施設管理者が、武力攻撃事態等において、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達や避難の指示等に基づく適切な避難行動や避難誘導等が行えるよう周知する。

また避難行動等の理解を深めるため、住民や事業者等に対する訓練への参加を促進する。

【参考資料７】弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について
【参考資料８】警報が発令された場合に直ちにとっていただきたい行動（例）
【参考資料９】武力攻撃の類型などに応じた避難などの留意点

⑵　武力攻撃災害の兆候に関する通報等

○　狛江市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の狛江市等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

○　狛江市は、テロ等に関する不審者や不審物を発見した場合、速やかに警察等に通報するように、住民等に対する普及・啓発を図る。

○　狛江市は、テロ等に対する警戒や発生時の対処に当たり、生活上の不便や制約等が生じる場合もあることを踏まえ、そのような場合の住民の協力について理解が得られるように、平素から機会を捉え普及・啓発に努める。

⑶　備蓄

○　地震などの災害に対する日頃からの備えとして実践している、避難用の非常持ち出し品や数日間を自足するための備蓄品は、武力攻撃事態等における避難時においても役立つものであると考えられる。

　このため、狛江市は、防災訓練等の機会を捉えて住民の備蓄を推進し、武力攻撃事態等に対する備えの充実化を図る。

３　学校における教育

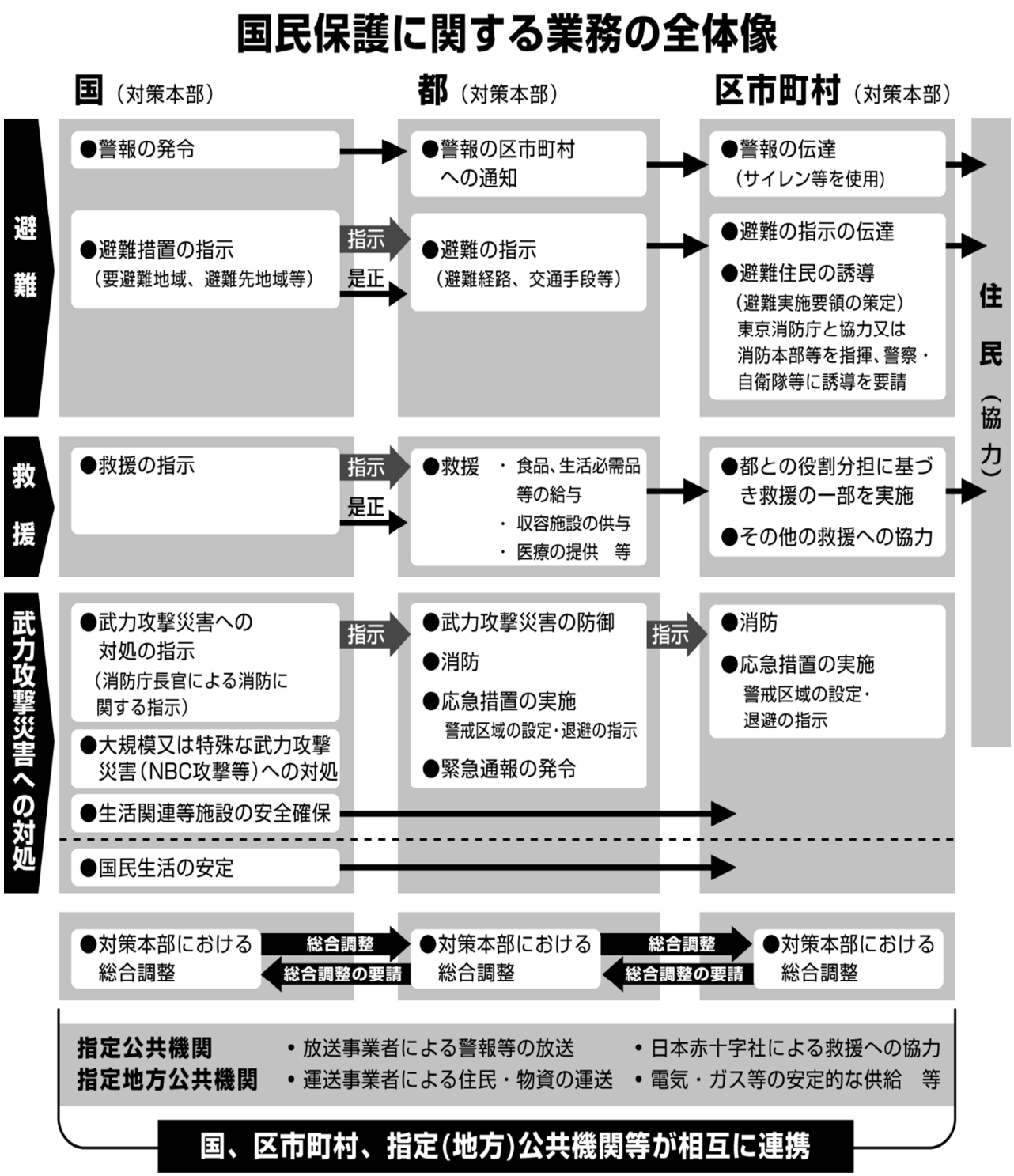
○　狛江市教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童・生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、狛江市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行うものとする。

４　赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

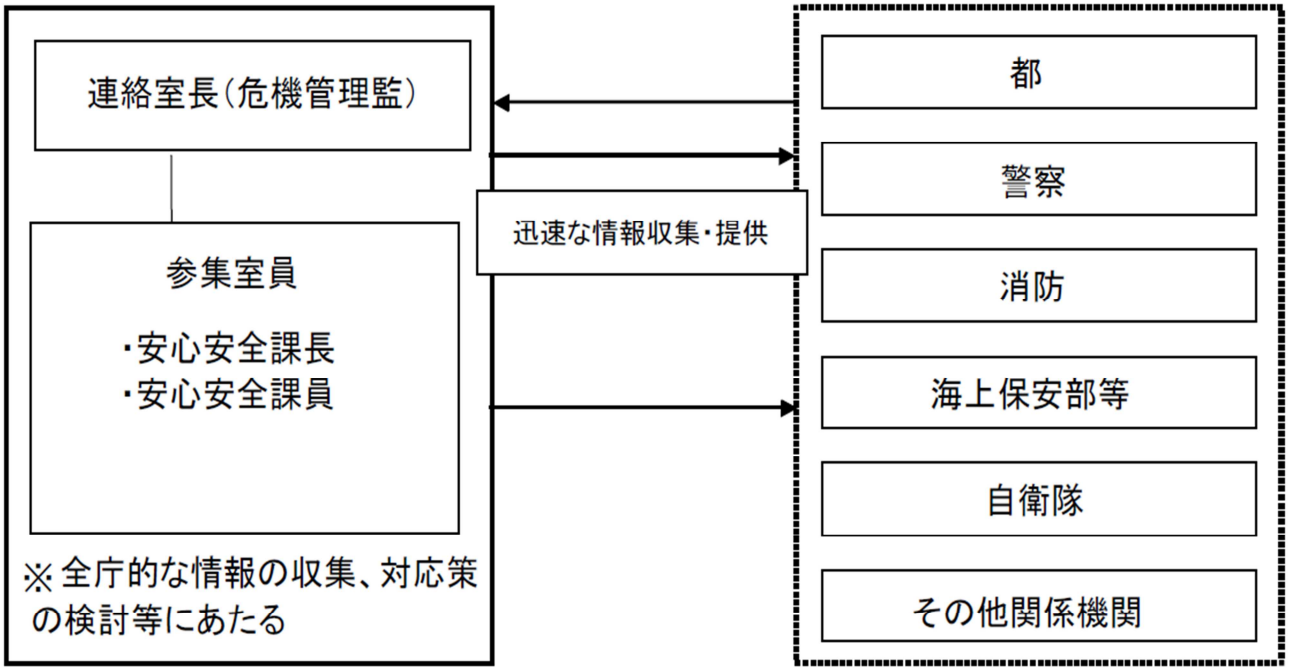
○　狛江市は、都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努める。

別　　紙

別紙１　国民保護に関する業務の全体像

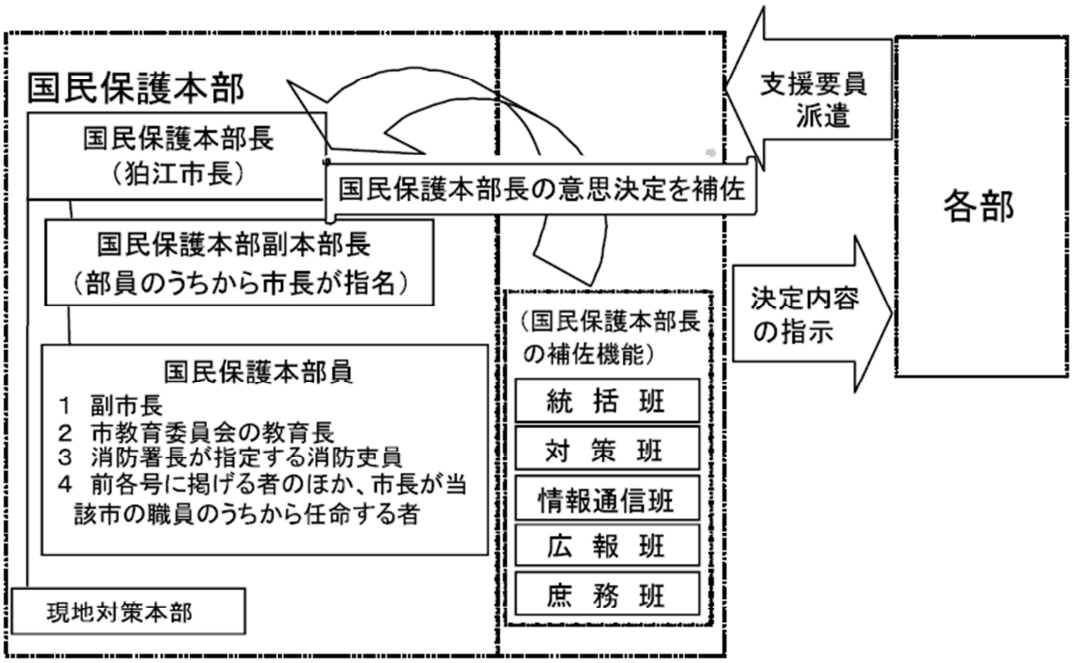


別紙２　狛江市緊急事態連絡室の構成等



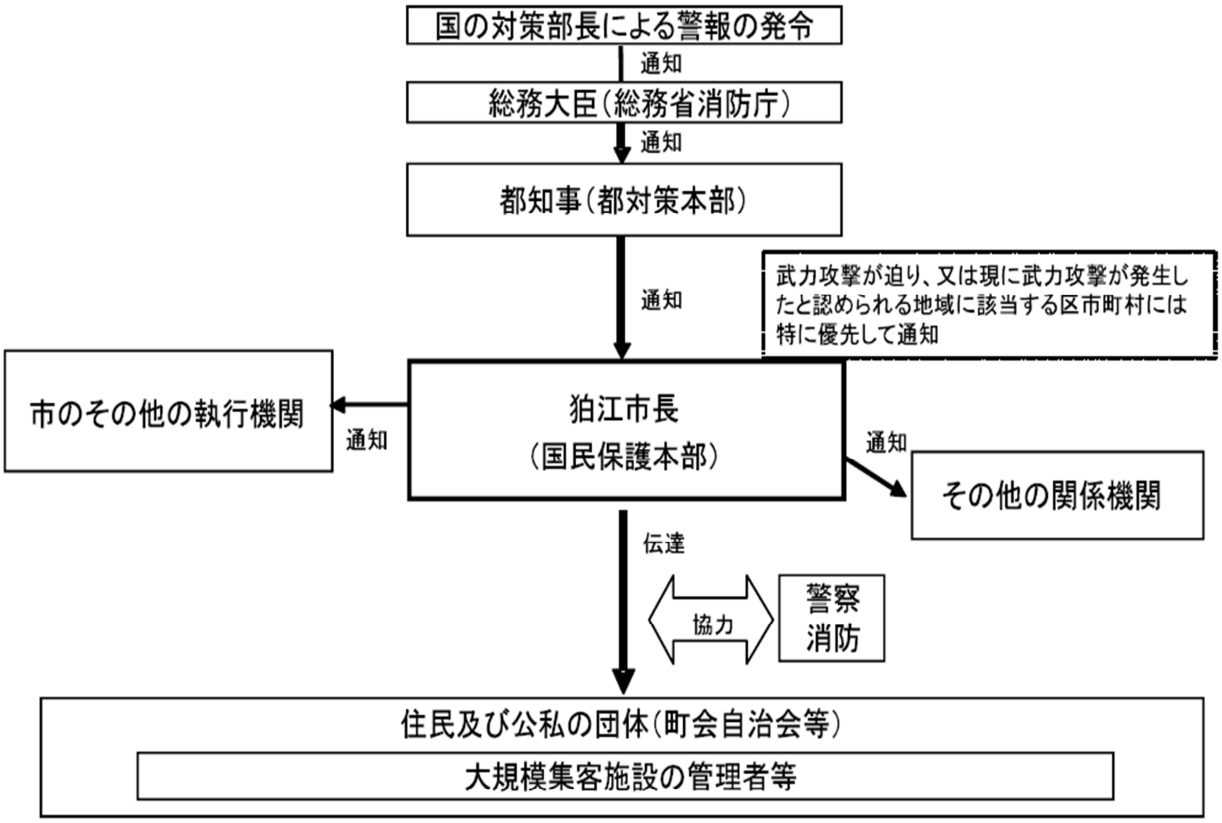
※　住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、狛江市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を狛江市長及び幹部職員等に報告する。

別紙３　国民保護本部の組織構成等

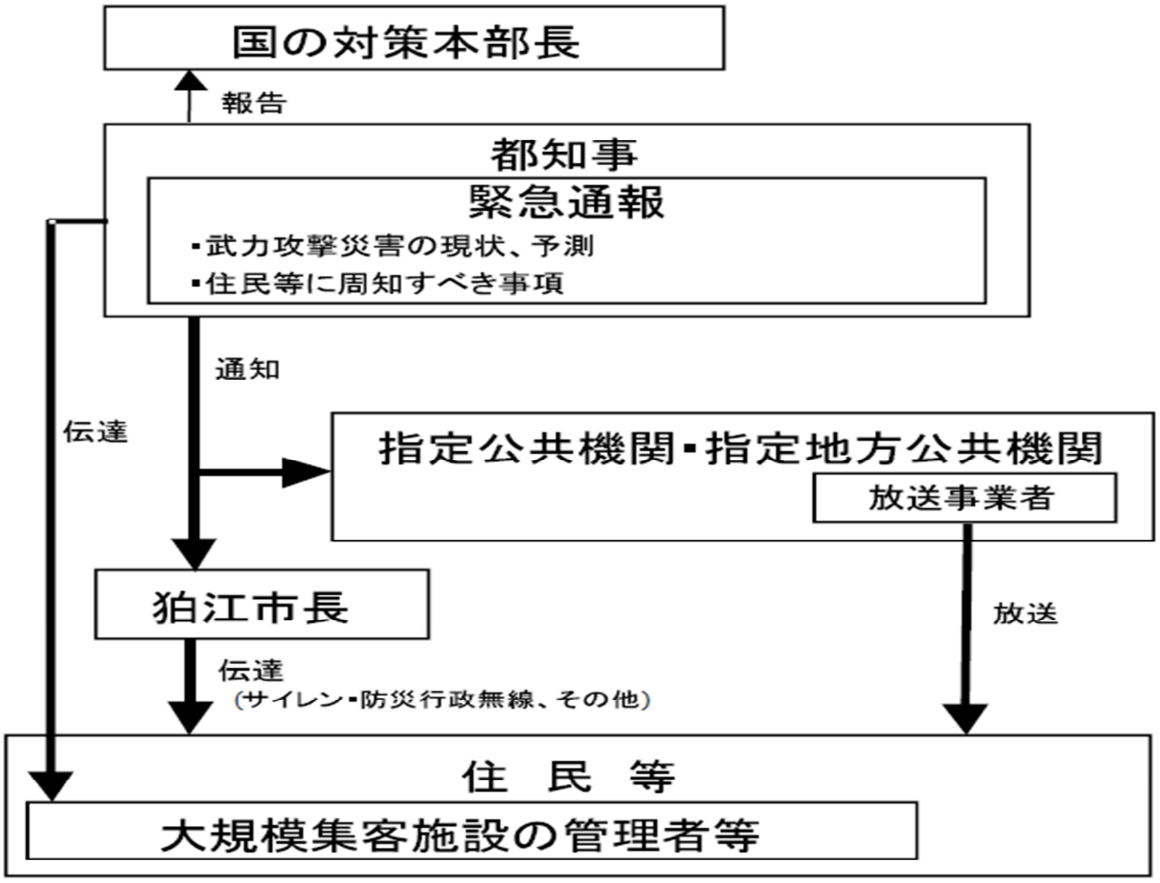


国民保護本部における決定内容等を踏まえて、各部において措置を実施する（国民保護本部には、各部から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

別紙４　警報の内容の伝達・通知の概要及び各機関等



別紙５　緊急通報の発令の概要

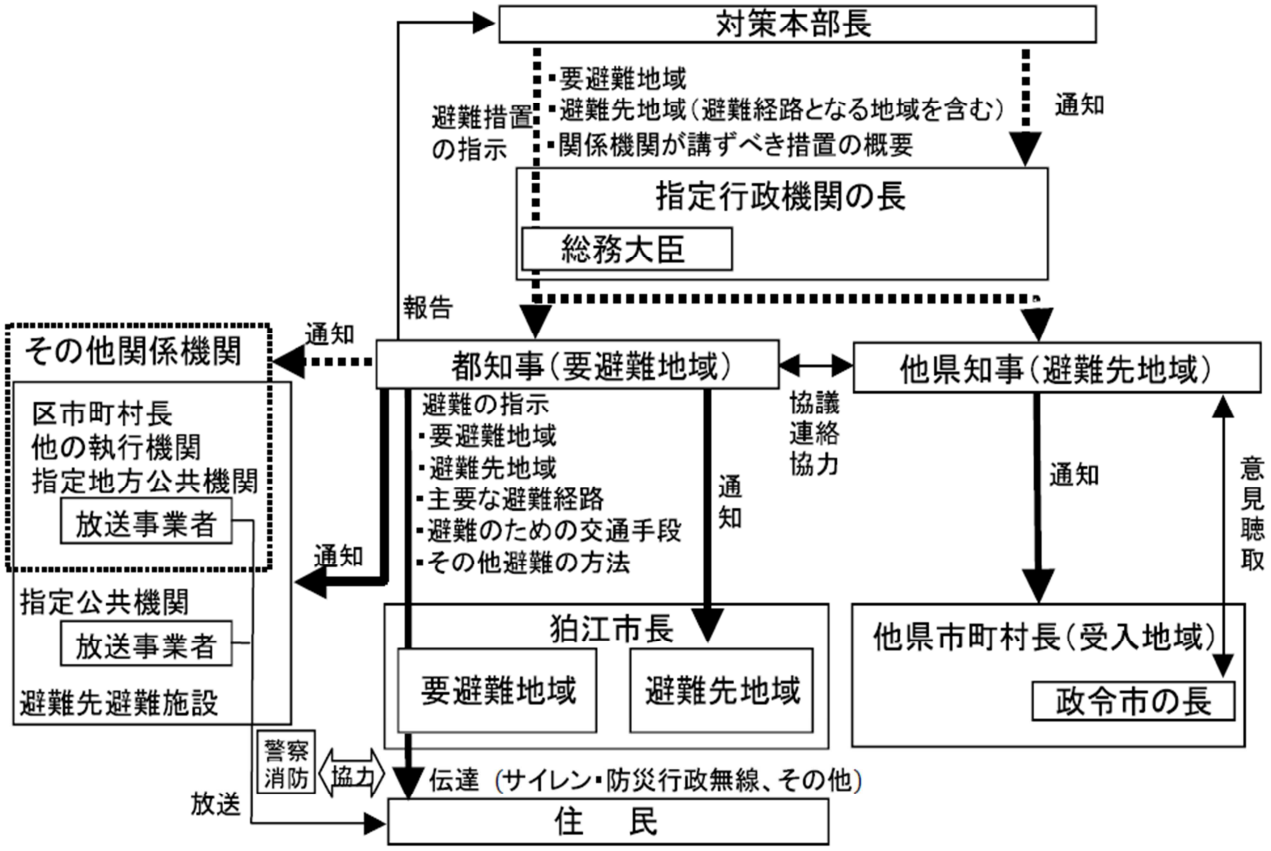


≪緊急通報の例示≫

◇　東京都狛江市〇〇付近において、不審なゴムボートが放置。武装した不審な２～３人組が付近に潜んでいる模様

・　〇〇付近で銃撃と思われる音が聞こえたとの情報あり
・　現在、警察・自衛隊等関係機関が調査中
・　〇〇付近に居住する住民は、できるだけ外出を控え、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
・　その他不審者に関する情報等があれば、××－〇〇〇〇－△△△△まで電話すること。

別紙６　避難の指示の概要



別紙７　避難実施要領のパターン（弾道ミサイル着弾前）

避　難　実　施　要　領

狛江市長
○月○○日　○○時○○分現在

屋　内　避　難　（弾道ミサイル着弾前）

1　東京都からの避難の指示の内容

国の対策本部長は、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。要避難地域内の住民は建物に避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。それぞれ、ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにし、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。

2　事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	令和○年○月○○日　　13 時 00 分
発生場所	狛江市内全域
実行の主体	A 国
事案の概要と被害状況	A 国による弾道ミサイル発射の兆候が認められる。
今後の予測・影響と措置	・ミサイル発射後、10 分ほどで着弾もしくは通過 ・迅速に対応できるよう、狛江市民に対し、警報の発令に関する情報に注意を促すとともに、狛江市民のとるべき行動について周知する。
気象の状況	天候：晴　気温 10℃　風向南　風速＿1 m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	狛江市内全域
避難先と避難誘導の方針	知事の避難指示を踏まえた対処を基本とするが、狛江市民がいる場所の近傍の堅ろうな建物等の屋内に避難し、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。屋内避難が出来ない場合は、物かげに身を隠すか地面に伏せ頭部を守る等の対応をとる。
避難開始日時	令和○年○月○○日　13 時 00 分
避難完了予定日時	令和○年○月○○日　24 時 00 分

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	事態に備え、関係機関との連絡調整
連絡調整先	調布警察署：042-488-0110 狛江消防署：03-3480-0119 陸上自衛隊第１後方支援連隊：03-3933-1161

3　事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性	自力での歩行が困難な者や観光客、日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が避難に関する援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。 担当職員等は屋外にいるものが堅ろうな建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。 狛江市民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗棟に対して協力を依頼する。

4　住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
	・ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。 ・非常持ち出し品を準備するとともに、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。 ・屋内の環境は、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテープで目張りする等外気を遮断する。 ・現在の場所から別の場所へ避難する場合には、出火防止対策や施錠等を行う。 ・危険動物の逸走対策を行う。 ・その他必要と認められる事項
屋内にいない場合	
	・できる限り近隣の堅牢ろうな建物、地下街等に避難する。 ・避難は徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。 ・車両内にある者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーをつけたまま駐車するなど、緊急車両の通行の妨げとならない方法とする。 ・原則として、直近の建物等への避難を行うが、屋内への避難が困難なときは、遮蔽物の物陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。 ・周辺で着弾音等不審な音を聞知したときは、当該現場から離れるとともに、 又は警察に連絡する。

5　情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	・防災行政無線 ・市ホームページ
避難実施要領の伝達先	市町村内の各機関及び団体等（関係機関等一覧表）
職員間の連絡手段	別表電話番号一覧表による。

6　緊急時の連絡先	
狛江市対策本部	電話：03-3430-1111 ＦＡＸ：03-3480-5500

別紙７　避難実施要領のパターン（弾道ミサイル着弾後）

避　難　実　施　要　領

狛江市長

○月○○日　○○時○○分現在

屋　外　避　難　（弾道ミサイル着弾後）

1　東京都からの避難の指示の内容

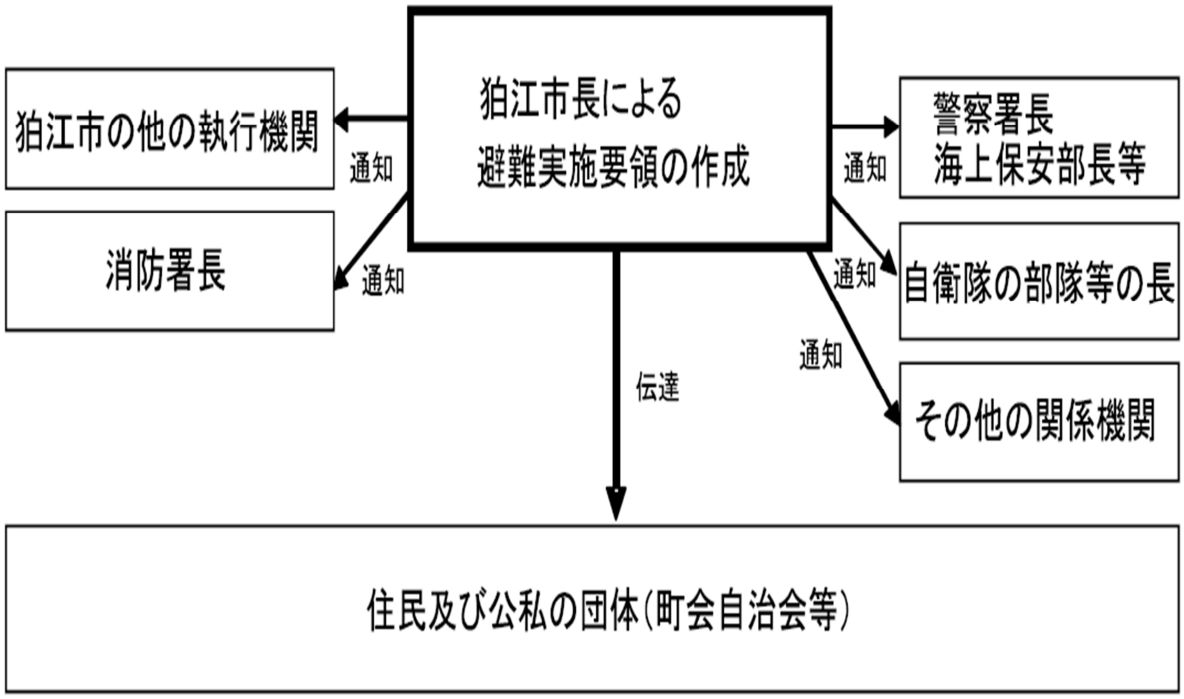
国の対策本部長は、調布市染地地区において発生した爆発について、A 国から発射された弾道ミサイルが着弾したとして、国民保護法に基づき警報を発令し、爆心地周辺の調布市染地地区及び隣接する狛江市西和泉地区を要避難地域として、避難措置の指示を行った。

2　事態の状況、関係機関の措置

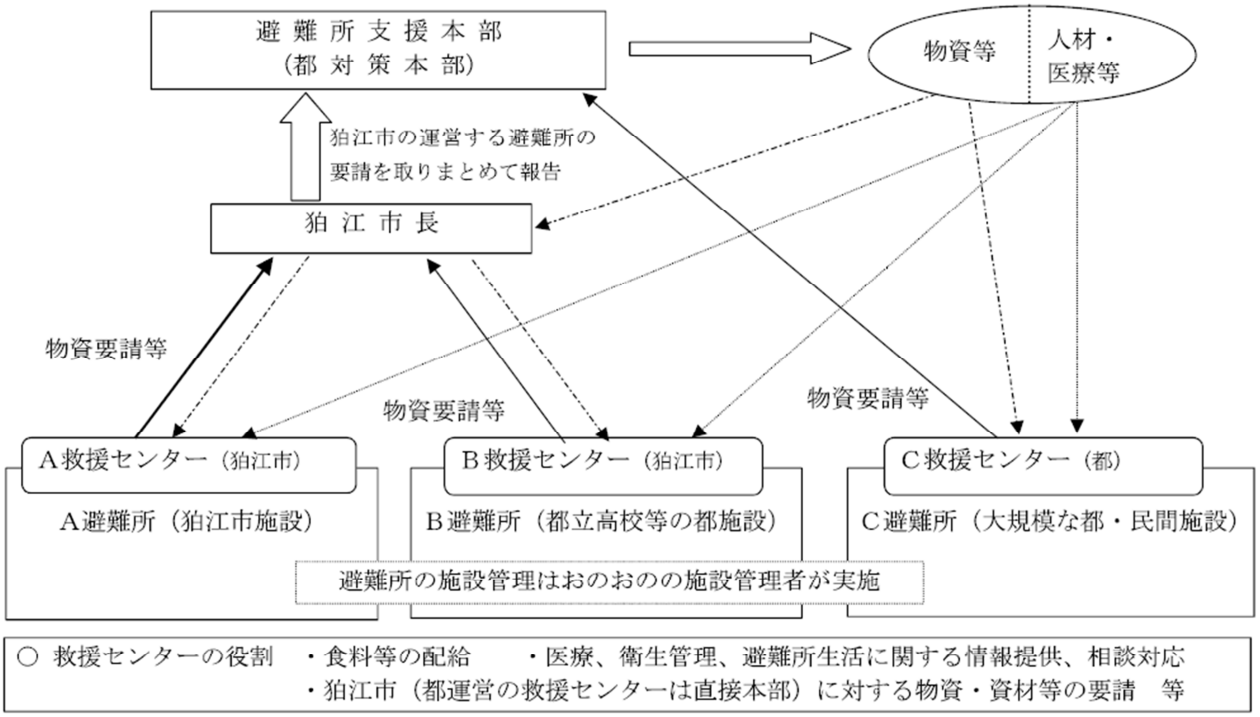
2-1 事態の状況	
発生時期	令和○年○月○○日　　13 時 00 分
発生場所	調布市染地地区
実行の主体	A 国
事案の概要と被害状況	・調布市染地地区にミサイルが落下し爆発。NBC 弾の可能性あり。人的・ 物的被害について調査中。 ・政府の情報では、更なるミサイル発射の可能性はないとのこと。
今後の予測・影響と措置	・弾頭の種類に応じて人員除染、地域除染実施。 ・更なる爆発の可能性や NBC 弾が搭載されていた可能性を視野に 対処する必要がある。
気象の状況	天候：晴　気温 10℃　風向南　風速 1 m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	着弾地点に近い狛江市西和泉地区
避難行動要支援者数	548 人
避難先地域と避難誘導の方針	中和泉三丁目地区へ避難させる。要避難地域以外の地域でも、不要不急の 外出を避け、努めて屋内退避を継続。
避難施設	和泉小学校（中和泉３-33-１）
避難経路	六郷さくら通り
避難手段	徒歩
避難に当たっての留意事項	・防災行政無線を活用し、住民へのミサイル関連情報の伝達に努める。 ・安全確保に配慮しつつ避難施設等に職員を派遣し、安全情報の 伝達、住民の誘導等を実施する。
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	事態に備え、関係機関との連絡調整を図る
連絡調整先	調布警察署：042-488-0110 狛江消防署：03-3480-0119 陸上自衛隊第１後方支援連隊：03-3933-1161

3　事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性 （除染の必要性等）	・自力での歩行が困難な者や観光客、日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が避難に関する援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。 ・狛江市民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。
4　避難住民の誘導に関する事項	
職員の配置場所・人数	六郷さくら通り上、多摩川住宅南口交差点からあいとぴあセンター前までの区間の交差点ごとに職員を配置 （安全確保に配慮しつつ、避難経路の要所に配置）
避難行動要支援者の避難誘導方針	要避難地域内の居宅者 福祉保健部より警察・消防機関に要支援者の情報を提供し、警察・消防機関にて保護した上で協定締結事業者の協力を得て、車両による輸送もしくは徒歩による避難
5　情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	・防災行政無線、登録制メール等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。
避難実施要領の伝達先	市町村内の各機関及び団体等（関係機関等一覧表）
職員間の連絡手段	別表電話番号一覧表による。
6　緊急時の連絡先	
狛江市対策本部	電話：03-3430-1190 ＦＡＸ：03-3480-5500

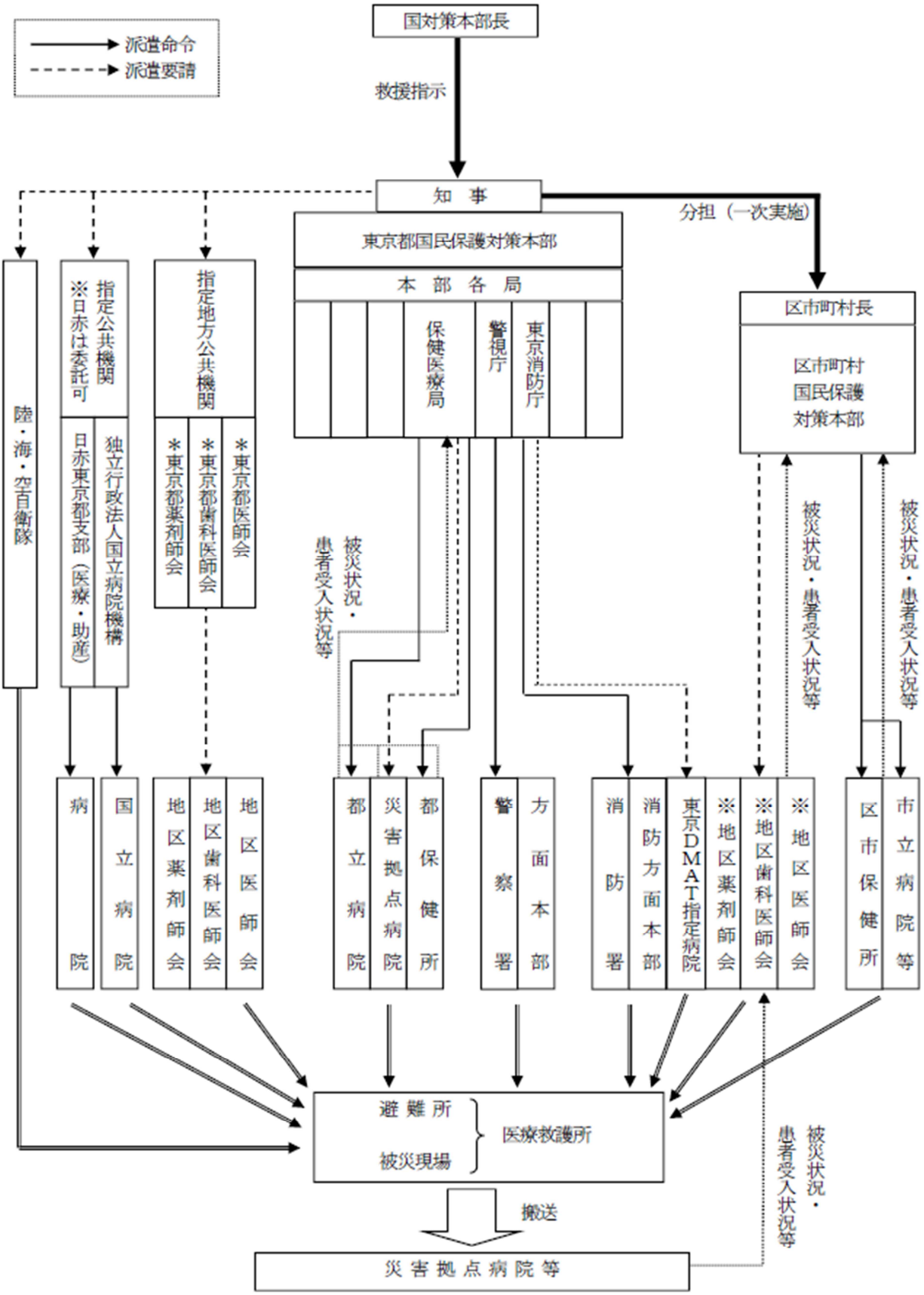
別紙８　避難実施要領の内容の伝達系統図



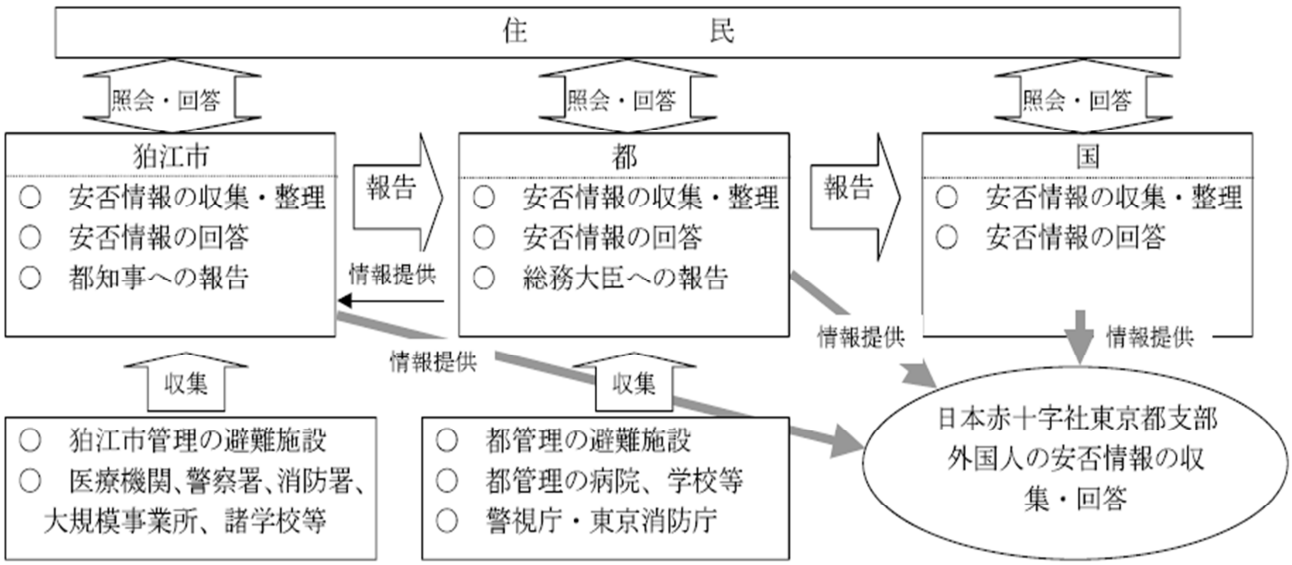
別紙９　避難所支援本部・救援センターの役割



別紙 10　東京都における医療救護活動の命令・要請及び情報連絡系統



別紙 11　安否情報の収集・提供の概要

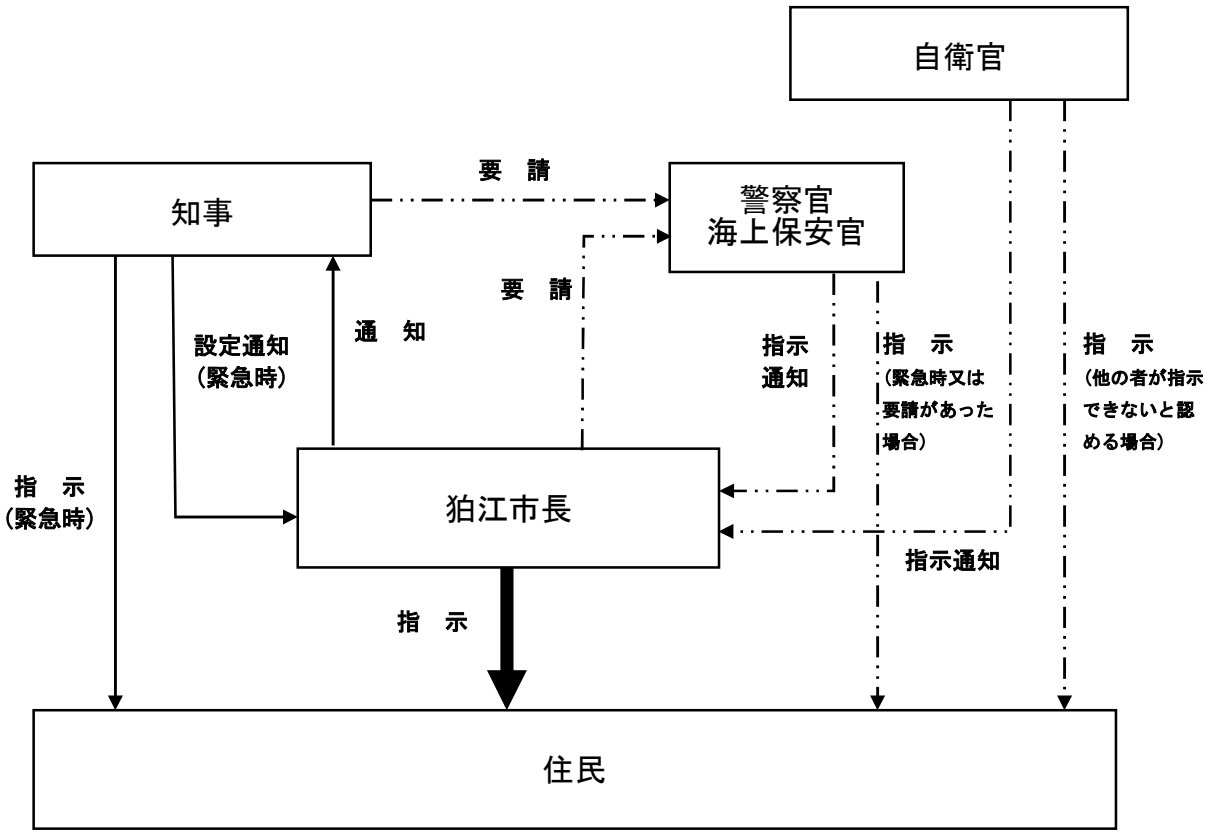


≪収集する安否情報≫

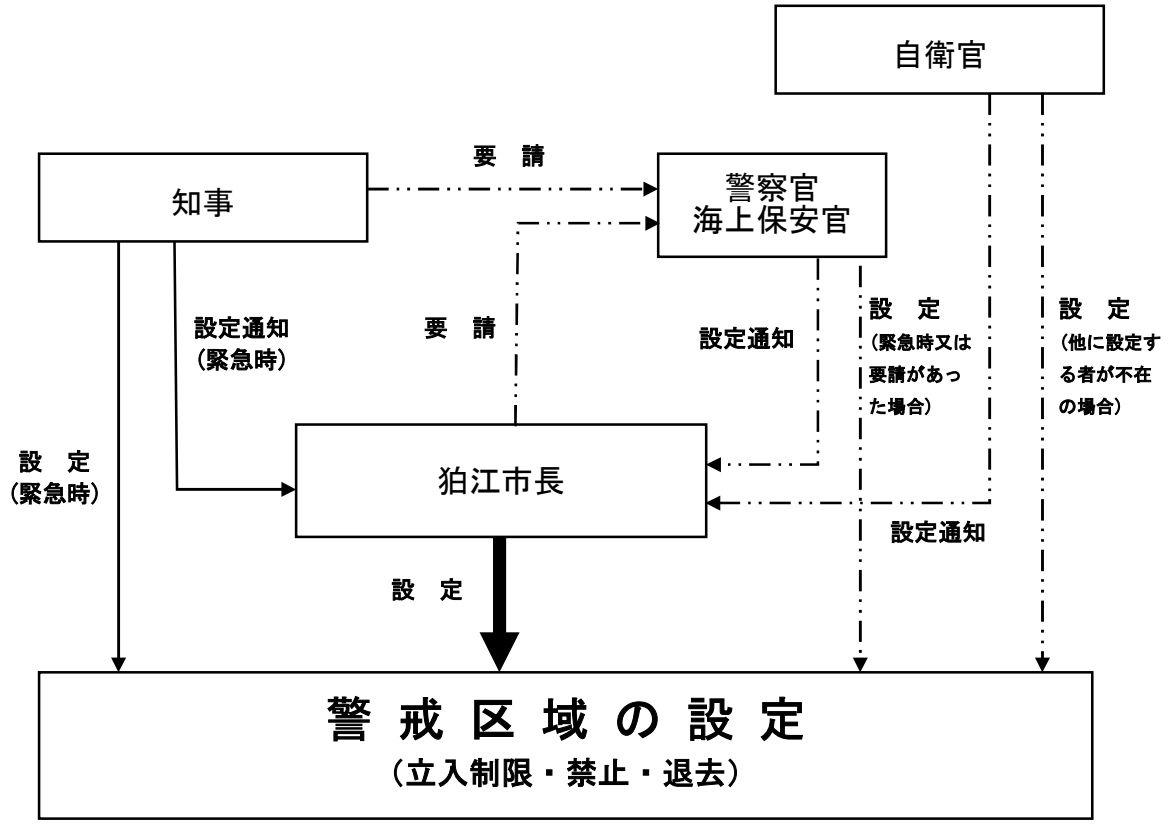
1　避難住民（負傷した住民も同様）
① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別
⑤ 住所（郵便番号を含む。） ⑥ 国籍
⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
⑧ 負傷（疾病）の該当 ⑨負傷又は疾病の状況
⑩ 現在の居所 ⑪ 連絡先その他必要情報
⑫ 親族・同居者への回答の希望 ⑬ 知人への回答の希望
⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意

2　死亡した住民（上記①～⑦に加えて）
⑧ 死亡の日時、場所及び状況
⑨ 遺体が安置されている場所
⑩ 連絡先その他必要情報
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

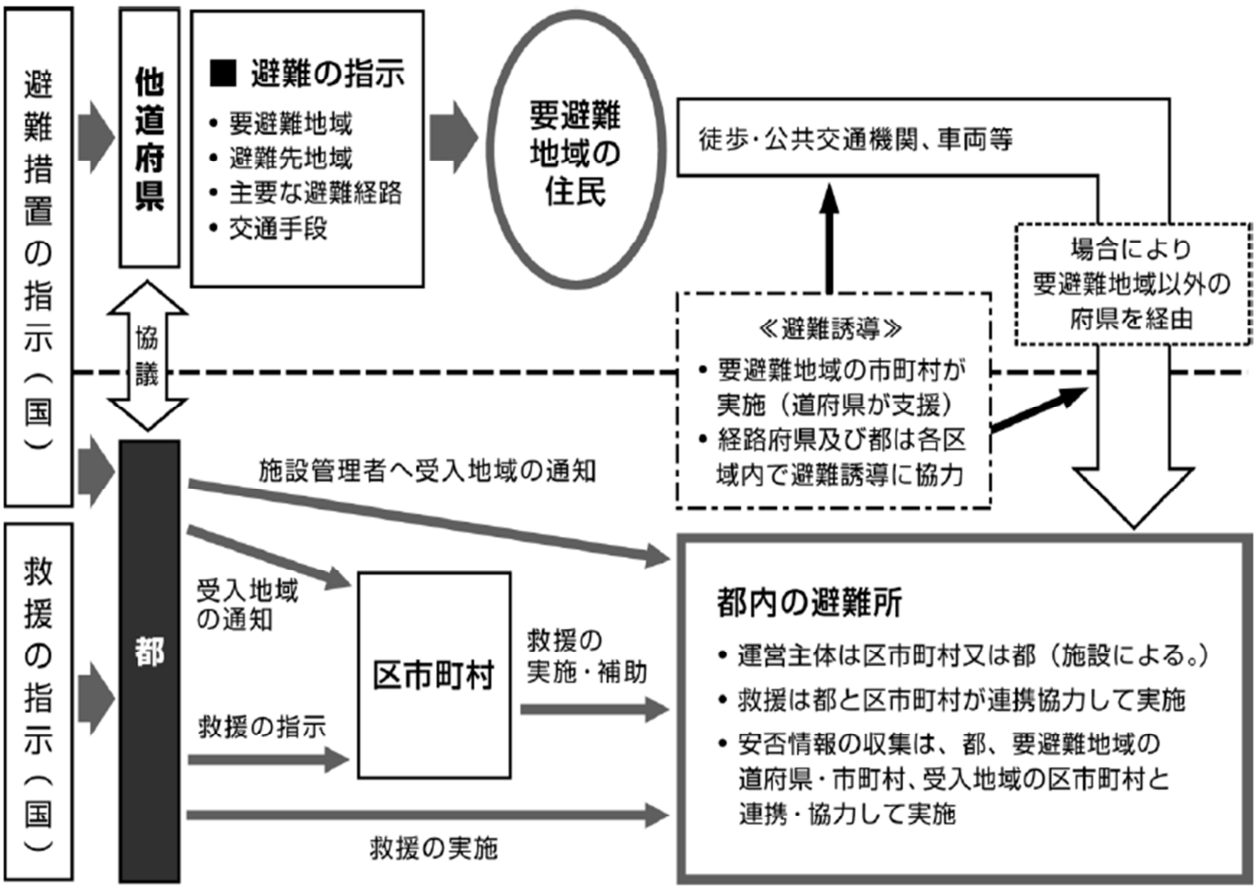
別紙 12　退避の指示の概要



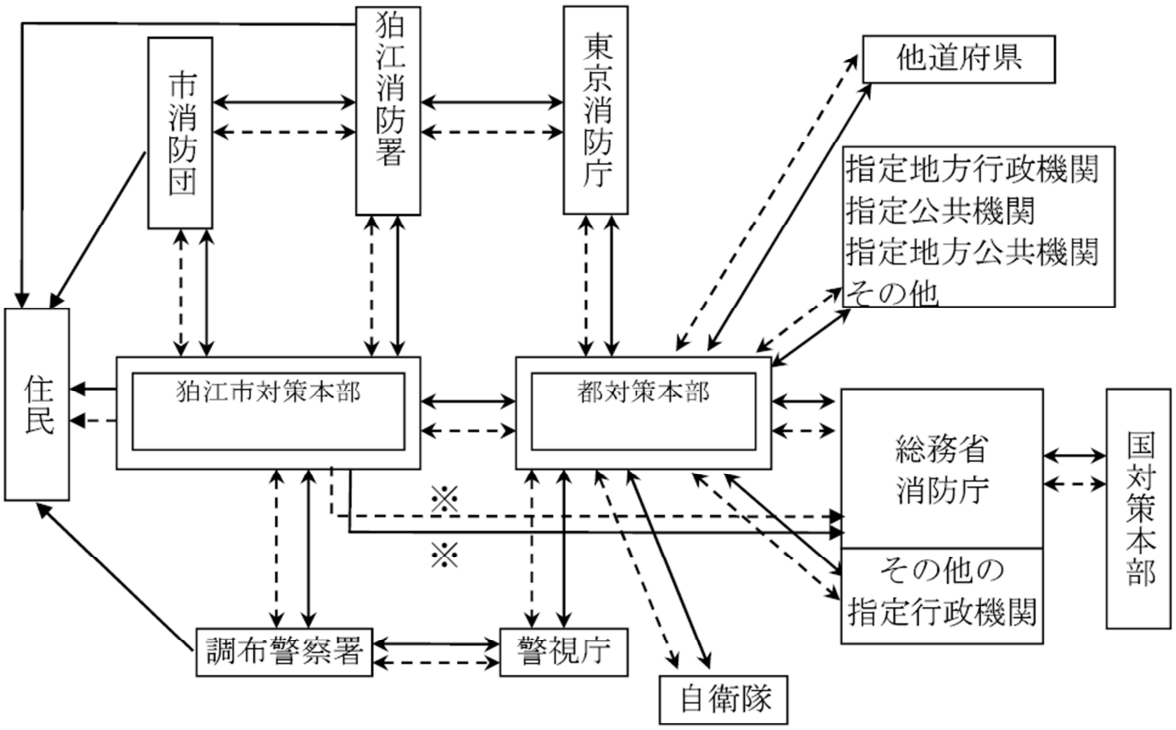
別紙 13　警戒区域の設定の概要



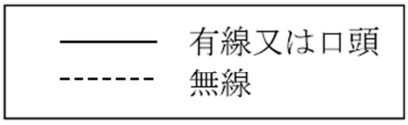
別紙 14　他区市町村からの避難住民の受入れの概要（都国民保護計画より）



別紙 15　通信連絡系統図



※　武力攻撃災害等の状況により都対策本部に報告できない場合



別紙 16　通信連絡手段

	東京都・防災機関等との通信	市内避難所・施設・活動中の職員等との通信	住民への情報提供
音声通信	○東京都防災行政無線（無線専用電話） ○衛星携帯電話（インマルサット） ○衛星通信（スターリンク：アプリ使用） ○災害時優先電話（発信用）	○市防災行政無線（移動系） ○ＦＭＣ内線スマートフォン ○タブレット端末	○市防災行政無線（固定系） ○Ｊアラート（市防災行政無線（固定系）経由）
データ通信等	○東京都防災行政無線 （ＤＩＳ、画像伝送システム、ＦＡＸ） ○Ｊアラート（受信のみ） ○Ｅｍ－ＮＥＴ（ＬＧＷＡＮ利用） ○衛星通信（スターリンク）	○ＳＩＭ端末（ＬＧＷＡＮ利用） ○ＦＭＣ内線スマートフォン ○タブレット端末	○Ｌアラート（ＤＩＳ経由で避難情報等発信） ○安心安全情報メール ○ＳＮＳ（LINE、X、facebook） ○緊急速報メール・エリアメール ○ホームページ

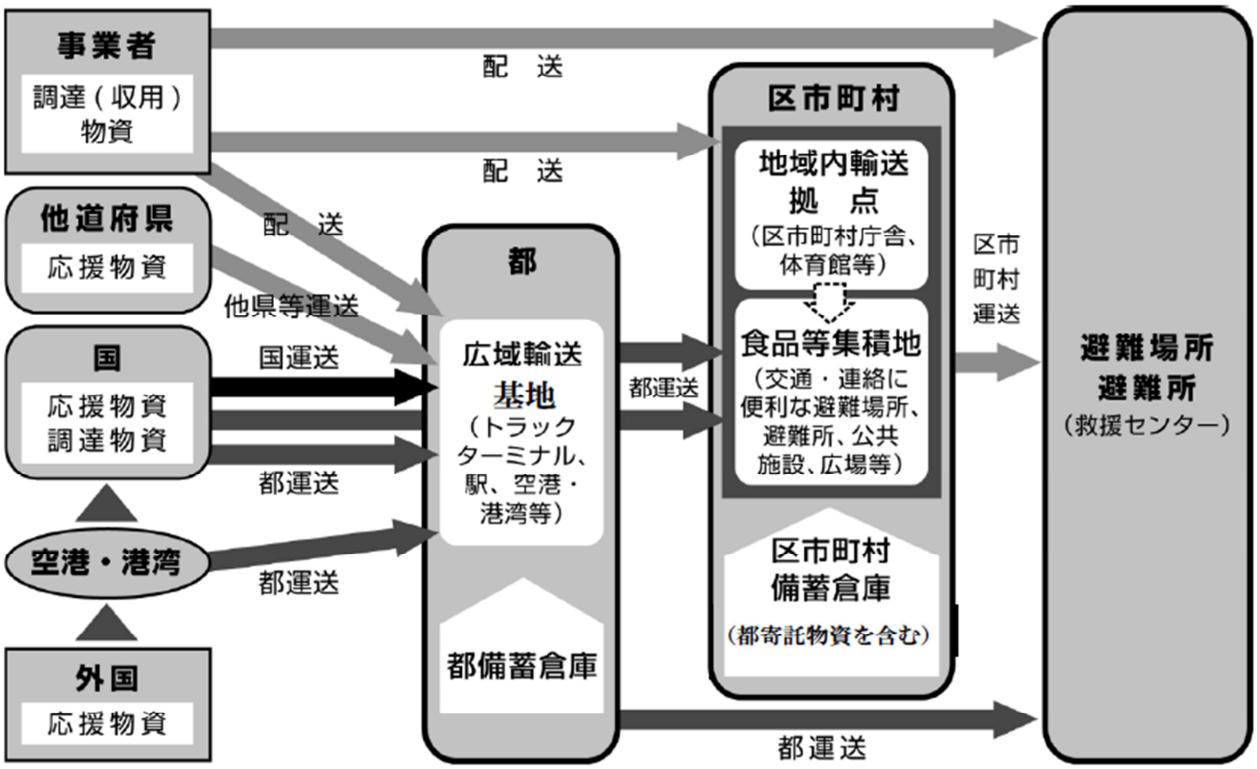
情報の発信に当たっては、媒体によってタイムラグや内容のギャップが発生しないよう一斉情報配信システムを利用する。

別紙 17　都と区市町村間における役割分担（都国民保護計画より）

主な措置	役割分担
避難場所の運営	○　原則として避難場所が所在する区市町村が運営する。 ○　必要に応じて都が補完する。
避難所等の運営	○　避難所・福祉避難所の開設、運営は区市町村が行うこととし、都はこれを補完する。 ○　都又は民間が管理する大規模施設などの運営は都が行うこととし、区市町村は、これに協力する。
食料・生活必需品の供給	○　都による一括調達を原則とし、必要に応じて、都及び区市町村における備蓄品を活用する。 ○　緊急時における食料・生活必需品は、区市町村の備蓄品（都の事前配置分を含む。）又は調達品をもって充てる。
医療の実施	○　医療救護所の設置、医療救護班等の派遣は、区市町村が一次的に行い、都は要請に基づき、都医師会等に対する都医療救護班等の派遣要請や広域的な応援要請を行う。 ○　都は区市町村の要請に基づき医薬品、医療資材の補充を行う。 ○　区市町村は被災現場から医療救護所までの患者搬送及び医療　救護所から災害拠点病院等への患者搬送を実施し、都は医療救護所から災害拠点病院等への患者搬送を実施する。
備蓄	○　食糧、生活必需品、医薬品等の備蓄は、災害対策用の備蓄を活用する。 ○　ＮＢＣ災害への対処として、都は、都が現地に派遣する職員の安全確保のために必要となる資材を備蓄又は調達する。区市町村は、それぞれの地域の特性に応じて資材を備蓄又は調達する。
保健衛生の確保	○　区市町村は巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣し、都は要請に基づき区市町村の支援及び補完を行う。 ○　都及び区市町村は、避難所の食品衛生指導等を行う。 ○　区市町村は、避難所に対する衛生管理指導を行い、都はこれに指導・助言を行う。
被災者の捜索及び救出	○　区市町村は、警視庁、東京消防庁又は消防本部が中心となって行う被災者の捜索、救出に協力する。
埋葬及び火葬	○　区市町村は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。 ○　都は必要に応じて広域火葬体制に基づく火葬の実施について調整、推進する。
電話その他の通信設備の提供	○　都は電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て通信機器等を設置する。 ○　区市町村は避難所において機器の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。
武力攻撃災害による被害を受けた住宅の応急修理	○　区市町村は、都が定める実施要領案に基づき応急修理の募集、選定を行う。 ○　都は応急修理を実施するために必要な措置を行う。
学用品の給与	○　区市町村は、必要量を把握し都に報告する。 ○　都は学用品を一括して調達し、区市町村が配付する。
行方不明者の捜索及び死体の処理	○　区市町村は、警視庁、東京消防庁又は消防本部が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。 ○　区市町村は、警視庁等関係機関と連携して、死体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。 ○　都は、行方不明者の捜索、死体の搬送・収容等に関する支援、連絡調整を行う。

※　救援に係る措置については、国民保護法上は知事の役割とされているところであるが、国民保護法第 76 条第 1 項の規定に基づき、その一部を区市町村長が行うこととするものである。

別紙 18　緊急物資等の配送の概要

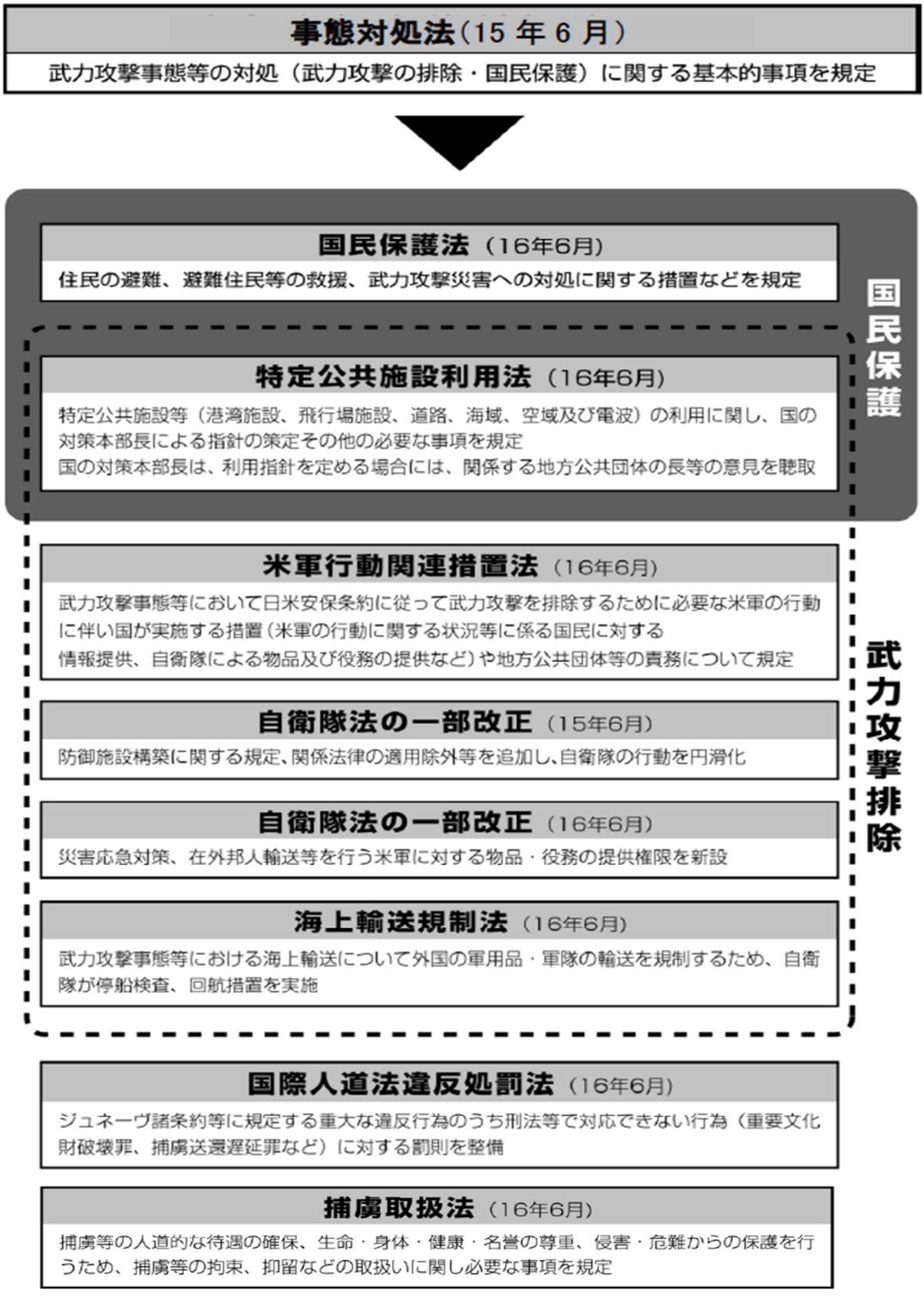


別紙 19　生活関連等施設の種類及び所管省庁

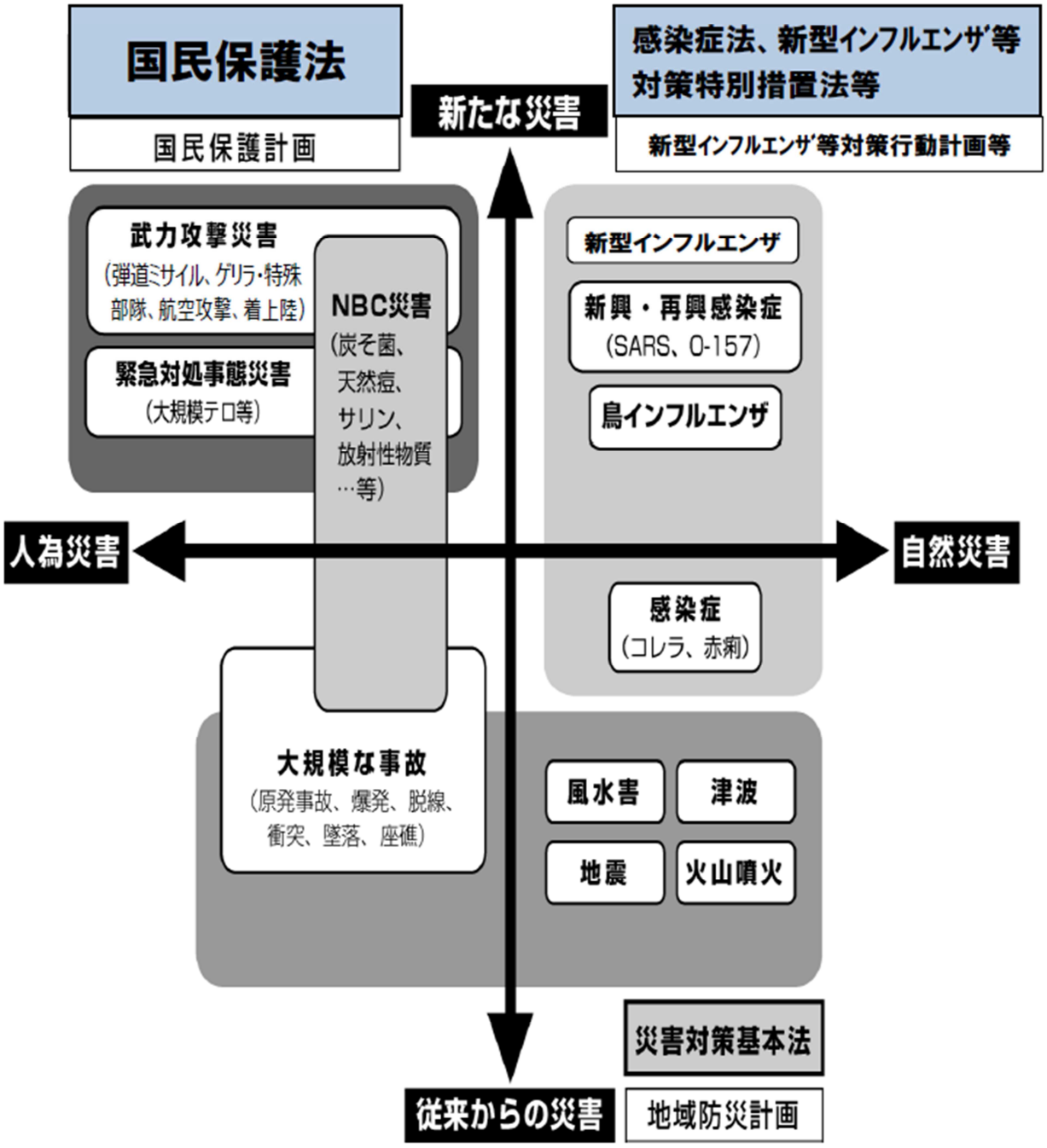
国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第27条	１号	発電所、変電所	経済産業省
	２号	ガス工作物	経済産業省
	３号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	国土交通省、環境省
	４号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	５号	電気通信事業用交換設備	総務省
	６号	放送用無線設備	総務省
	７号	水域施設、係留施設	国土交通省
	８号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	９号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第28条	１号	危険物	総務省消防庁
	２号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	３号	火薬類	経済産業省
	４号	高圧ガス	経済産業省
	５号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	６号	核原料物質	原子力規制委員会
	７号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	８号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	９号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

参　考　資　料

参考資料１　武力攻撃事態等への対処に関する法制



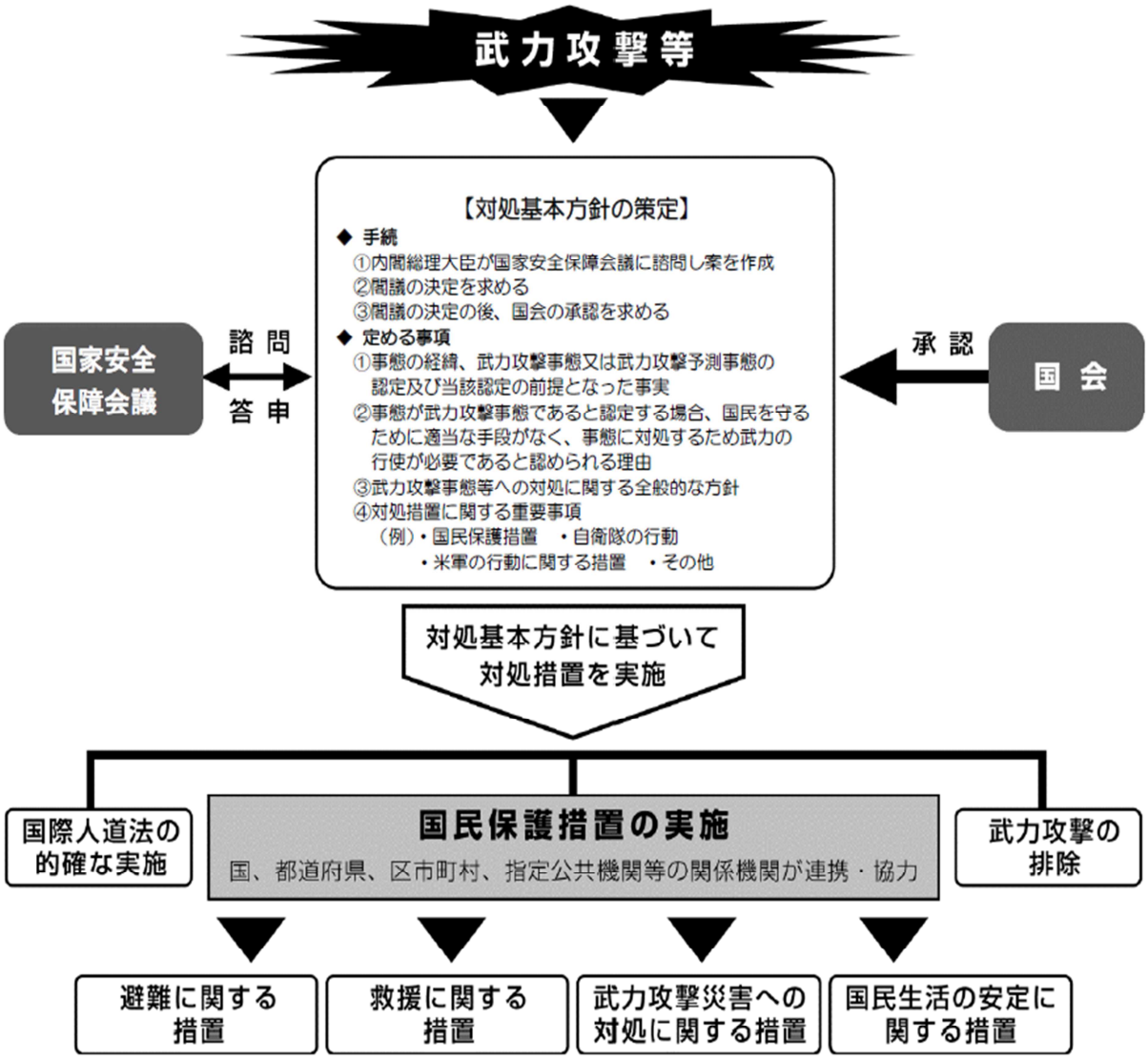
参考資料２　災害の累計と関連法制



参考資料３　狛江市国民保護計画の構成



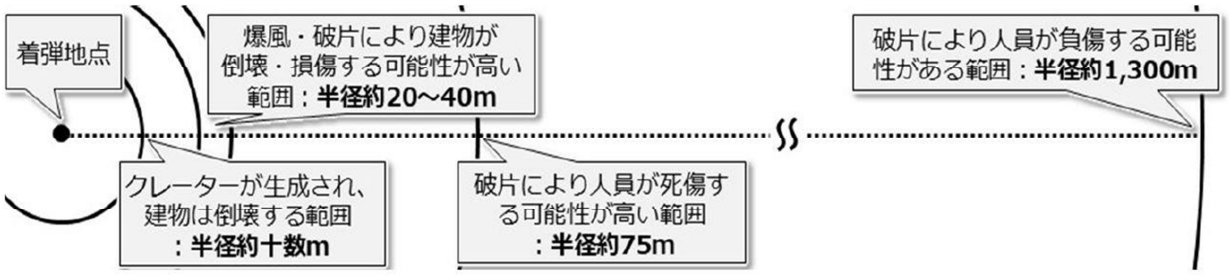
参考資料４　国民保護措置の実施



参考資料５　想定されるリスク（参考）

１　弾道ミサイル攻撃

日本が侵略を受ける場合、費用対効果から、初期の段階は弾道ミサイル攻撃が主流となり、その後、航空攻撃や着上陸侵攻に移行することが想定される。弾道ミサイル攻撃は、発射前に着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想される。１トンの爆薬を搭載した通常弾頭のミサイルが着弾した場合の被害イメージの一例は以下のとおり。



そのため、弾道ミサイル発射情報が全国瞬時警報システム（J アラート）を通じて、区市町村からの防災行政無線やテレビ、ラジオ、緊急速報メールなどにより伝達された場合は、速やかに近くの堅ろうな建築物や地下施設（該当する建物がなければ、それ以外の建物）に避難し、堅ろうな建物に限らず屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する必要がある。

また、弾頭の種類（通常弾頭、化学弾頭など）は、着弾前に特定することは困難であり、弾頭の大きさによっては被害が多大になる可能性がある。よって、建物などに避難することができなければ、物陰に隠れ、身を伏せ、頭を守るとともに、風上側にできるだけ離れることを考慮する必要がある。その後は、テレビ、ラジオやＳＮＳなどを通じて、情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示に従って行動することが重要である。

２　大規模テロ等

テロは突発的に被害が発生し、比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、大規模集客施設やターミナル駅などが爆破された場合は、人的被害が発生し、施設が崩壊し被害が多大になる可能性がある。また、テロを事前に予測することは困難であり、被害が発生した後の犯行声明等によってテロと認識することとなるが、継続して犯行を企図している場合には犯行声明等は行われない。

よって、近傍で爆発などが起こった場合であっても、ＳＮＳ投稿のために興味本位に近付かず、身の安全を確保するためにできる限り速やかにその場から離れることが肝要である。

参考資料６　都からの避難の指示の内容例

避難の指示

都知事
○月○日○時

都においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、下記に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

記

１　Ａ市ＡＡ地区の住民は、Ｂ市ＢＢ地区を避難先として、○日○時目途に避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）

・　運送手段及び避難経路
　国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）
　○○駅より○○鉄道（○○行　○○両編成、○便予定）
　※　○時から○時まで、国道○号及び都道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）
　※　細部については、Ａ市の避難実施要領による。
　※　Ａ市職員の誘導に従って避難する。

２　Ａ市ＢＢ地区の住民は、Ｂ市ＣＣ地区を避難先として、○日○時目途に避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

・　運送手段及び避難経路
　徒歩により、緊急にＤＤ地区に移動の後、追って指示を待つ。
　・・・以下略・・・

（注）避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。
- 武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
- 当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

（注）関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載

参考資料７　都からの避難の指示の内容例

≪ゲリラによる攻撃≫

避難の指示

都知事
○月○日○時

○　弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。
　その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
○　次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内にとどまるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）
○　要避難地域に該当するＡ市ＡＡ地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内にとどまること。
　弾頭の種類は、○○剤と考えられることから、・・・・

≪弾道ミサイルによる攻撃≫

避難の指示

都知事
○月○日○時

○　都内で、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。

○　ＡＡ地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、区市町村長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一次的に避難すること。

○　ＢＢ地区の住民については、区市町村長による誘導に従い、ＣＣ地区へ避難すること。
　健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

参考資料８　弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について

≪弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について≫

Ｊアラート（全国瞬時警報システム）により弾道ミサイル発射情報が発令されたら

【逃げる】
屋外にいる場合、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中や、地下に避難する。

【離れる】
屋内にいる場合、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

【隠れる】
屋外にいる場合で、近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。

※　東京都防災ホームページ：弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000063/1022489.html

参考資料９　警報が発令された場合に直ちにとっていただきたい行動（例）

≪警報が発令された場合に直ちにとっていただきたい行動（例）≫

○　屋内にいる場合
- ドアや窓を全部閉める。
- ガス、水道、換気扇を止める。
- ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。

○　屋外にいる場合
- 近隣の堅ろうな建物や地下街など屋内に避難する。

参考資料 10　武力攻撃の類型などに応じた避難などの留意点

≪武力攻撃の類型などに応じた避難などの留意点≫

○　弾道ミサイルによる攻撃の場合

・　攻撃当初は屋内に避難し、その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。屋内の避難に当たっては、近隣の堅ろうな建物や地下街などに避難する。

○　ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

・　突発的に被害が発生することも考えられるため、攻撃当初は一旦屋内に避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

○　航空攻撃の場合

・　攻撃の目的地を特定せずに、屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが考えられる。屋内への避難に当たっては、近隣の堅ろうな建物や地下街などに避難する。その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

○　着上陸侵攻の場合

・　攻撃が予測された時点において、あらかじめ避難することも想定される。

・　避難が必要な地域が広範囲にわたり遠方への避難が必要となるとともに、避難の期間が長期間にわたることも想定される。避難の経路や手段などについて行政機関からの指示に従い適切に避難する。

○　ＮＢＣ攻撃の場合

・　武力攻撃やテロの手段としてＮＢＣ（核物質、生物剤、化学剤）が用いられた場合には、特別な対応が必要となることから、情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示に従って行動することが重要である。

※　内閣官房国民保護ポータルサイト：武力攻撃やテロなどから身を守るために
https://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryou/hogo_manual.html